

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

平成28年1月

山武郡市環境衛生組合

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の対象廃棄物	6
5. 地域の概況	7
第2章 ごみ処理の現状と課題	26
1. ごみ処理の現状	26
1) ごみ処理体系	26
2) ごみ排出量	28
3) 排出抑制・資源化	42
4) 収集運搬	61
5) 中間処理	65
6) 最終処分	66
7) ごみ処理に関する経費	69
8) 全国平均、千葉県平均との比較(まとめ)	72
2. 前回計画の評価	76
第3章 ごみ処理基本計画	79
1. 基本理念、基本方針	79
2. 数値目標	80
3. 減量化・資源化計画	87
4. 収集・運搬計画	90
5. 中間処理計画	93
6. 最終処分計画	94
7. その他廃棄物関連の計画	95
8. 施策の推進計画	98
9. 今後の施設整備のための検討	100

資料編

数値は、小数点以下の四捨五入により合計欄の値と内訳の合計が一致しない場合があります。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

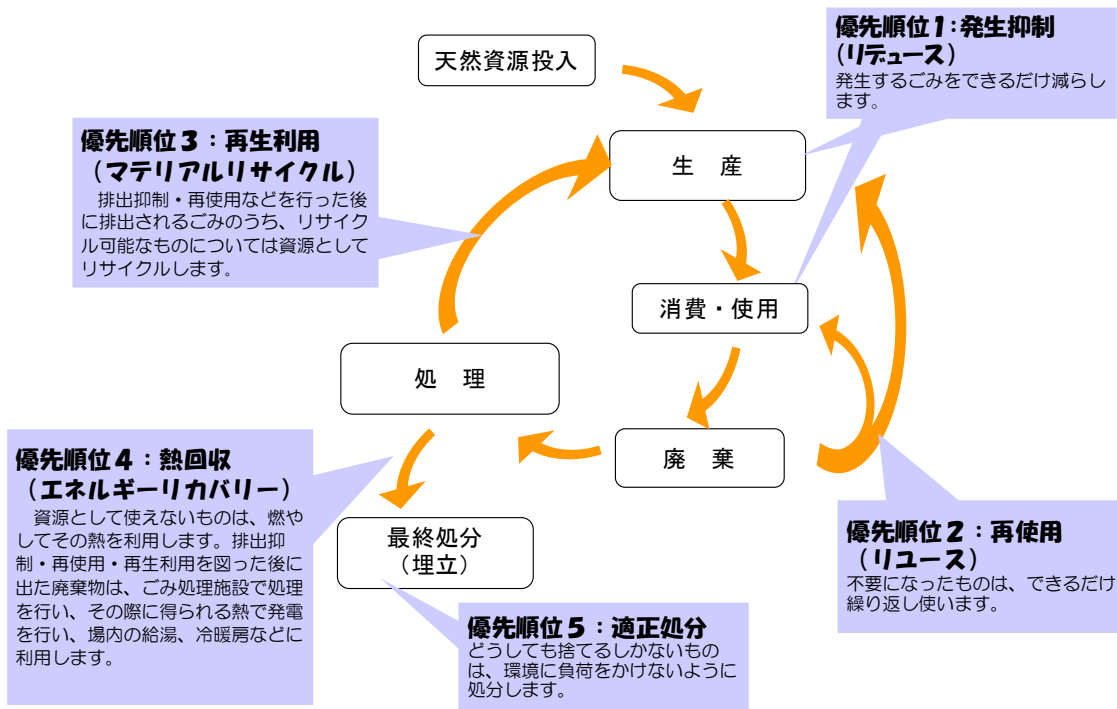
1) 廃棄物処理をめぐる社会的背景

社会経済活動が、大量生産・大量消費・大量廃棄型となり、高度化するにつれ、生活環境の汚染・破壊が進展し、同時に資源採取から廃棄に至る各段階での環境への負荷が高まっています。

このような課題に対し、国では循環型社会形成推進基本法を中心とした法体制を整備し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するための取組を充実させています。

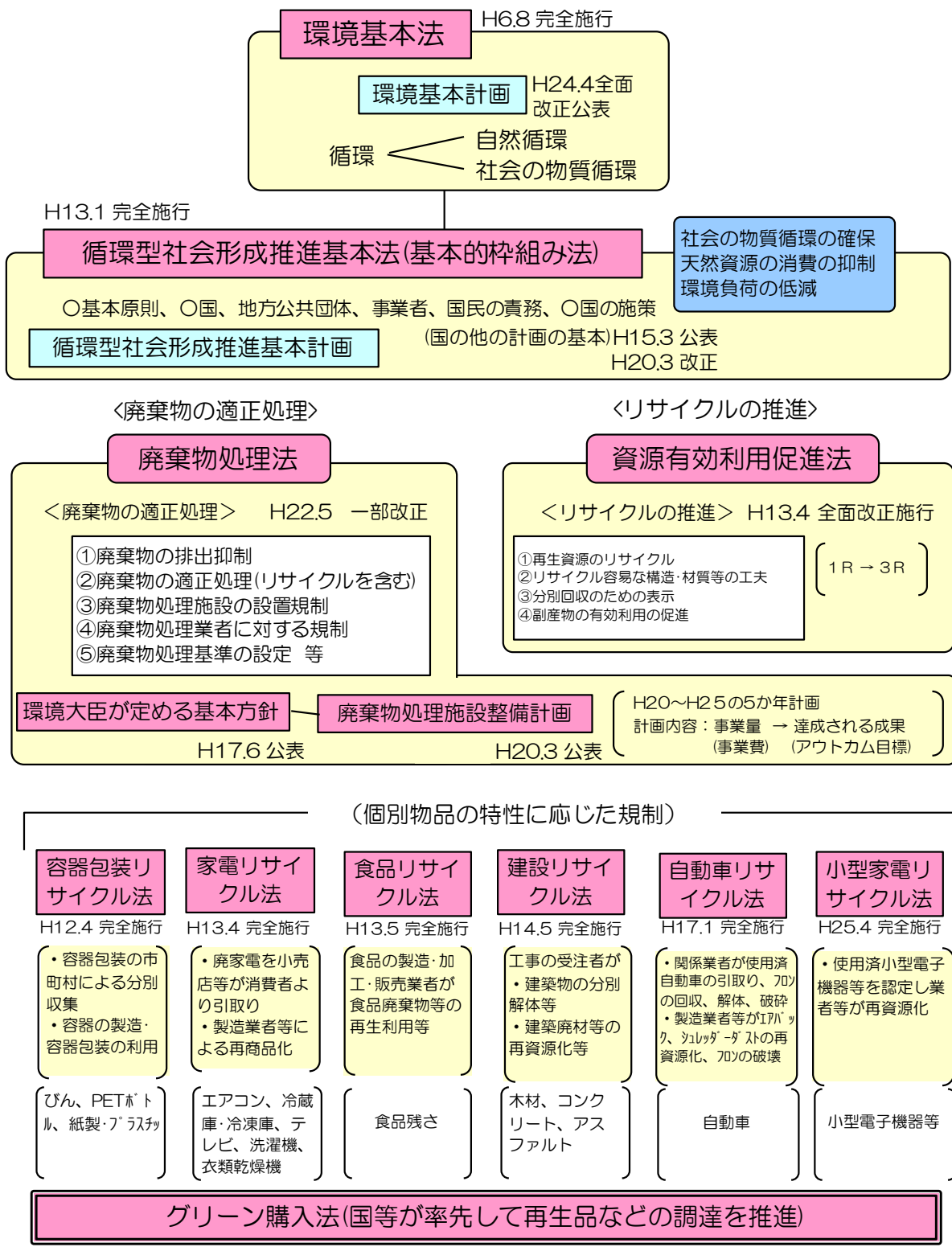
循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。



資料：環境省（一部加筆）

図 1.1.1-1 循環型社会のあるべき姿のイメージ



資料：環境省

図 1.1.1-2 循環型社会の形成と推進のための法体系

2) 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定の経緯

山武郡環境衛生組合（構成：山武市（旧成東町除く）、横芝光町（旧光町除く）及び芝山町：以下「組合」とします。）では、ごみの減量や資源化に向けた取り組みを推進するとともに、長期的な視野に基づく廃棄物処理の基本的事項を定めた「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を平成 22 年度に策定しました。

この計画では、計画期間を平成 22～36 年度の 15 年間とし、社会的背景や廃棄物の処理に関する法律の変化等に応じ、5 年ごとに見直しを行うこととして現在までごみ処理行政を行ってきました。

前回策定から 5 年が経過した今日、ごみ処理に関する法律や社会的背景は変化し、計画の見直しが必要な状況となっています。

組合では引き続き、長期的・総合的な 3 R への取組、ごみの適正処理をさらに進めるための本組合のごみ処理における最上位計画となる「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」（以下「本計画」とします。）を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」とします。）第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないこととされています。

一般廃棄物処理計画は、図 1.2.1-1 に示すとおり、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画である「一般廃棄物処理基本計画」と、基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画である「一般廃棄物処理実施計画」の2つの計画から構成され、それぞれ、ごみに関する部分と生活排水に関する部分があります。

本計画は、一般廃棄物処理基本計画のごみに関する部分を取りまとめたものです。本組合が長期的・総合的な視点に立って、計画的な、ごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めています。

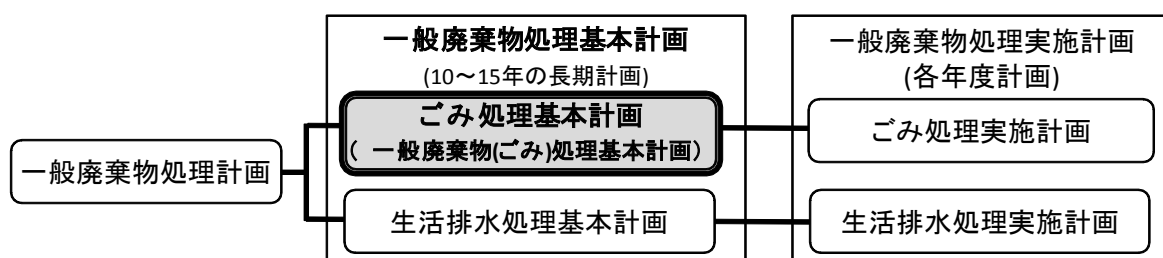


図 1.2.1-1 一般廃棄物処理計画の構成

3. 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 41 年度までの 15 年間を計画期間とします。また、平成 32 年度を中間目標年度とします。

本計画は、概ね 5 年毎に、又は諸条件を大きく超える社会、経済情勢等の変化があった場合、必要に応じ見直しを行います。

見直しにあたっては、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆる P D C A サイクルにより、継続的に計画の点検、評価、見直しを行います。

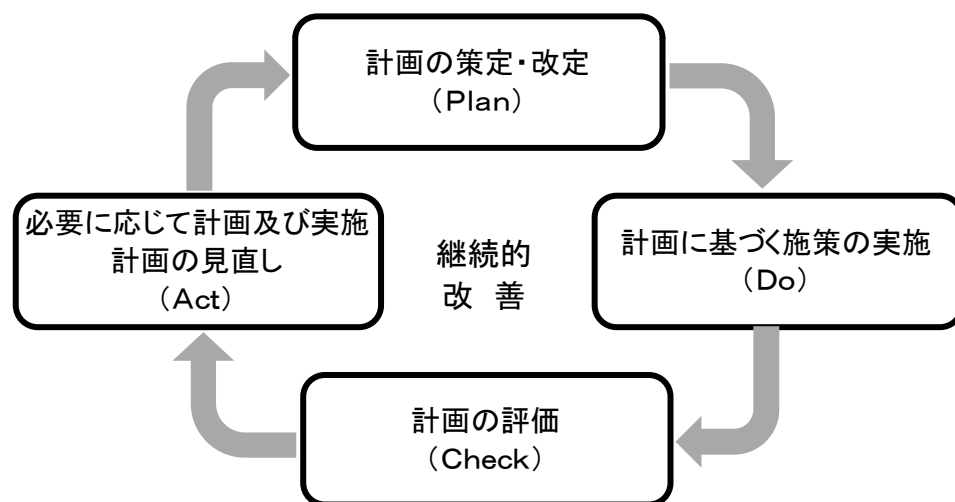
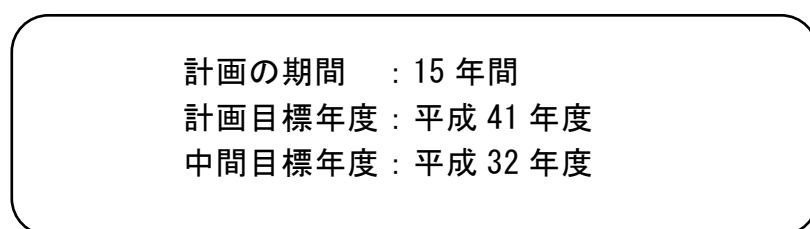
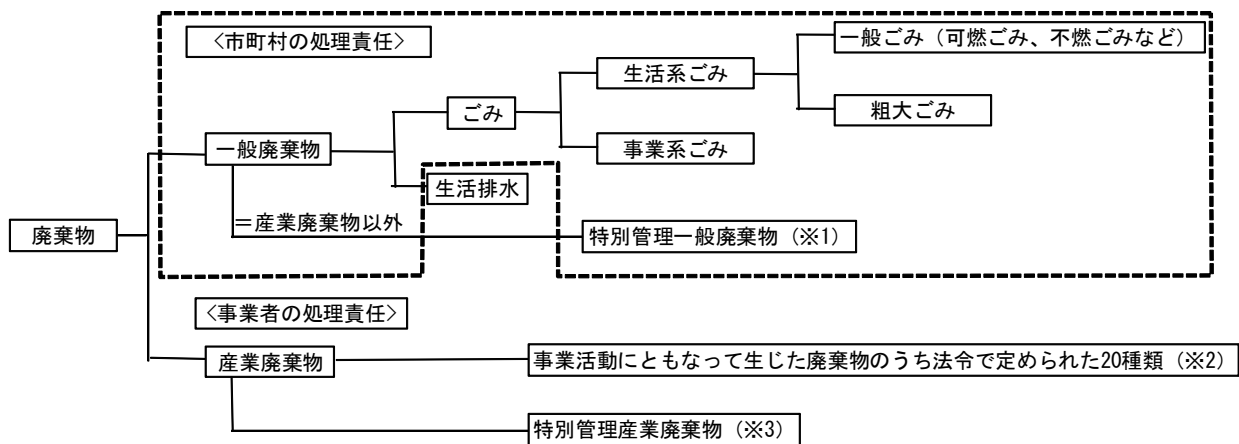


図 1.3.1-1 本計画の点検・見直し・評価（P D C A サイクル）

4. 計画の対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、生活排水を除く「一般廃棄物」です。

なお、廃棄物の区分は図 1.4.1-1 に示すとおりです。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されています。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた20種類のものとして輸入された廃棄物をいいます。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物を指し、し尿のほか主に家庭から発生する家庭系ごみであり、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみも含まれています。



- 注記※1：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの
 ※2：燃えがら、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴミくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの、他に輸入された廃棄物
 ※3：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

図 1.4.1-1 廃棄物の区分

5. 地域の概況

1) 位置と地勢

千葉県は、本州の中央東端に位置し、東西に狭く、海洋に突出する半島であって、南東部は太平洋に面し、西部の一部は東京湾を形成し、北西は江戸川をへだてて東京都及び埼玉県に接し、北は利根川を境にして茨城県につらなる島嶼的存在です。

本組合を構成している1市2町の位置は下図に示すとおり、本県東部に位置し、東西約20km、南北約18km、総面積176.43m²（旧山武町52.05m²、旧蓮沼村9.72m²、旧横芝町33.6m²、旧松尾町37.59m²、芝山町43.47m²）を有しています。

また、本組合圏域は、東京都から東へ60km、県庁所在地の千葉市から東へ30km、新東京国際空港の南約13kmと立地条件に恵まれている地域です。

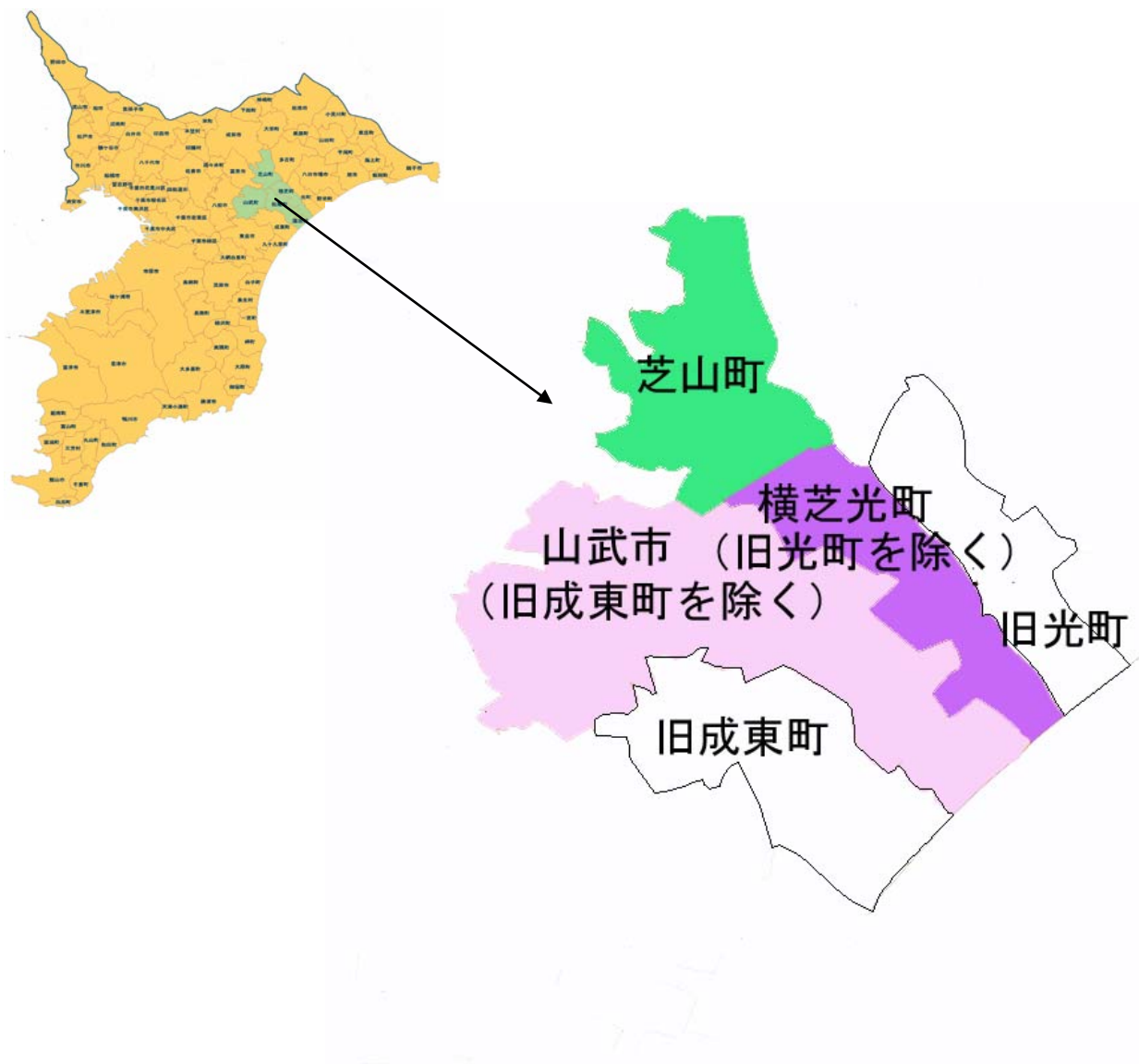


図 1.5.1-1 組合の対象区域

2) 人口

(1)人口の推移

①山武市（旧成東町を含む）

人口・世帯数の推移は表 1.5.2-1、図 1.5.2-1 に示すとおりです。

人口は減少傾向にあり、世帯数は平成 25 年度まで増加傾向が見られるものの、平成 26 年度は若干減少しています。

世帯人数についても減少傾向にあり、核家族化が進行しています。

表 1.5.2-1 人口・世帯数の推移 山武市（旧成東町を含む）

(各年10月1日)

年度	世帯数	人口			1世帯当たり 人員
		総数	男	女	
H17	19,086	59,024	29,071	29,953	3.1
H18	19,231	58,527	28,836	29,691	3.0
H19	19,341	57,894	28,490	29,404	3.0
H20	19,446	57,213	28,129	29,084	2.9
H21	19,523	56,522	27,826	28,696	2.9
H22	19,286	56,089	27,676	28,413	2.9
H23	19,391	55,428	27,339	28,089	2.9
H24	19,469	54,676	26,976	27,700	2.8
H25	19,525	53,855	26,644	27,211	2.8
H26	19,496	52,945	26,225	26,720	2.7

(資料：千葉県毎月常住人口調査月報)

※この年報は、千葉県毎月常住人口調査要綱に基づき、直近の国勢調査人口及び世帯数を基準とし、これに毎月の住民基本台帳及び外国人登録の移動状況により集計しています。

世帯数については、国勢調査と住民基本台帳の世帯のとらえ方に若干の相違があります。

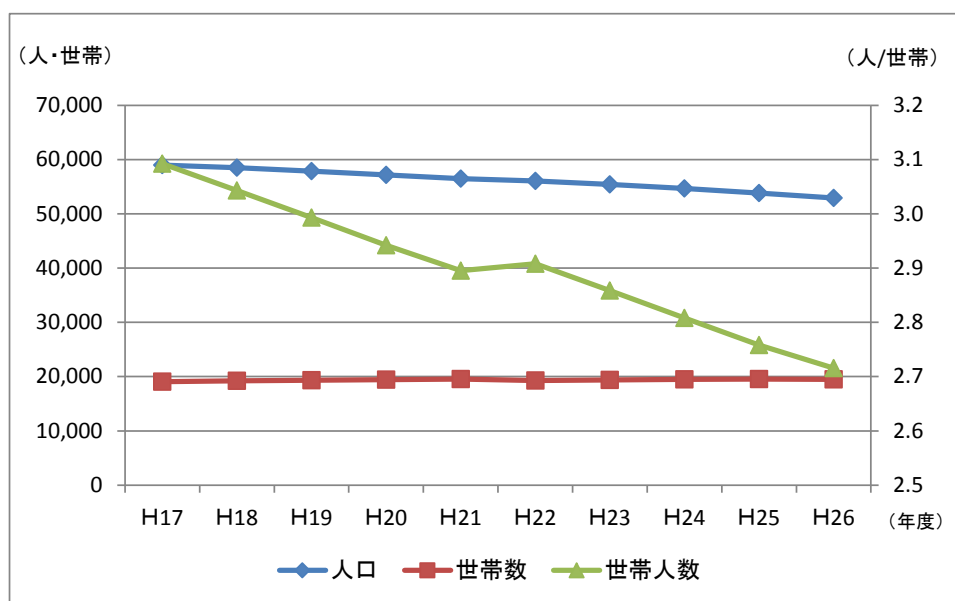


図 1.5.2-1 人口・世帯数の推移 山武市（旧成東町を含む）

②横芝光町（旧光町を含む）

人口・世帯数の推移は表 1.5.2-2、図 1.5.2-2 に示すとおりです。

人口は減少傾向にあり、世帯数は 21 年度から 22 年度にかけて増加しましたが、その後減少傾向にあります。

世帯人数についても減少傾向にあり、核家族化が進行しています。

表 1.5.2-2 人口・世帯数の推移 横芝光町（旧光町を含む）

（各年10月1日）

年度	世帯数	人口			1世帯当たり 人員
		総数	男	女	
H17	8,196	25,981	12,610	13,371	3.2
H18	8,170	25,728	12,481	13,247	3.1
H19	8,148	25,486	12,374	13,112	3.1
H20	8,105	25,268	12,263	13,005	3.1
H21	8,136	25,122	12,228	12,894	3.1
H22	8,278	24,675	12,002	12,673	3.0
H23	8,232	24,431	11,871	12,560	3.0
H24	8,241	24,258	11,822	12,436	2.9
H25	8,181	23,967	11,673	12,294	2.9
H26	8,145	23,757	11,606	12,151	2.9

（資料：千葉県毎月常住人口調査月報）

※この年報は、千葉県毎月常住人口調査要綱に基づき、直近の国勢調査人口及び世帯数を基準とし、これに毎月の住民基本台帳及び外国人登録の移動状況により集計しています。

世帯数については、国勢調査と住民基本台帳の世帯のとらえ方に若干の相違があります。

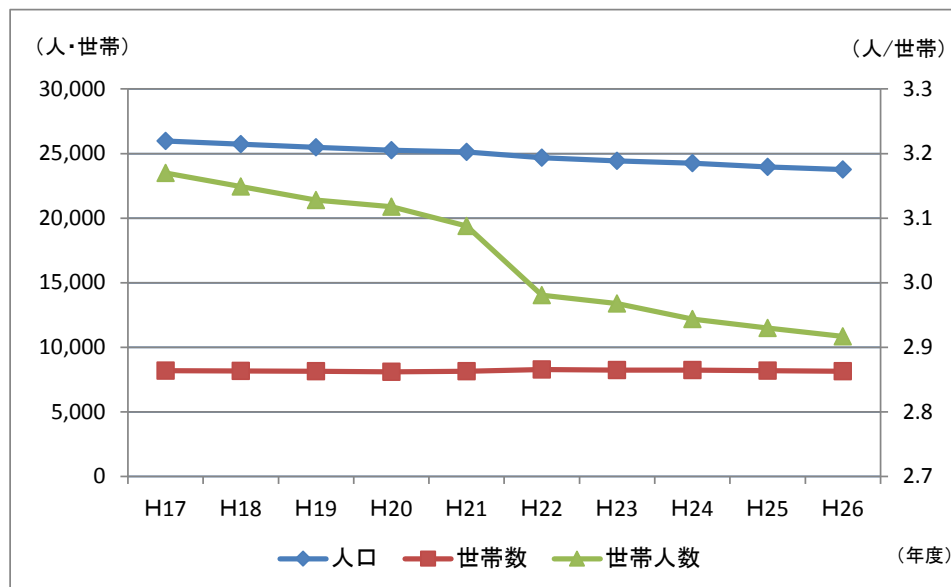


図 1.5.2-2 人口・世帯数の推移 横芝光町（旧光町を含む）

③芝山町

人口・世帯数の推移は表 1.5.2-3、図 1.5.2-3 に示すとおりです。

人口は減少傾向にあり、世帯数は平成 21 年度まで増加傾向が見られましたが、その後も減少傾向にあります。

世帯人数についても減少傾向にあり、核家族化が進行しています。

表 1.5.2-3 人口・世帯数の推移 芝山町

(各年10月1日)

年度	世帯数	人口			1世帯当たり 人員
		総 数	男	女	
H17	2,454	8,389	4,161	4,228	3.4
H18	2,474	8,323	4,138	4,185	3.4
H19	2,496	8,275	4,099	4,176	3.3
H20	2,525	8,167	4,042	4,125	3.2
H21	2,539	8,058	3,968	4,090	3.2
H22	2,470	7,920	3,887	4,033	3.2
H23	2,464	7,767	3,823	3,944	3.2
H24	2,468	7,701	3,776	3,925	3.1
H25	2,453	7,615	3,735	3,880	3.1
H26	2,411	7,467	3,670	3,797	3.1

(資料：千葉県毎月常住人口調査月報)

※この年報は、千葉県毎月常住人口調査要綱に基づき、直近の国勢調査人口及び世帯数を基準とし、これに毎月の住民基本台帳及び外国人登録の移動状況により集計しています。

世帯数については、国勢調査と住民基本台帳の世帯のとらえ方に若干の相違があります。

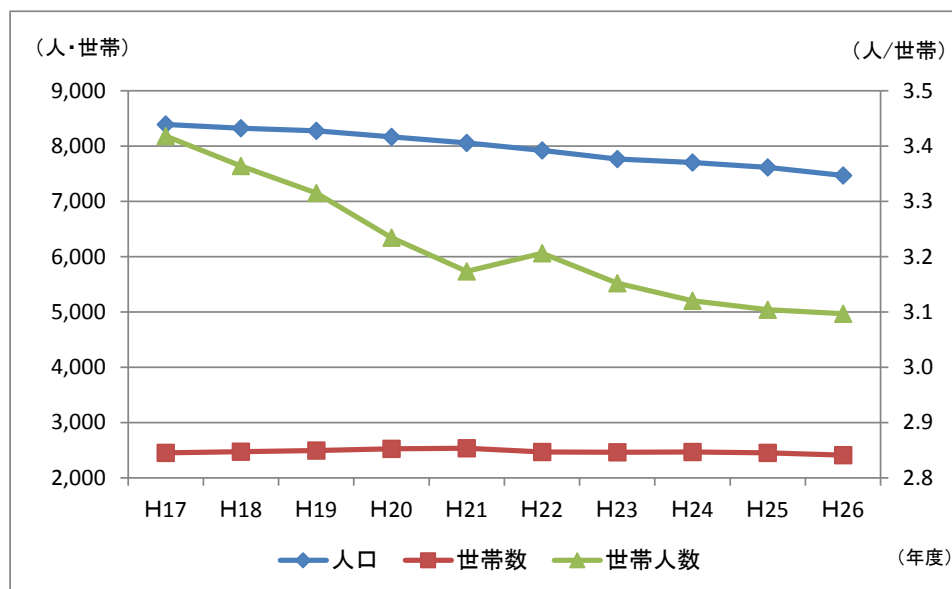


図 1.5.2-3 人口・世帯数の推移 芝山町

(2) 年齢階級別人口

①山武市（旧成東町を含む）

平成26年度における年齢5歳階級別人口構成は表1.5.2-4及び図1.5.2-4に示すとおりです。

人口構成は、60～64歳が最も高く、100歳以降が最も低くなっており、県に比べ50歳以上の割合が多くみられます。

表 1.5.2-4 年齢5歳階級別人口構成 山武市（旧成東町を含む）

(平成26年4月1日午前零時現在)

年齢		男 (人)	女 (人)	総数 (人)	構成比	千葉県 構成比
年少 人口	0～4	802	751	1,553	2.8%	4.0%
	5～9	995	913	1,908	3.4%	4.3%
	10～14	1,195	1,090	2,285	4.1%	4.5%
	小計	2,992	2,754	5,746	10.4%	12.9%
生産年齢	15～19	1,456	1,367	2,823	5.1%	4.6%
	20～24	1,387	1,321	2,708	4.9%	5.0%
	25～29	1,380	1,202	2,582	4.7%	5.6%
	30～34	1,411	1,232	2,643	4.8%	6.3%
	35～39	1,604	1,460	3,064	5.5%	7.4%
	40～44	1,883	1,788	3,671	6.6%	8.4%
	45～49	1,838	1,723	3,561	6.4%	7.1%
	50～54	1,943	1,771	3,714	6.7%	6.0%
	55～59	2,170	2,068	4,238	7.6%	5.8%
	60～64	2,664	2,355	5,019	9.0%	7.2%
	小計	17,736	16,287	34,023	61.3%	63.3%
	老年人口	65～69	2,282	2,171	4,453	8.0%
70～74		1,771	1,931	3,702	6.7%	6.3%
75～79		1,321	1,570	2,891	5.2%	4.6%
80～84		891	1,408	2,299	4.1%	3.1%
85～89		475	1,004	1,479	2.7%	1.7%
90～94		150	498	648	1.2%	0.7%
95～99		32	161	193	0.3%	0.2%
100～		1	25	26	0.0%	0.0%
小計	6,923	8,768	15,691	28.3%	23.8%	
年齢不詳	—	—	—	—	—	
総数	27,651	27,809	55,460	100.0%	100.0%	

(資料：千葉県年齢別・町丁字別人口 平成26年度)

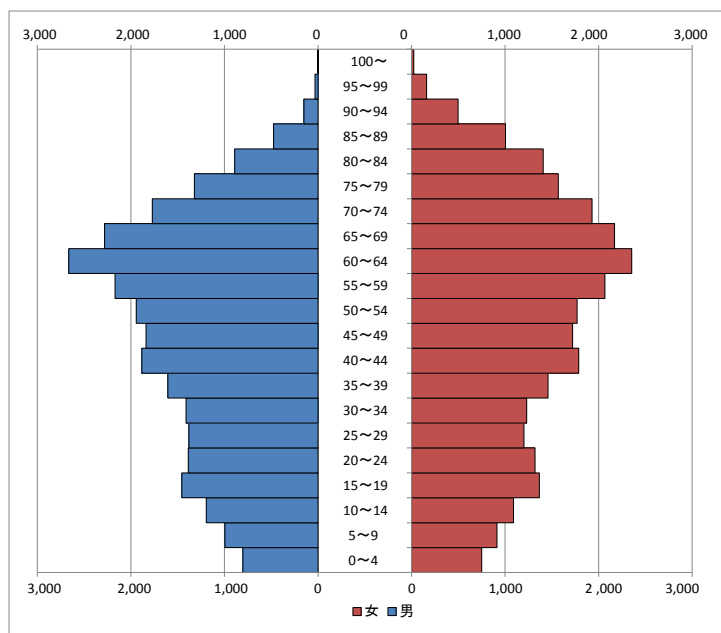


図 1.5.2-4 年齢5歳階級別人口構成 山武市（旧成東町を含む）

②横芝光町（光町を含む）

平成26年度における年齢5歳階級別人口構成は表1.5.2-5及び図1.5.2-5に示すとおりです。

人口構成は、60～64歳が最も高く、100歳以降が最も低くなっており、県に比べ55歳以上の割合が多くみられます。

表 1.5.2-5 年齢5歳階級別人口構成 横芝光町（光町を含む）

(平成26年4月1日午前零時現在)

年齢		男 (人)	女 (人)	総数 (人)	構成比	千葉県 構成比
年少 人口	0～4	413	376	789	3.1%	4.0%
	5～9	506	439	945	3.7%	4.3%
	10～14	605	495	1,100	4.4%	4.5%
	小計	1,524	1,310	2,834	11.2%	12.9%
生産年齢	15～19	607	585	1,192	4.7%	4.6%
	20～24	508	514	1,022	4.1%	5.0%
	25～29	585	538	1,123	4.5%	5.6%
	30～34	612	614	1,226	4.9%	6.3%
	35～39	767	666	1,433	5.7%	7.4%
	40～44	814	822	1,636	6.5%	8.4%
	45～49	733	729	1,462	5.8%	7.1%
	50～54	772	733	1,505	6.0%	6.0%
	55～59	901	877	1,778	7.1%	5.8%
	60～64	1,082	1,056	2,138	8.5%	7.2%
	小計	7,381	7,134	14,515	57.6%	63.3%
	老年 人口	65～69	1,100	980	2,080	8.2%
70～74		815	881	1,696	6.7%	6.3%
75～79		679	820	1,499	5.9%	4.6%
80～84		502	761	1,263	5.0%	3.1%
85～89		291	599	890	3.5%	1.7%
90～94		96	241	337	1.3%	0.7%
95～99		23	67	90	0.4%	0.2%
100～		2	13	15	0.1%	0.0%
小計	3,508	4,362	7,870	31.2%	23.8%	
年齢不詳		—	—	—	—	—
総数		12,413	12,806	25,219	100.0%	100.0%

(資料：千葉県年齢別・町丁字別人口 平成26年度)

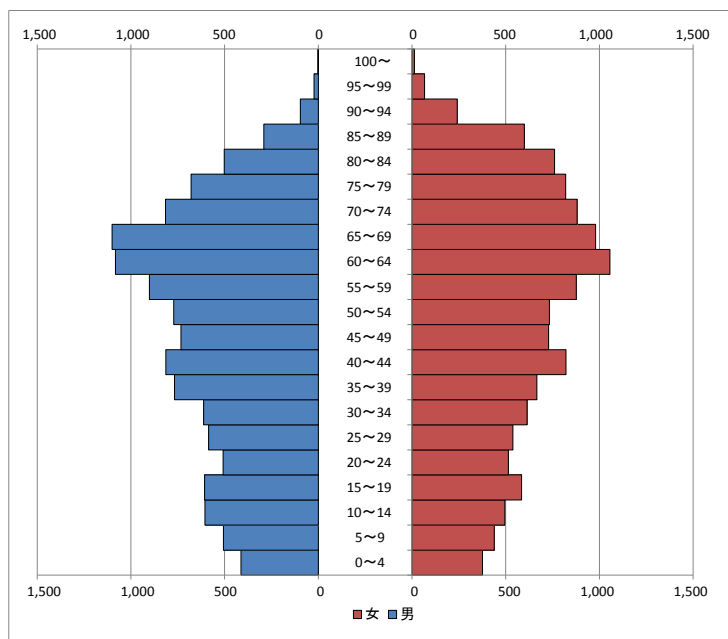


図 1.5.2-5 年齢5歳階級別人口構成 横芝光町（光町を含む）

③芝山町

平成26年度における年齢5歳階級別人口構成は表1.5.2-6及び図1.5.2-6に示すとおりです。

人口構成は、60～64歳が最も高く、100歳が最も低くなっており、県と比べ50歳以上割合が多くなっています。

表 1.5.2-6 年齢5歳階級別人口構成 芝山町

(平成26年4月1日午前零時現在)

年齢		男 (人)	女 (人)	総数 (人)	構成比	千葉県 構成比
年少 人口	0～4	113	111	224	2.9%	4.0%
	5～9	134	151	285	3.7%	4.3%
	10～14	157	144	301	3.9%	4.5%
	小計	404	406	810	10.4%	12.9%
生産年齢	15～19	193	181	374	4.8%	4.6%
	20～24	170	186	356	4.6%	5.0%
	25～29	232	183	415	5.3%	5.6%
	30～34	217	165	382	4.9%	6.3%
	35～39	247	230	477	6.1%	7.4%
	40～44	267	228	495	6.3%	8.4%
	45～49	243	234	477	6.1%	7.1%
	50～54	265	274	539	6.9%	6.0%
	55～59	299	261	560	7.2%	5.8%
	60～64	355	319	674	8.6%	7.2%
	小計	2,488	2,261	4,749	60.8%	63.3%
老年 人口	65～69	336	261	597	7.6%	7.2%
	70～74	243	236	479	6.1%	6.3%
	75～79	187	221	408	5.2%	4.6%
	80～84	151	245	396	5.1%	3.1%
	85～89	77	170	247	3.2%	1.7%
	90～94	22	77	99	1.3%	0.7%
	95～99	6	13	19	0.2%	0.2%
	100～	1	3	4	0.1%	0.0%
小計	1,023	1,226	2,249	28.8%	23.8%	
年齢不詳		—	—	—	—	—
総数		3,915	3,893	7,808	100.0%	100.0%

(資料：千葉県年齢別・町丁字別人口 平成26年度)

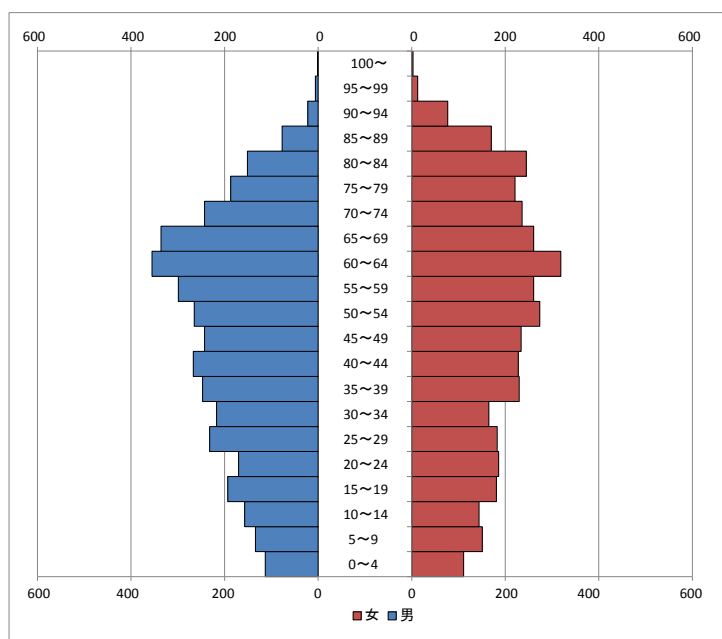


図 1.5.2-6 年齢5歳階級別人口構成 芝山町

【参照 千葉県】

表 1.5.2-7 年齢5歳階級別人口構成 千葉県

(平成26年4月1日午前零時現在)

年齢		男 (人)	女 (人)	総数 (人)	千葉県 構成比
年少 人口	0～4	130,110	122,699	252,809	4.0%
	5～9	137,349	130,564	267,913	4.3%
	10～14	144,816	137,603	282,419	4.5%
	小計	412,275	390,866	803,141	12.9%
生産年齢	15～19	148,661	141,199	289,860	4.6%
	20～24	161,109	148,999	310,108	5.0%
	25～29	183,319	169,167	352,486	5.6%
	30～34	203,717	188,944	392,661	6.3%
	35～39	239,564	221,746	461,310	7.4%
	40～44	271,681	251,340	523,021	8.4%
	45～49	229,823	211,557	441,380	7.1%
	50～54	192,121	180,597	372,718	6.0%
	55～59	182,760	178,917	361,677	5.8%
	60～64	221,772	226,810	448,582	7.2%
	小計	2,034,527	1,919,276	3,953,803	63.3%
老年 人口	65～69	217,389	230,998	448,387	7.2%
	70～74	190,300	204,103	394,403	6.3%
	75～79	134,036	151,858	285,894	4.6%
	80～84	79,810	111,170	190,980	3.1%
	85～89	37,334	71,685	109,019	1.7%
	90～94	10,650	34,199	44,849	0.7%
	95～99	2,186	9,795	11,981	0.2%
	100～	285	1,713	1,998	0.0%
小計	671,990	815,521	1,487,511	23.8%	
年齢不詳		—	—	—	—
総数		3,118,792	3,125,663	6,244,455	100.0%

(資料：千葉県年齢別・町丁字別人口 平成26年度)

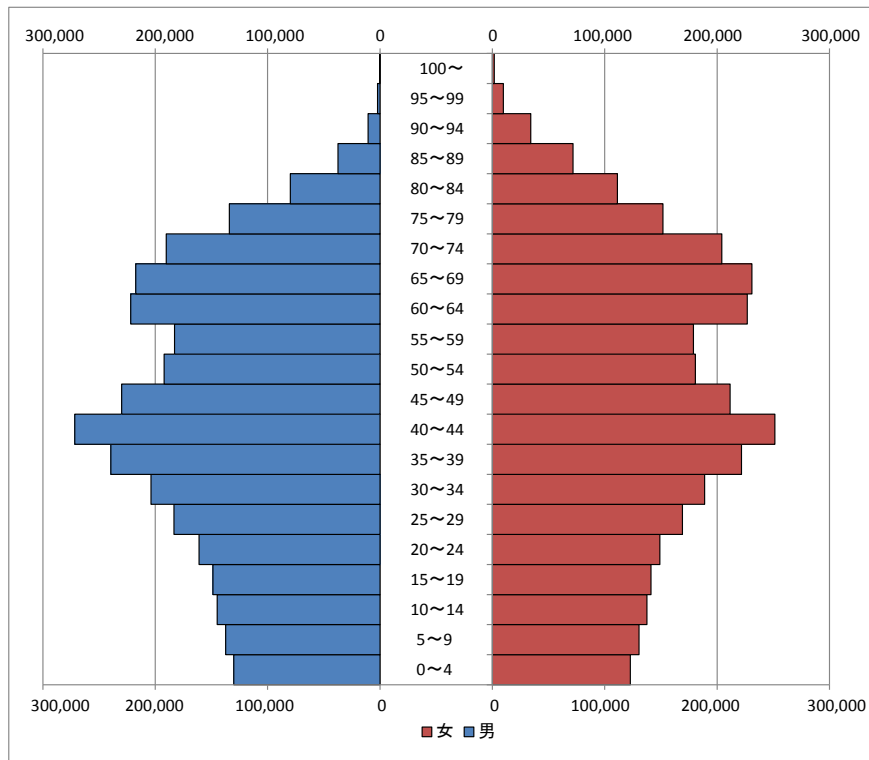


図 1.5.2-7 年齢5歳階級別人口構成 千葉県

3) 産業

(1) 従業者数の推移

①山武市（旧成東町を含む）

産業3部門従業者の推移は表1.5.3-1及び図1.5.3-1に示すとおりです。

従業者数は平成21年度にかけて増加しましたが、平成24年度にかけて大幅に減少しています。第1次産業の構成比は増加傾向にあり、第2次産業の構成比は平成21年度にかけて減少していますが、平成24年度にかけて増加しています。第3次産業の構成比は平成21年度にかけて増加していますが、平成24年度にかけて減少しています。

平成24年度における千葉県の構成比と比較すると、第1次産業と第2次産業の比率が高く、県に比べ農業や製造業が多い地域であることがわかります。

表 1.5.3-1 産業3部門従業者数の推移 山武市（旧成東町を含む）

項目	平成18年		平成21年		平成24年		千葉県(H24)	
	従業者数 (人)	構成比	従業者数 (人)	構成比	従業者数 (人)	構成比	従業者数 (人)	構成比
総数	17,074	100.00%	18,693	100.00%	15,511	100.00%	2,042,622	100.00%
第一次産業	134	0.78%	223	1.19%	204	1.32%	11,875	0.58%
農業、林業	130	0.76%	220	1.18%	181	1.17%	10,507	0.51%
漁業	4	0.02%	3	0.02%	4	0.03%	1,004	0.05%
(農業、林業、漁業 間格付不能)	—	—	—	—	19	0.12%	364	0.02%
第二次産業	5,552	32.52%	5,484	29.34%	5,215	33.62%	403,345	19.75%
鉱業、採石業、砂利採取業	40	0.23%	60	0.32%	25	0.16%	835	0.04%
建設業	1,473	8.63%	1,562	8.36%	1,385	8.93%	154,418	7.56%
製造業	4,039	23.66%	3,862	20.66%	3,805	24.53%	248,092	12.15%
第三次産業	11,388	66.70%	12,986	69.47%	10,092	65.06%	1,627,402	79.67%
電気・ガス・熱供給・水道業	12	0.07%	6	0.03%	2	0.01%	6,836	0.33%
情報通信業	7	0.04%	34	0.18%	22	0.14%	28,366	1.39%
運輸業、郵便業	1,228	7.19%	1,269	6.79%	1,176	7.58%	159,646	7.82%
卸売・小売業	3,241	18.98%	3,727	19.94%	3,211	20.70%	439,850	21.53%
金融・保険業	126	0.74%	133	0.71%	123	0.79%	48,695	2.38%
不動産業、物品賃貸業	138	0.81%	243	1.30%	238	1.53%	53,856	2.64%
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	206	1.10%	190	1.22%	48,317	2.37%
宿泊業、飲食サービス業	1,342	7.86%	1,375	7.36%	1,107	7.14%	219,695	10.76%
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	1,237	6.62%	1,038	6.69%	135,404	6.63%
教育、学習支援業	746	4.37%	750	4.01%	62	0.40%	73,279	3.59%
医療、福祉	1,639	9.60%	1,869	10.00%	1,686	10.87%	231,178	11.32%
複合サービス事業	285	1.67%	264	1.41%	263	1.70%	10,156	0.50%
サービス業(他に分類されないもの)	2,064	12.09%	846	4.53%	974	6.28%	172,124	8.43%
公務(他に分類されないもの)	560	3.28%	1,027	5.49%	—	—	—	—

(資料：平成18年事業所・企業統計調査、平成21年、平成24年経済センサス)

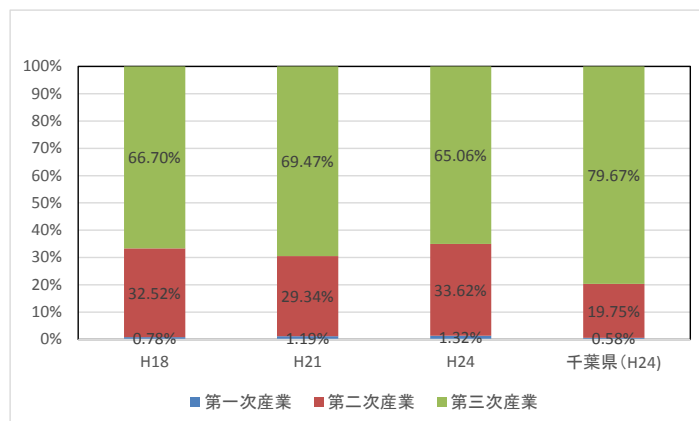


図 1.5.3-1 産業3部門就業者の推移 山武市（旧成東町を含む）

②横芝光町（旧光町を含む）

産業3部門従業員の推移は表1.5.3-2及び図1.5.3-2に示すとおりです。

従業員数は平成21年度にかけて増加しましたが、平成24年度にかけて大幅に減少しています。第1次産業の構成比は増加傾向にあり、第2次産業の構成比は平成21年にかけて減少しましたが、平成24年にかけて増加しています。第3次産業の構成比は平成21年度にかけて増加しましたが、平成24年度にかけて減少しています。

平成24年度における千葉県の構成比と比較すると、第1次産業と第2次産業の比率が高く、県に比べ農業や製造業が多い地域であることがわかります。

表 1.5.3-2 産業3部門従業員の推移 横芝光町（旧光町を含む）

項目	平成18年		平成21年		平成24年		千葉県(H24)	
	従業員数 (人)	構成比	従業員数 (人)	構成比	従業員数 (人)	構成比	従業員数 (人)	構成比
総数	8,027	100.00%	8,086	100.00%	7,031	100.00%	2,042,622	100.00%
第一次産業	110	1.37%	116	1.43%	182	2.59%	11,875	0.58%
農業、林業	110	1.37%	116	1.43%	182	2.59%	10,507	0.51%
漁業	—	—	—	—	—	—	1,004	0.05%
(農業、林業、漁業 間格付不能)	—	—	—	—	—	—	364	0.02%
第二次産業	2,821	35.14%	2,767	34.22%	2,513	35.74%	403,345	19.75%
鉱業、採石業、砂利採取業	8	0.10%	7	0.09%	7	0.10%	835	0.04%
建設業	1,191	14.84%	1,145	14.16%	985	14.01%	154,418	7.56%
製造業	1,622	20.21%	1,615	19.97%	1,521	21.63%	248,092	12.15%
第三次産業	5,096	63.49%	5,203	64.35%	4,336	61.67%	1,627,402	79.67%
電気・ガス・熱供給・水道業	17	0.21%	17	0.21%	—	—	6,836	0.33%
情報通信業	1	0.01%	1	0.01%	1	0.01%	28,366	1.39%
運輸業、郵便業	208	2.59%	313	3.87%	276	3.93%	159,646	7.82%
卸売・小売業	1,867	23.26%	1,845	22.82%	1,663	23.65%	439,850	21.53%
金融・保険業	122	1.52%	117	1.45%	129	1.83%	48,695	2.38%
不動産業、物品賃貸業	117	1.46%	113	1.40%	75	1.07%	53,856	2.64%
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	78	0.96%	82	1.17%	48,317	2.37%
宿泊業、飲食サービス業	537	6.69%	581	7.19%	508	7.23%	219,695	10.76%
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	471	5.82%	446	6.34%	135,404	6.63%
教育、学習支援業	290	3.61%	304	3.76%	110	1.56%	73,279	3.59%
医療、福祉	635	7.91%	706	8.73%	589	8.38%	231,178	11.32%
複合サービス事業	130	1.62%	81	1.00%	85	1.21%	10,156	0.50%
サービス業(他に分類されないもの)	988	12.31%	384	4.75%	372	5.29%	172,124	8.43%
公務(他に分類されないもの)	184	2.29%	192	2.37%	—	—	—	—

(資料：平成18年事業所・企業統計調査、平成21年、平成24年経済センサス)

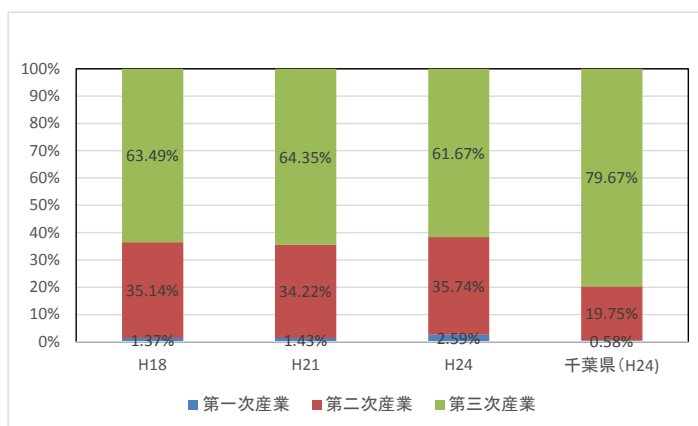


図 1.5.3-2 産業3部門従業員の推移 横芝光町（旧光町を含む）

③芝山町

産業3部門就業者の推移は表1.5.3-3及び図1.5.3-3に示すとおりです。

従業者数は平成21年度にかけて増加しましたが、平成24年度にかけて減少しています。第1次産業、第3次産業の構成比は増加傾向にあり、第2次産業の従業者数は減少傾向にあります。

平成24年における千葉県の構成比と比較すると、第1次産業と第2次産業の比率が高く、県に比べ農業や製造業が多い地域であることがわかります。

表 1.5.3-3 産業3部門従業者の推移 芝山町

項目	平成18年		平成21年		平成24年		千葉県(H24)	
	従業者数 (人)	構成比	従業者数 (人)	構成比	従業者数 (人)	構成比	従業者数 (人)	構成比
総数	7,706	100.00%	8,195	100.00%	8,054	100.00%	2,042,622	100.00%
第一次産業	91	1.18%	126	1.54%	228	2.83%	11,875	0.58%
農業、林業	91	1.18%	126	1.54%	228	2.83%	10,507	0.51%
漁業	—	—	—	—	—	—	1,004	0.05%
(農業、林業、漁業 間格付不能)	—	—	—	—	—	—	364	0.02%
第二次産業	2,211	28.69%	2,170	26.48%	1,774	22.03%	403,345	19.75%
鉱業、採石業、砂利採取業	5	0.06%	3	0.04%	6	0.07%	835	0.04%
建設業	433	5.62%	466	5.69%	360	4.47%	154,418	7.56%
製造業	1,773	23.01%	1,701	20.76%	1,408	17.48%	248,092	12.15%
第三次産業	5,404	70.13%	5,899	71.98%	6,052	75.14%	1,627,402	79.67%
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	6,836	0.33%
情報通信業	—	—	6	0.07%	6	0.07%	28,366	1.39%
運輸業、郵便業	2,408	31.25%	2,999	36.60%	2,791	34.65%	159,646	7.82%
卸売・小売業	943	12.24%	802	9.79%	826	10.26%	439,850	21.53%
金融・保険業	10	0.13%	13	0.16%	13	0.16%	48,695	2.38%
不動産業、物品賃貸業	38	0.49%	113	1.38%	83	1.03%	53,856	2.64%
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	120	1.46%	78	0.97%	48,317	2.37%
宿泊業、飲食サービス業	131	1.70%	151	1.84%	138	1.71%	219,695	10.76%
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	378	4.61%	424	5.26%	135,404	6.63%
教育、学習支援業	141	1.83%	142	1.73%	55	0.68%	73,279	3.59%
医療、福祉	386	5.01%	417	5.09%	441	5.48%	231,178	11.32%
複合サービス事業	117	1.52%	46	0.56%	41	0.51%	10,156	0.50%
サービス業(他に分類されないもの)	1,012	13.13%	485	5.92%	1,156	14.35%	172,124	8.43%
公務(他に分類されないもの)	218	2.83%	227	2.77%	—	—	—	—

(資料：平成18年事業所・企業統計調査、平成21年、平成24年経済センサス)

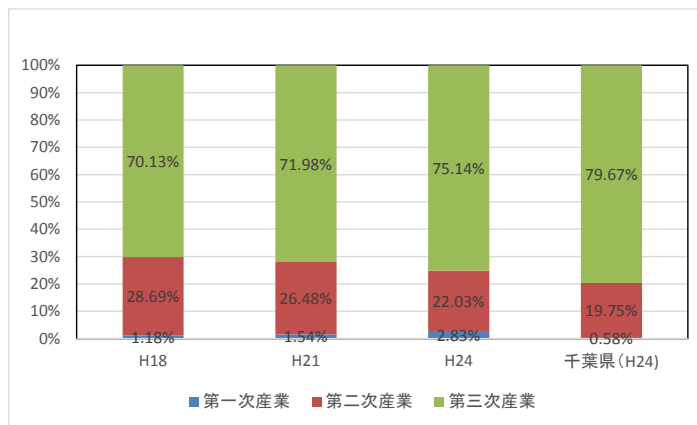


図 1.5.3-3 産業3部門従業者の推移 芝山町

(1) 事業所数の推移

①山武市（旧成東町を含む）

産業3部門事業所の推移は表1.5.3-4及び図1.5.3-4に示すとおりです。

事業所数は平成21年度にかけて増加しましたが、平成24年度にかけて大幅に減少しています。第1次産業の事業所数構成比は平成21年にかけて大幅に増加し、その後も増加傾向にあります。第2次産業の事業所数構成比は増加傾向にあります。第3次産業の事業所数構成比は減少傾向にあり、平成21年度から平成24年度にかけては大幅に減少しています。

種別では、卸売・小売業、建設業、製造業の順に全体に占める割合が多く見られます。

表1.5.3-4 産業3部門事業所数の推移 山武市（旧成東町を含む）

項目	平成18年		平成21年		平成24年		千葉県(H24)	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
総数	2,045	100.00%	2,061	100.00%	1,820	100.00%	190,239	100.00%
第一次産業	11	0.54%	22	1.07%	25	1.37%	963	0.51%
農業、林業	10	0.49%	21	1.02%	22	1.21%	880	0.46%
漁業	1	0.05%	1	0.05%	1	0.05%	49	0.03%
(農業、林業、漁業 間格付不能)	—	—	—	—	2	0.11%	34	0.02%
第二次産業	536	26.21%	546	26.49%	505	27.75%	33,243	17.47%
鉱業、採石業、砂利採取業	4	0.20%	5	0.24%	3	0.16%	82	0.04%
建設業	288	14.08%	302	14.65%	276	15.16%	21,226	11.16%
製造業	244	11.93%	239	11.60%	226	12.42%	11,935	6.27%
第三次産業	1,498	73.25%	1,493	72.44%	1,290	70.88%	156,033	82.02%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.10%	1	0.05%	1	0.05%	139	0.07%
情報通信業	3	0.15%	11	0.53%	8	0.44%	1,621	0.85%
運輸業、郵便業	48	2.35%	64	3.11%	62	3.41%	5,323	2.80%
卸売・小売業	516	25.23%	493	23.92%	429	23.57%	48,023	25.24%
金融・保険業	20	0.98%	22	1.07%	18	0.99%	2,948	1.55%
不動産業、物品賃貸業	51	2.49%	77	3.74%	68	3.74%	13,174	6.92%
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	44	2.13%	41	2.25%	6,579	3.46%
宿泊業、飲食サービス業	246	12.03%	221	10.72%	199	10.93%	25,374	13.34%
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	194	9.41%	174	9.56%	19,576	10.29%
教育、学習支援業	64	3.13%	61	2.96%	23	1.26%	6,640	3.49%
医療、福祉	112	5.48%	108	5.24%	94	5.16%	13,727	7.22%
複合サービス事業	22	1.08%	22	1.07%	22	1.21%	948	0.50%
サービス業(他に分類されないもの)	386	18.88%	152	7.38%	151	8.30%	11,961	6.29%
公務(他に分類されないもの)	28	1.37%	23	1.12%	—	—	—	—

(資料：平成18年事業所・企業統計調査、平成21年、平成24年経済センサス)

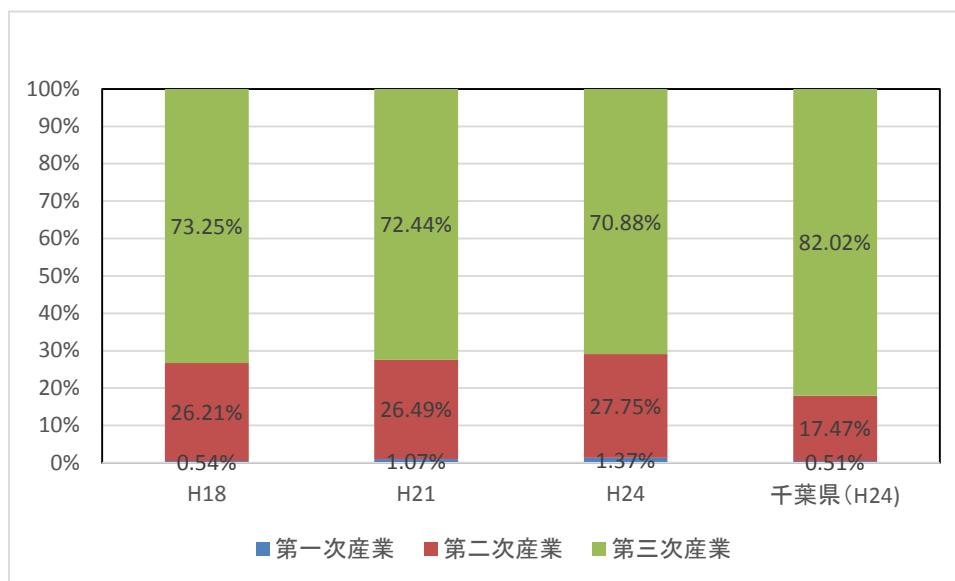


図1.5.3-4 産業3部門従業者の推移 山武市（旧成東町を含む）

②横芝光町（旧光町を含む）

産業3部門事業所の推移は表1.5.3-5及び図1.5.3-5に示すとおりです。

事業所数は減少傾向にあります。第1次産業の事業所数構成比は増加傾向にあり、第3次産業の事業所数構成比も平成21年にかけて減少しましたが、平成24年にかけて増加しています。第2次産業の事業所数構成比は減少傾向にあり、特に平成21年から平成24年にかけて大幅に減少しています。

種別では、卸売・小売業、建設業、生活関連サービス業、娯楽業の順に全体に占める割合が多く見られます。

表 1.5.3-5 産業3部門事業所数の推移 横芝光町（旧光町を含む）

項目	平成18年		平成21年		平成24年		千葉県(H24)	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
総数	1,197	100.00%	1,179	100.00%	1,021	100.00%	190,239	100.00%
第一次産業	9	0.75%	15	1.27%	17	1.67%	963	0.51%
農業、林業	9	0.75%	15	1.27%	17	1.67%	880	0.46%
漁業	—	—	—	—	—	—	49	0.03%
(農業、林業、漁業 間格付不能)							34	0.02%
第二次産業	338	28.24%	332	28.16%	280	27.42%	33,243	17.47%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.17%	2	0.17%	2	0.20%	82	0.04%
建設業	221	18.46%	218	18.49%	183	17.92%	21,226	11.16%
製造業	115	9.61%	112	9.50%	95	9.30%	11,935	6.27%
第三次産業	850	71.01%	832	70.57%	724	70.91%	156,033	82.02%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.08%	1	0.08%	—	—	139	0.07%
情報通信業	1	0.08%	1	0.08%	1	0.10%	1,621	0.85%
運輸業、郵便業	26	2.17%	31	2.63%	26	2.55%	5,323	2.80%
卸売・小売業	305	25.48%	297	25.19%	267	26.15%	48,023	25.24%
金融・保険業	14	1.17%	15	1.27%	15	1.47%	2,948	1.55%
不動産業、物品賃貸業	42	3.51%	39	3.31%	33	3.23%	13,174	6.92%
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	20	1.70%	20	1.96%	6,579	3.46%
宿泊業、飲食サービス業	121	10.11%	118	10.01%	101	9.89%	25,374	13.34%
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	125	10.60%	110	10.77%	19,576	10.29%
教育、学習支援業	33	2.76%	33	2.80%	22	2.15%	6,640	3.49%
医療、福祉	56	4.68%	61	5.17%	52	5.09%	13,727	7.22%
複合サービス事業	14	1.17%	12	1.02%	12	1.18%	948	0.50%
サービス業(他に分類されないもの)	224	18.71%	68	5.77%	65	6.37%	11,961	6.29%
公務(他に分類されないもの)	13	1.09%	11	0.93%	—	—	—	—

(資料：平成18年事業所・企業統計調査、平成21年、平成24年経済センサス)

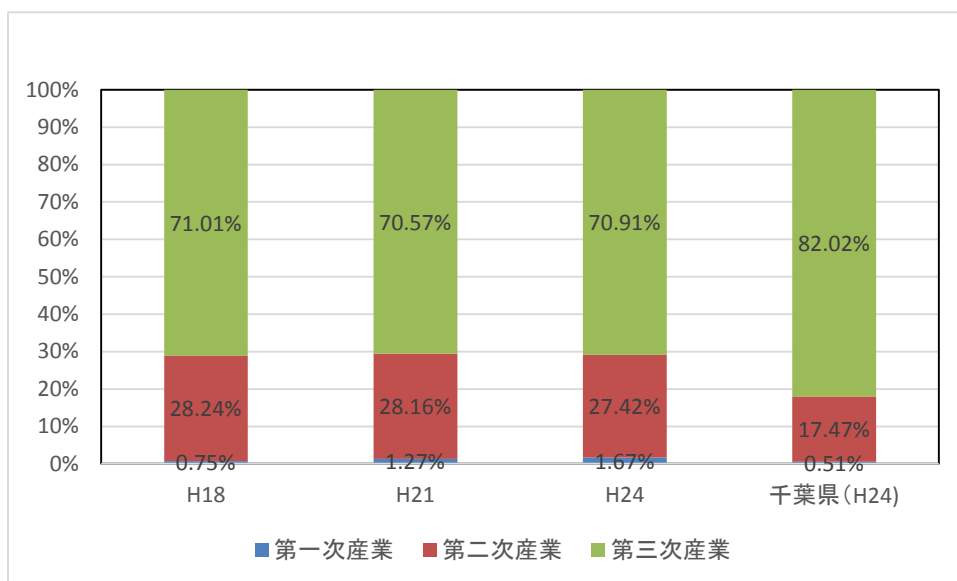


図 1.5.3-5 産業3部門従業員の推移 横芝光町（旧光町を含む）

③芝山町

産業3部門事業所の推移は表1.5.3-6及び図1.5.3-6に示すとおりです。

事業所数は平成21年度にかけて増加しましたが、平成24年度にかけて大幅に減少しています。第1次産業の事業所数構成比は増加傾向にあり、第2次産業の事業所数構成比も平成21年にかけて減少しましたが、平成24年度にかけて増加しています。第3次産業の事業所数構成比は平成21年にかけて増加しましたが、平成24年度にかけて減少しています。

種別では、運輸業・郵便業、卸売・小売業、建設業の順に全体に占める割合が多く見られます。

表 1.5.3-6 産業3部門事業所数の推移 芝山町

項目	平成18年		平成21年		平成24年		千葉県(H24)	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
総数	473	100.00%	510	100.00%	439	100.00%	190,239	100.00%
第一次産業	10	2.11%	14	2.75%	13	2.96%	963	0.51%
農業、林業	10	2.11%	14	2.75%	13	2.96%	880	0.46%
漁業	—	—	—	—	—	—	49	0.03%
(農業、林業、漁業 間格付不能)							34	0.02%
第二次産業	107	22.62%	111	21.76%	99	22.55%	33,243	17.47%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.21%	1	0.20%	1	0.23%	82	0.04%
建設業	56	11.84%	60	11.76%	50	11.39%	21,226	11.16%
製造業	50	10.57%	50	9.80%	48	10.93%	11,935	6.27%
第三次産業	356	75.26%	385	75.49%	327	74.49%	156,033	82.02%
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	139	0.07%
情報通信業	—	—	1	0.20%	1	0.23%	1,621	0.85%
運輸業、郵便業	75	15.86%	109	21.37%	97	22.10%	5,323	2.80%
卸売・小売業	102	21.56%	98	19.22%	84	19.13%	48,023	25.24%
金融・保険業	2	0.42%	3	0.59%	3	0.68%	2,948	1.55%
不動産業、物品賃貸業	8	1.69%	20	3.92%	17	3.87%	13,174	6.92%
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	5	0.98%	6	1.37%	6,579	3.46%
宿泊業、飲食サービス業	36	7.61%	35	6.86%	27	6.15%	25,374	13.34%
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	30	5.88%	31	7.06%	19,576	10.29%
教育、学習支援業	10	2.11%	10	1.96%	4	0.91%	6,640	3.49%
医療、福祉	20	4.23%	19	3.73%	15	3.42%	13,727	7.22%
複合サービス事業	6	1.27%	4	0.78%	4	0.91%	948	0.50%
サービス業(他に分類されないもの)	89	18.82%	43	8.43%	38	8.66%	11,961	6.29%
公務(他に分類されないもの)	8	1.69%	8	1.57%	—	—	—	—

(資料：平成18年事業所・企業統計調査、平成21年、平成24年経済センサス)

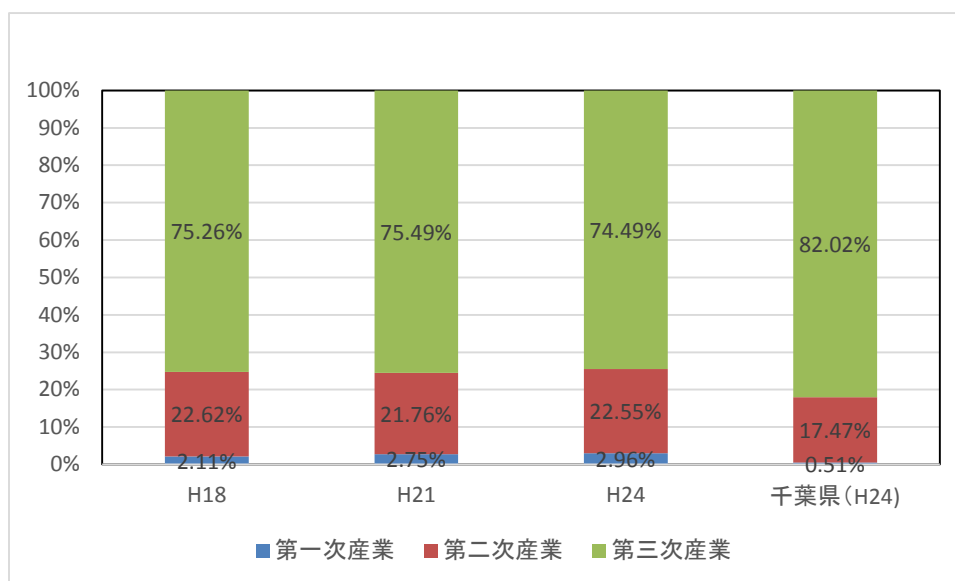


図 1.5.3-6 産業3部門従業者の推移 芝山町

4) 土地利用

①山武市（旧成東町を含む）

地目別土地の推移は、表 1.5.4-1 に、平成 26 年度における地目別土地利用の構成比は図 1.5.4-1 に示すとおりです。

平成 26 年における主な土地の利用は、田、その他、畑です。土地を最も多く利用している田は、全体の 22%を占めています。

表 1.5.4-1 地目別土地の推移 山武市（旧成東町を含む）

年度	総面積 (構成比)	各年1月1日現在(単位:1,000m ²)								
		田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
H22	146,380	32,234	29,427	15,301	221	28,135	-	759	7,847	32,455
	100.0%	22.0%	20.1%	10.5%	0.2%	19.2%	-	0.5%	5.4%	22.2%
H23	146,380	32,221	29,402	15,291	220	28,174	-	759	8,623	31,689
	100.0%	22.0%	20.1%	10.4%	0.2%	19.2%	-	0.5%	5.9%	21.6%
H24	146,380	32,223	29,387	15,320	220	28,173	-	739	8,666	31,652
	100.0%	22.0%	20.1%	10.5%	0.2%	19.2%	-	0.5%	5.9%	21.6%
H25	146,380	32,195	29,344	15,342	220	28,206	-	741	8,663	31,670
	100.0%	22.0%	20.0%	10.5%	0.2%	19.3%	-	0.5%	5.9%	21.6%
H26	146,380	32,162	29,322	15,362	220	28,187	-	727	8,720	31,680
	100.0%	22.0%	20.0%	10.5%	0.2%	19.3%	-	0.5%	6.0%	21.6%

注) 1.田の地積は介在田及び市街化区域田を、畑の地積は介在畑及び市街化区域畑を、山林の地積は介在山林を、それぞれ含みます。「その他」とは、地目が墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園であるものをいいます。

2.端数処理の関係で計と合わない場合があります。

(資料：千葉県統計年鑑)

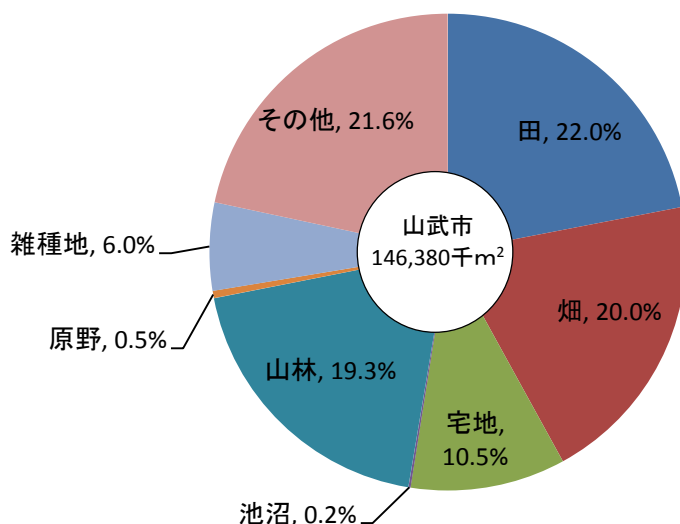


図 1.5.4-1 平成 26 年度地目別土地利用 山武市（旧成東町を含む）

②横芝光町（旧光町を含む）

地目別土地利用の推移は表 1.5.4-2 に、平成 26 年度における地目別土地利用の構成比は図 1.5.4-2 に示すとおりです。

平成 26 年における主な土地利用は、田、その他、畑です。土地を最も多く占めている田は、全体の約 35%を占めています。

表 1.5.4-2 地目別土地の推移 横芝光町（旧光町を含む）

各年1月1日現在(単位:1,000m²)

年度	総面積 (構成比)	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
H22	66,910	23,922	11,341	8,049	39	6,834	-	743	2,508	13,473
	100.0%	35.8%	16.9%	12.0%	0.1%	10.2%	-	1.1%	3.7%	20.1%
H23	66,910	23,805	11,304	8,066	39	6,817	-	742	2,509	13,628
	100.0%	35.6%	16.9%	12.1%	0.1%	10.2%	-	1.1%	3.7%	20.4%
H24	66,910	23,783	11,288	8,100	39	6,821	-	745	2,508	13,626
	100.0%	35.5%	16.9%	12.1%	0.1%	10.2%	-	1.1%	3.7%	20.4%
H25	66,910	23,722	11,255	8,127	90	6,821	-	747	2,542	13,606
	100.0%	35.5%	16.8%	12.1%	0.1%	10.2%	-	1.1%	3.8%	20.3%
H26	66,910	23,713	11,234	8,146	90	6,825	-	748	2,553	13,601
	100.0%	35.4%	16.8%	12.2%	0.1%	10.2%	-	1.1%	3.8%	20.3%

注) 1.田の地積は介在田及び市街化区域田を、畑の地積は介在畑及び市街化区域畑を、山林の地積は介在山林を、それぞれ含みます。「その他」とは、地目が墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園であるものをいいます。

2.端数処理の関係で計と合わない場合があります。

(資料：千葉県統計年鑑)

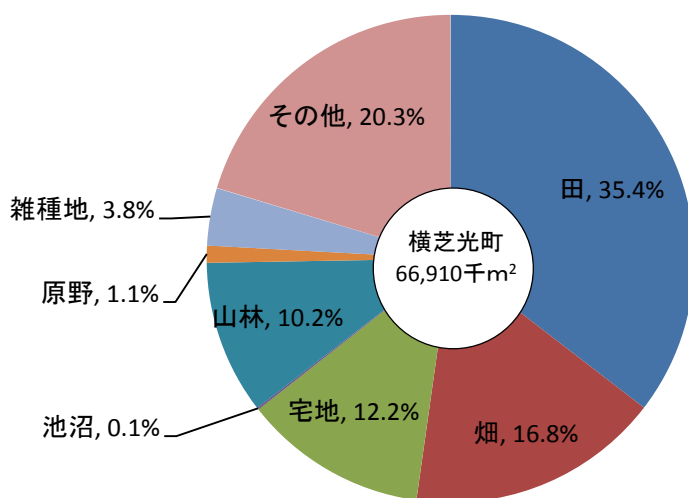


図 1.5.4-2 平成 26 年度地目別土地利用 横芝光町（旧光町を含む）

③芝山町

地目別土地利用の推移は表 1.5.4-3 に、平成 26 年度における地目別土地利用の構成比は図 1.5.4-3 に示すとおりです。

平成 26 年における主な土地利用は、その他、畑、山林です。土地を最も多く占めているその他は、全体の約 21%を占めています。

表 1.5.4-3 地目別土地の推移 芝山町

各年1月1日現在(単位:1,000m²)

年度	総面積 (構成比)	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
H22	43,470	7,347	8,594	3,728	49	7,841	54	552	6,174	9,131
	100.0%	16.9%	19.8%	8.6%	0.1%	18.0%	0.1%	1.3%	14.2%	21.0%
H23	43,470	7,345	8,622	3,746	49	7,893	54	553	6,090	9,118
	100.0%	16.9%	19.8%	8.6%	0.1%	18.2%	0.1%	1.3%	14.0%	21.0%
H24	43,470	7,306	8,599	3,756	49	7,803	54	541	6,224	9,138
	100.0%	16.8%	19.8%	8.6%	0.1%	18.0%	0.1%	1.2%	14.3%	21.0%
H25	43,470	7,310	8,580	3,765	49	7,791	54	539	6,359	9,024
	100.0%	16.8%	19.7%	8.7%	0.1%	17.9%	0.1%	1.2%	14.6%	20.8%
H26	43,470	7,263	8,553	3,768	54	7,785	54	539	6,430	9,024
	100.0%	16.7%	19.7%	8.7%	0.1%	17.9%	0.1%	1.2%	14.8%	20.8%

注) 1.田の地積は介在田及び市街化区域田を、畑の地積は介在畑及び市街化区域畑を、山林の地積は介在山林を、それぞれ含みます。「その他」とは、地目が墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園であるものをいいます。

2.端数処理の関係で計と合わない場合があります。

(資料：千葉県統計年鑑)

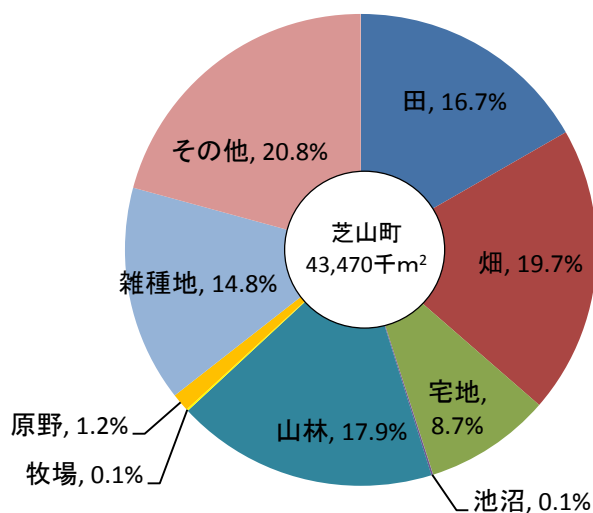


図 1.5.4-3 平成 26 年度地目別土地利用 芝山町

5) 構成市町の将来構想

項目／市町名	山武市（旧成東町を含む）	横芝光町（旧光町を含む）
計画名称	山武市総合計画後期基本計画	第1次横芝光町総合計画後期基本計画
策定年	平成25年3月	平成25年3月
計画目標年度	平成25年度～平成29年度	平成25年度～平成29年度
将来人口	平成29年：54,000人	平成29年：22,900人以上 （総合計画では平成29年：24,000人）
標榜	基本理念 ともに手を携えて誇りを持つ てるまちづくり 将来像 誰もがしあわせを実感できる 独立都市 さんむ	基本理念 調和と想像 自立するまち 将来像 栗山川の流れがはぐくむ 人・自然・文化が共生するまち ～協働のまちづくり～
基本目標・施策 の大綱など	政策1 暮らしを支える快適なまちづくり 政策2 住みやすい環境と安全なまちづくり 政策3 にぎわい豊かな暮らしを創出す るまちづくり 政策4 だれもが生きがいを持って安心 して暮らせるまちづくり 政策5 生涯を通じて人と人とがふれあ い共に学びあえるまちづくり 政策6 市民と行政が協働してつくるま ちづくり	第1章 健康で笑顔が輝くまちづくり 第2章 豊かな心を育む教育・文化のか おるまちづくり 第3章 環境と調和した快適で安全なま ちづくり 第4章 地域の特性を活かした産業のま ちづくり 第5章 互いの理解とふれあいに満ちた まちづくり
ごみ処理など に関する事項	政策2 住みやすい環境と安全なまちづ くり 2-2 廃棄物の減量・処理の適正化 ・ごみの減量化の推進 ・再資源化の推進 ・廃棄物に関する意識の向上と啓発 ・ごみ処理の効率化	第3章 環境と調和した快適で安全なま ちづくり 第1節 暮らしやすい都市の機能を整え る 5. 環境衛生 (1) ごみの適正な処理 ・一部事務組合の運営の充実 ・循環型社会の構築 ・不法投棄防止活動の拡充 ・関連条例の制定 ・協働による環境美化活動の推進
開発等に関する 事項	政策1 暮らしを支える快適なまちづく り 1-1 道路網の整備・充実 ・幹線道路の整備と維持管理 ・生活道路の整備と維持管理 1-2 公共交通網の整備・充実 ・鉄道の利便性向上 ・市内における交通手段の確保 ・バスでの主要都市へのアクセス向上 1-4 都市の整備 ・市街地の整備 ・駅周辺の利便性の向上	第3章 環境と調和した快適で安全なま ちづくり 第1節 暮らしやすい都市の機能を整え る 1. 市街地整備 (2) 市街地の利便性向上 2. 道路・交通 (1) 幹線道路の整備 (2) 生活道路の充実 (3) 公共交通機能の充実促進 3. 住宅 (2) 適正な住宅開発の促進

項目／市町名	芝山町
計画名称	第4次芝山町総合計画
策定年	平成23年3月
計画目標年度	平成23年度～平成32年度
将来人口	平成27年：9,000人 平成32年：10,000人
標榜	基本理念 自立と連携 将来像 活力ある緑の大地と空がふれあ うまち・芝山
基本目標・施策の大綱など	<p><まちづくり編></p> <p>第1章 臨空のまちづくりをめざして</p> <p>第2章 快適で安全なまちづくりをめざして</p> <p>第3章 共に支えあうまちづくりをめざして</p> <p>第4章 人材を育てるまちづくりをめざして</p> <p><推進編></p> <p>第1章 開かれた町政と協働の推進</p> <p>第2章 効率的・効果的な行財政運営</p> <p>第3章 広域連携の充実</p>
ごみ処理などに関する事項	<p>第2章 快適で安全なまちづくりをめざして</p> <p>3. 快適な生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理と資源化、減量化の促進 ・不法投棄の防止
開発等に関する事項	<p>第1章 臨空のまちづくりをめざして</p> <p>1. 魅力あるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨空のまちづくりの拠点整備 ・特色をいかした地域開発の促進 <p>6. 交流連携を支える交通・通信ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高規格幹線道路等の整備促進 ・幹線道路の整備促進 ・町道等の整備 ・道路環境の整備

第2章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の現状

1) ごみ処理体系

(1) ごみ処理フロー

本組合のごみ処理フローは図 2.1.1-1 に示すとおりです。

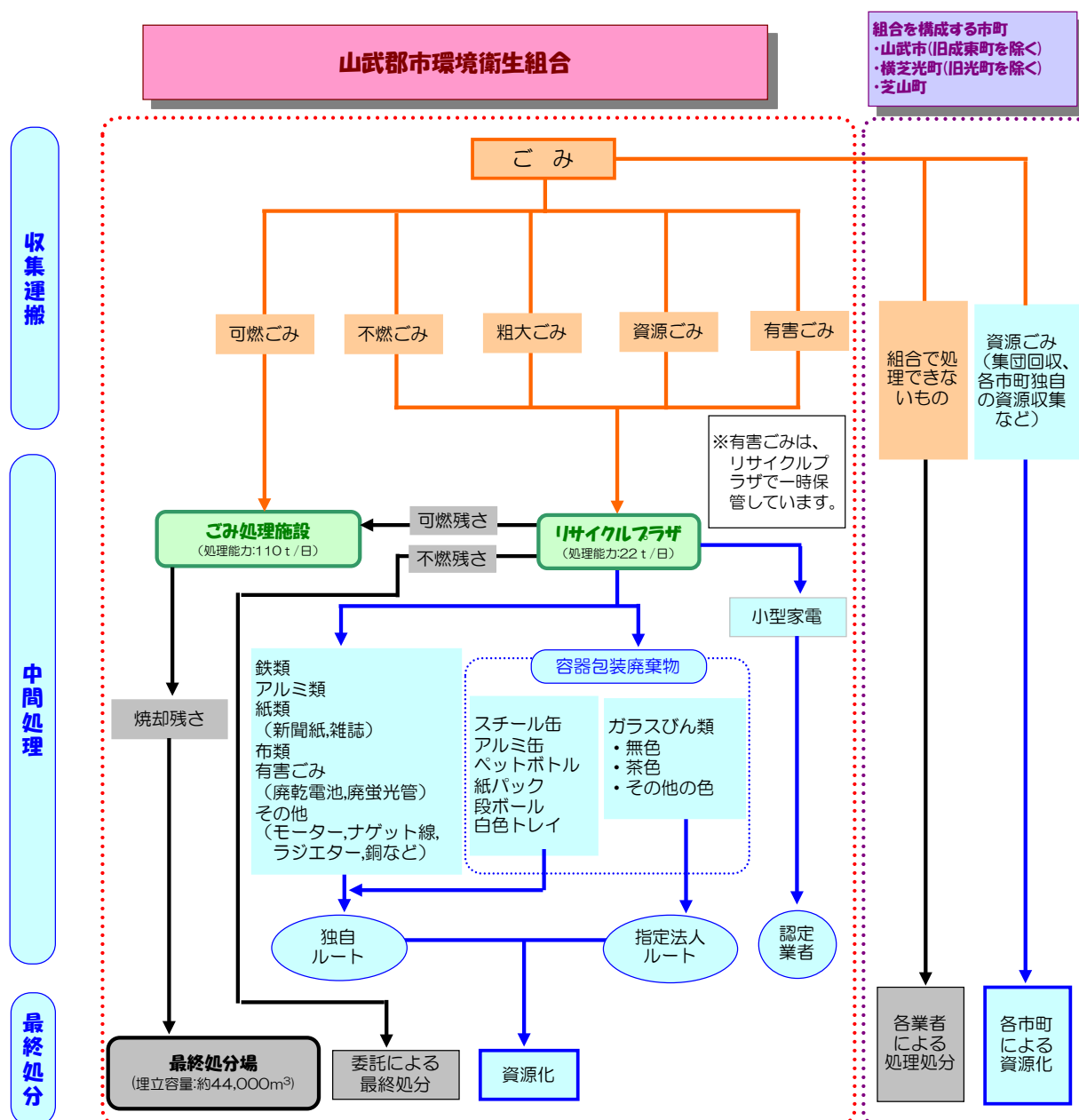


図 2.1.1-1 ごみ処理フロー

(2) 処理主体

本組合におけるごみ処理の処理主体は、表 2.1.1-1 に示すとおりです。

表 2.1.1-1 ごみ処理の処理主体

項目	収集運搬	中間処理	最終処分
処理主体	家庭系ごみ：組合 事業系ごみ：許可業者 直接搬入：搬入者	組合	組合

2) ごみ排出量

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の実績は表 2.1.2-1、図 2.1.2-1 に示すとおりです。

平成 26 年度における組合全体の総排出量は、年間 15,064 t となっており、平成 17 年度と比較すると 2,311 t に減少しています。

平成 26 年度における構成市町別のごみ排出量は、山武市（旧成東町を除く）が 7,862 t、横芝光町（旧光町を除く）が 3,767 t、芝山町が 3,435 t となっており、平成 17 年と比較すると、山武市（旧成東町を除く）が 426 t、横芝光町（旧光町を除く）が 925 t、芝山町が 960 t と全ての構成市町村において減少しています。

表 2.1.2-1 ごみ排出量の実績

(単位：t/年)

市町名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
山武市 (旧成東町を除く)	8,288	8,457	8,324	7,894	8,065	8,191	8,048	8,028	8,054	7,862
横芝光町 (旧光町を除く)	4,692	4,537	4,444	4,144	4,008	3,961	3,727	3,772	3,910	3,767
芝山町	4,395	3,775	3,221	3,323	3,341	3,254	3,173	3,465	3,505	3,435
組 合	17,375	16,769	15,989	15,361	15,414	15,406	14,948	15,265	15,469	15,064

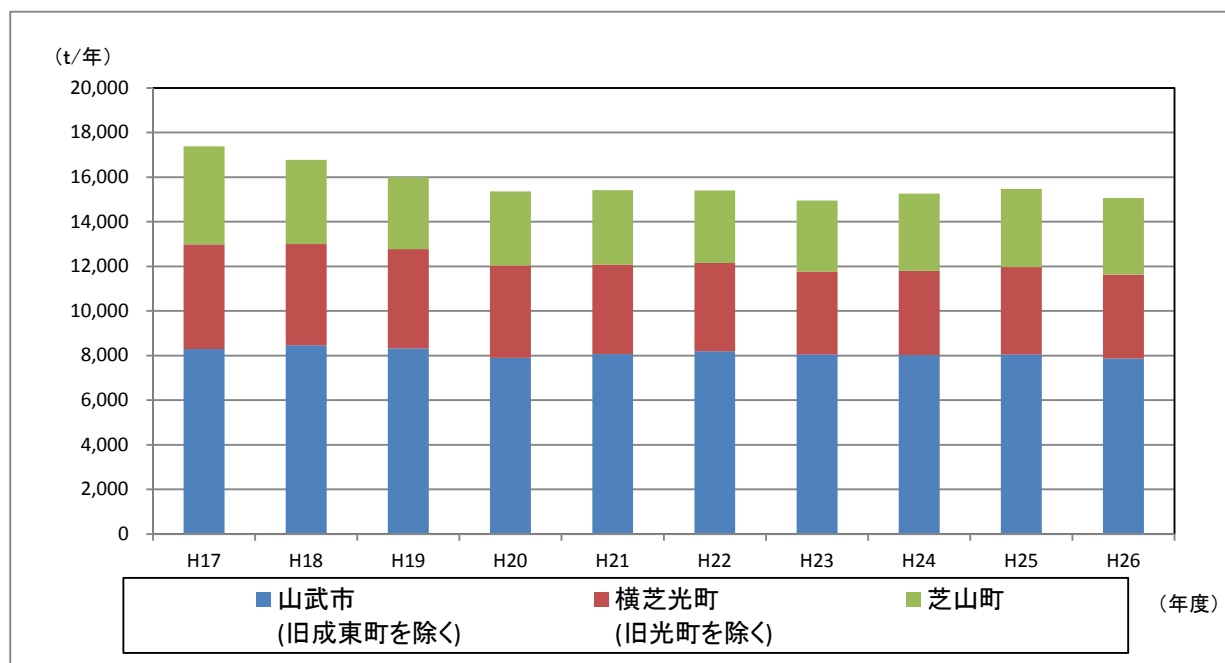


図 2.1.2-1 ごみ排出量の実績

(2) 1人1日当たりのごみ排出量の比較

構成市町別の1人1日当たりの排出量は、表 2.1.2-2、図 2.1.2-2 に示すとおりです。

平成 26 年度における組合全体の1人1日当たりの排出量は、777 g となっており、平成 17 年度と比較すると 28 g に減少しています。

平成 26 年度における構成市町別の1人1日当たりの排出量は、山武市(旧成東町を除く)が 679 g、横芝光町(旧光町を除く)が 749 g、芝山町が 1,231 g となっており、平成 17 年度と比較すると、山武市(旧成東町を除く)が 45 g 増加しており、横芝光町(旧光町を除く)が 121 g、芝山町が 178 g と減少しております。

平成 26 年における1人1日当たりの排出量については組合の中で最も高い値である芝山町は、最も低い値である山武市(旧成東町を除く) 679 g の 1.81 倍となっています。

また、1人1日当たりの排出量の全国平均及び千葉県平均の比較は、表 2.1.2-3、図 2.1.2-3 に示すとおりです。

表 2.1.2-2 1人1日当たりのごみ排出量

(単位：g/人日)

市町名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
山武市 (旧成東町を除く)	634	654	649	625	645	663	659	668	682	679
横芝光町 (旧光町を除く)	870	846	834	785	765	762	719	736	772	749
芝山町	1,409	1,220	1,052	1,104	1,124	1,105	1,084	1,197	1,230	1,231
組 合	805	784	753	735	744	751	735	762	785	777

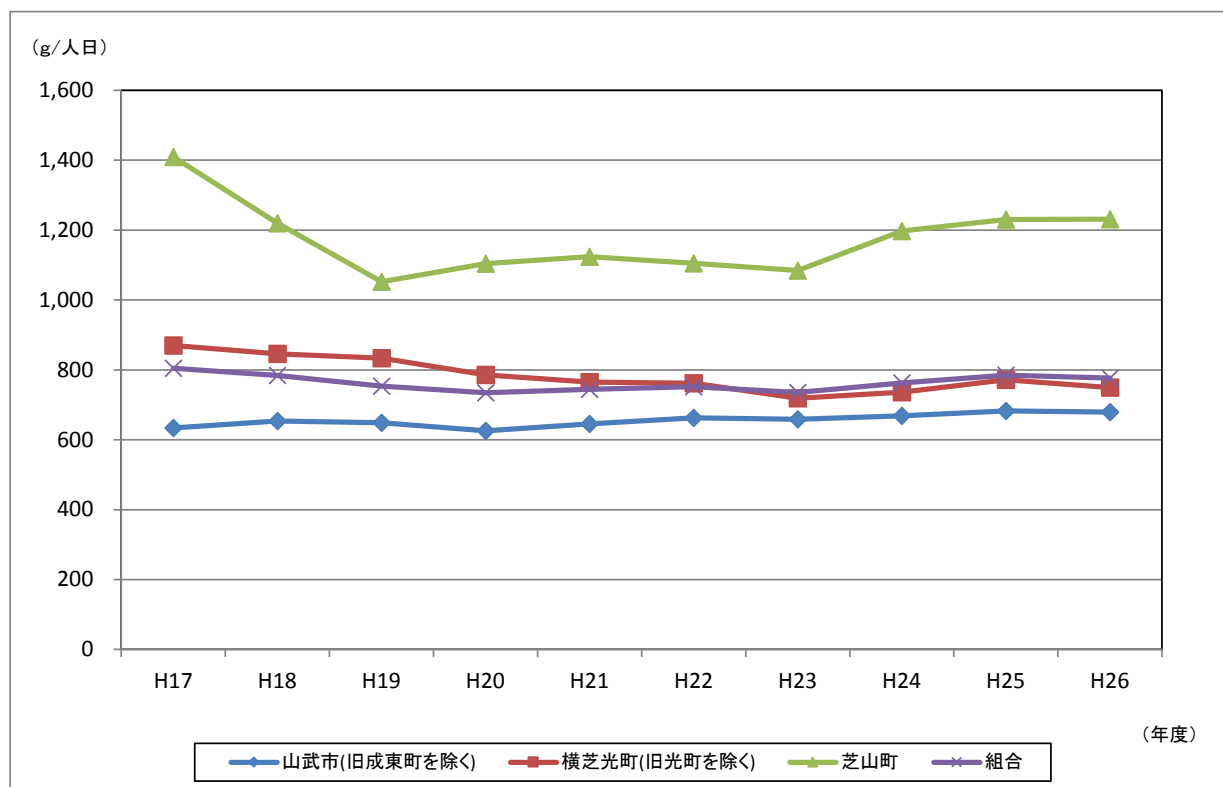


図 2.1.2-2 1人1日当たりのごみ排出量

表 2.1.2-3 1人1日当たりの排出量の比較（全国平均・千葉県平均）

（単位：g/人日）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全国平均	1,131	1,115	1,089	1,033	994	976	976	964	958	
千葉県平均	1,126	1,113	1,080	1,037	999	977	976	960	956	
組合	805	784	753	735	744	751	735	762	785	777

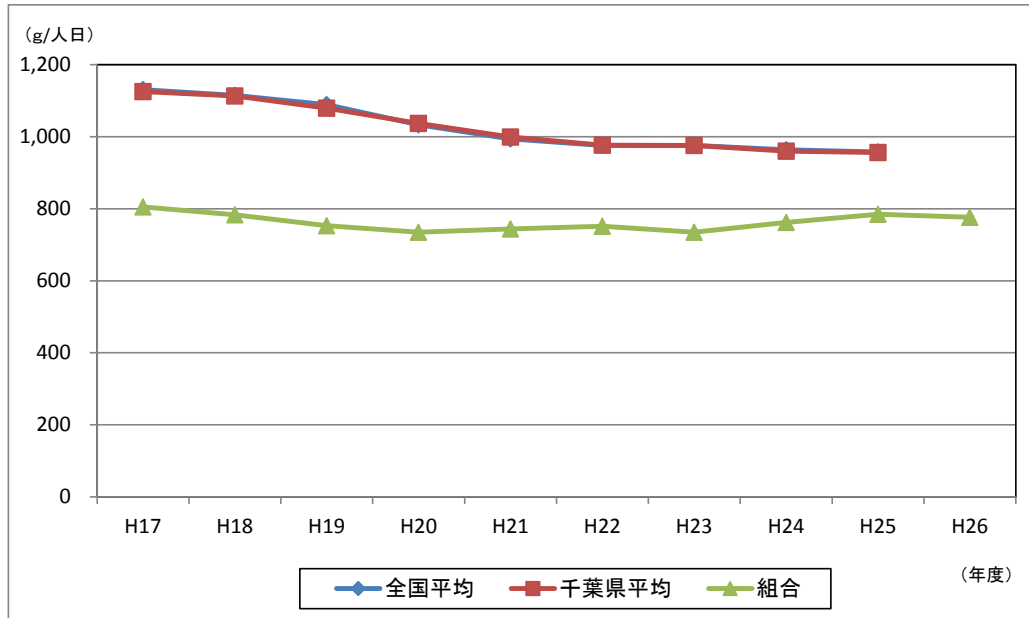


図 2.1.2-3 1人1日当たりの排出量の比較（全国平均・千葉県平均）

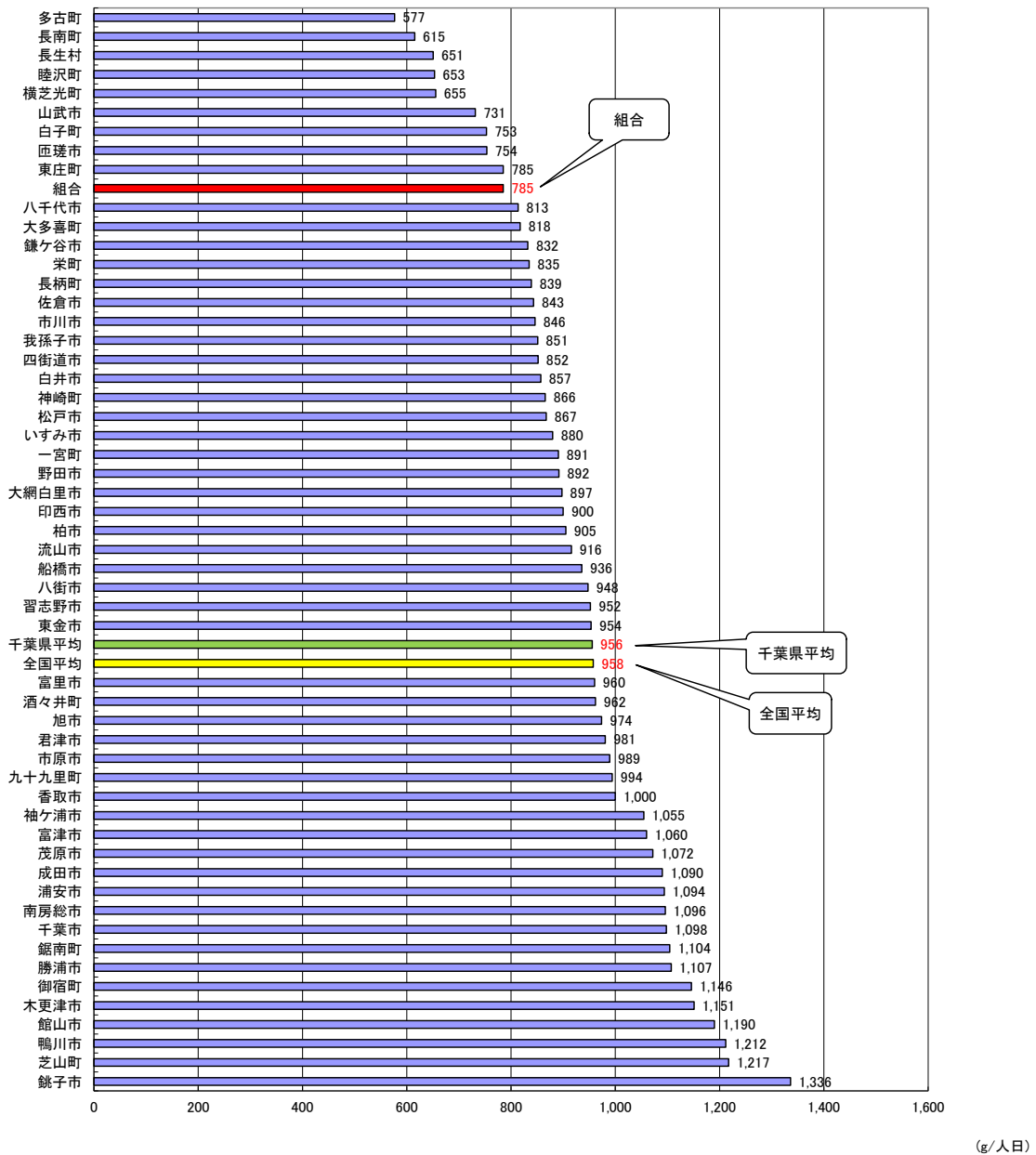


図 2.1.2-4 1人1日当たりのごみ排出量の比較
 (資料：環境省ホームページ 平成25年度一般廃棄物処理実態調査結果)

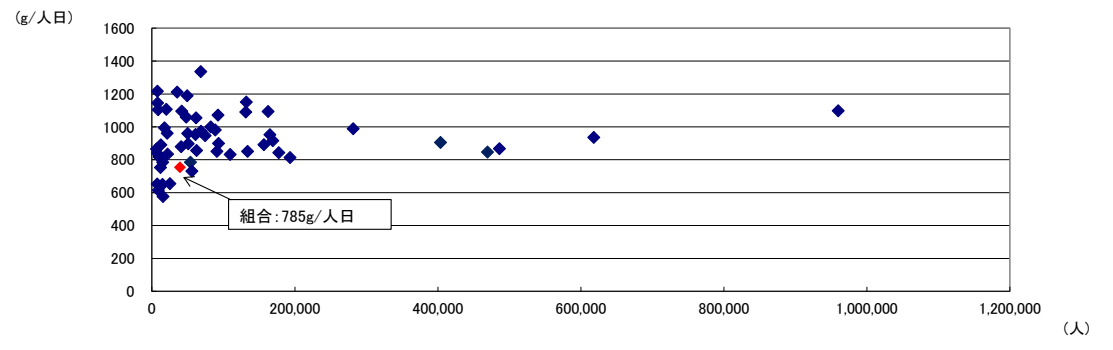


図 2.1.2-5 人口規模別の1人1日当たりのごみ排出量の比較
 (資料：環境省ホームページ 平成25年度一般廃棄物実態調査結果)

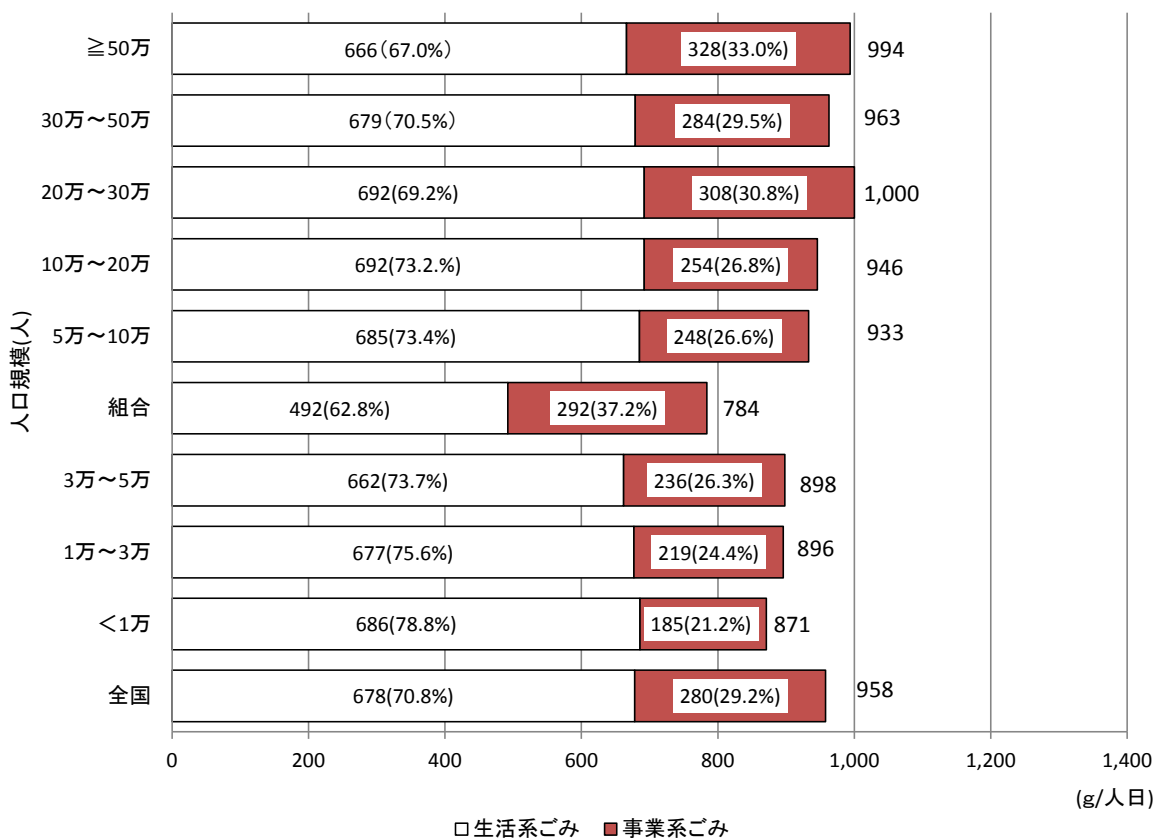
(3) 全国市町村の人口規模別 1 人 1 日当たりのごみ排出量

平成 25 年度における全国市町村の人口規模別 1 人 1 日当たりのごみ排出量の比較は、図 2.1.2-6 に示すとおりです。

3 万～5 万人口規模別と、5 万～10 万人口規模別の 1 人 1 日当たりのごみ排出量と比較すると、本組合が 784 g に対し、3 万～5 万人口規模別が 898 g、5 万～10 万人口規模別が 933 g と本組合が下回っています。

生活系ごみは、本組合が 492 g に対し、3 万～5 万人口規模別が 662 g、5 万～10 万人口規模別が 685 g と本組合が下回っています。

事業系ごみは、本組合が 292 g に対し、3 万～5 万人口規模別が 236 g、5 万～10 万人口規模別が 248 g と本組合が上回っています。



資料：平成 25 年度版 日本の廃棄物

図 2.1.2-6 人口規模別 1 人 1 日当たりごみ排出量の比較
(平成 25 年度、全国市町村)

(4) 生活系ごみと事業系ごみの排出量

生活系ごみと事業系ごみの排出量の実績は、表 2.1.2-4、図 2.1.2-7 に示すとおりです。

平成 26 年度におけるごみ総排出量に占める事業系ごみの排出量の実績は、生活系ごみが年間 9,541 t、事業系ごみが年間 5,523 t となっており、平成 17 年度と比較すると、生活系ごみが 464 t、事業系ごみが 1,847 t 減少しており、生活系ごみより事業系ごみの減少が大きくなっています。

表 2.1.2-4 生活系ごみと事業系ごみの排出量の実績

(単位：t/年)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
生活系ごみ	10,005	10,500	10,114	9,754	9,842	9,680	9,616	9,694	9,704	9,541
事業系ごみ	7,370	6,269	5,875	5,607	5,572	5,726	5,332	5,571	5,765	5,523
ごみ総排出量	17,375	16,769	15,989	15,361	15,414	15,406	14,948	15,265	15,469	15,064
ごみ総排出量に占める事業系ごみの割合	42.4%	37.4%	36.7%	36.5%	36.1%	37.2%	35.7%	36.5%	37.3%	36.7%

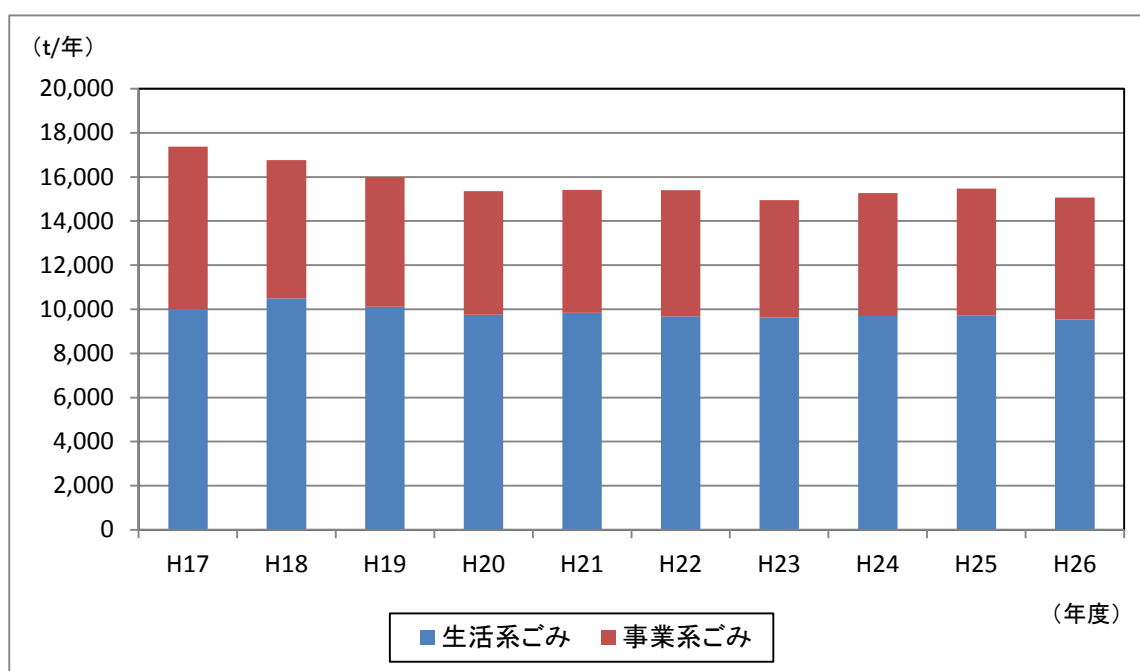


図 2.1.2-7 生活系ごみと事業系ごみの排出量の実績

(5) 生活系ごみ

生活系ごみ排出量の実績は、表 2.1.2-5、図 2.1.2-8、1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、表 2.1.2-6 図 2.1.2-9 に、全国平均及び千葉県平均との比較は、表 2.1.2-7、図 2.1.2-10 に示すとおりです。

平成 26 年度における生活系ごみの排出量は 9,541 t、1人1日当たりの生活系ごみ排出量は 492 g となっています。生活系ごみの排出量は減少していますが、1人1日当たりの生活系ごみ排出量は増加しています。

平成 25 年度における1人1日当たりの生活系ごみ排出量を全国平均及び千葉県平均と比較すると、組合が 492 g に対し、全国平均が 678 g、千葉県平均が 696 g となっています。

表 2.1.2-5 生活系排出量の実績

(単位 t / 年)

市町村名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
山武市 (旧成東町を除く)	6,148	6,460	6,197	5,984	6,020	5,892	5,860	5,905	5,849	5,771
横芝光町 (旧光町を除く)	2,765	2,843	2,814	2,694	2,733	2,699	2,655	2,700	2,769	2,657
芝山町	1,092	1,197	1,103	1,076	1,089	1,089	1,101	1,089	1,086	1,113
組 合	10,005	10,500	10,114	9,754	9,842	9,680	9,616	9,694	9,704	9,541

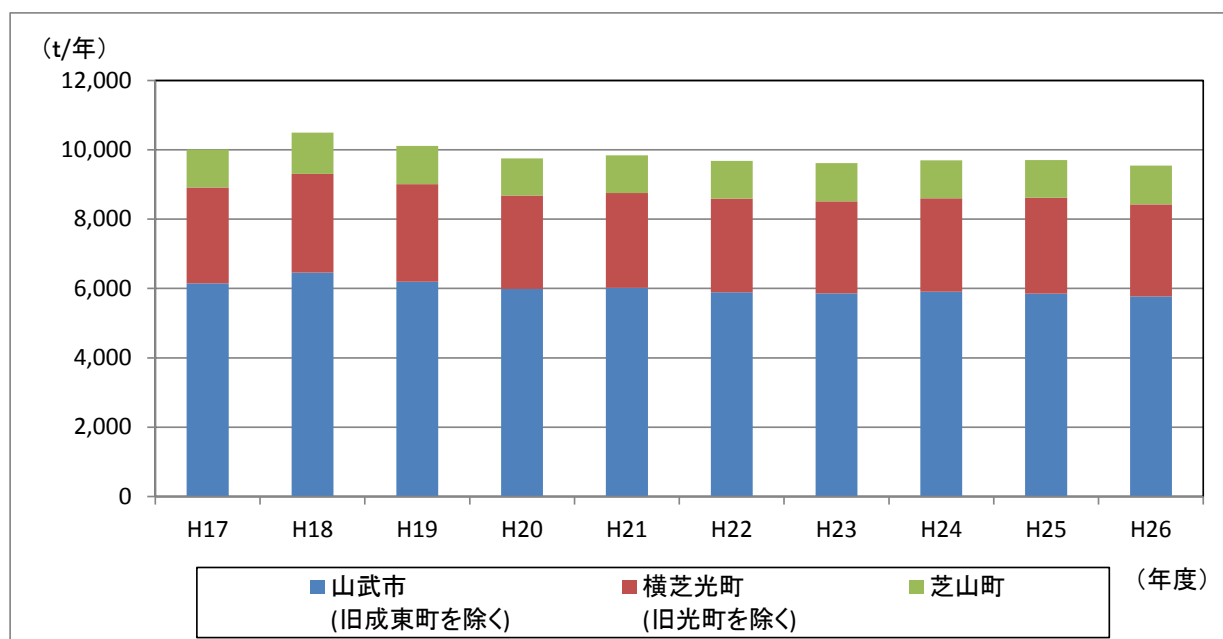


図 2.1.2-8 生活系ごみ排出量の実績

表 2.1.2-6 1人1日当たりの生活系ごみ排出量

(単位：g/人日)

市町村名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
山武市 (旧成東町を除く)	470	499	483	474	482	477	480	492	496	498
横芝光町 (旧光町を除く)	513	530	528	511	521	519	512	527	547	529
芝山町	350	387	360	358	366	370	376	376	381	399
組 合	463	491	477	467	475	472	473	484	492	492

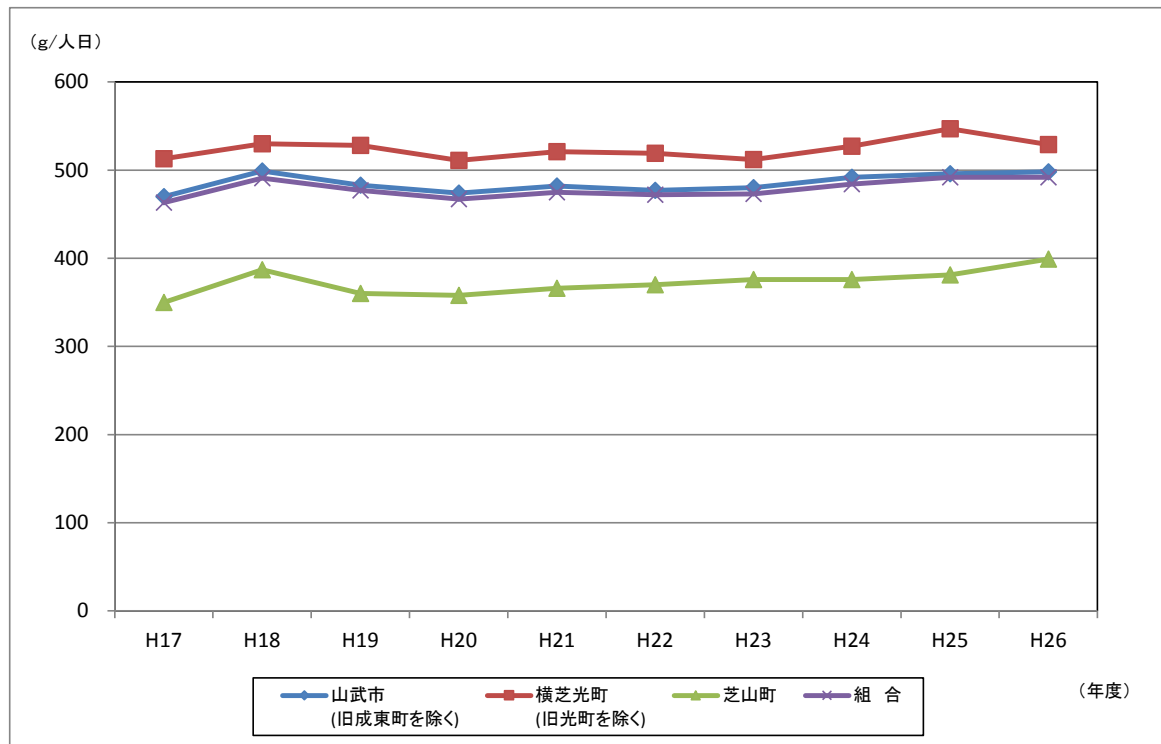


図 2.1.2-9 1人1日当たりの生活系ごみ排出量

表 2.1.2-7 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の比較（全国平均・千葉県平均）

（単位：g/人日）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全国平均	782	777	766	733	709	697	696	685	678	
千葉県平均	811	804	783	755	736	720	718	702	696	
組合	463	491	477	467	475	472	473	484	492	492

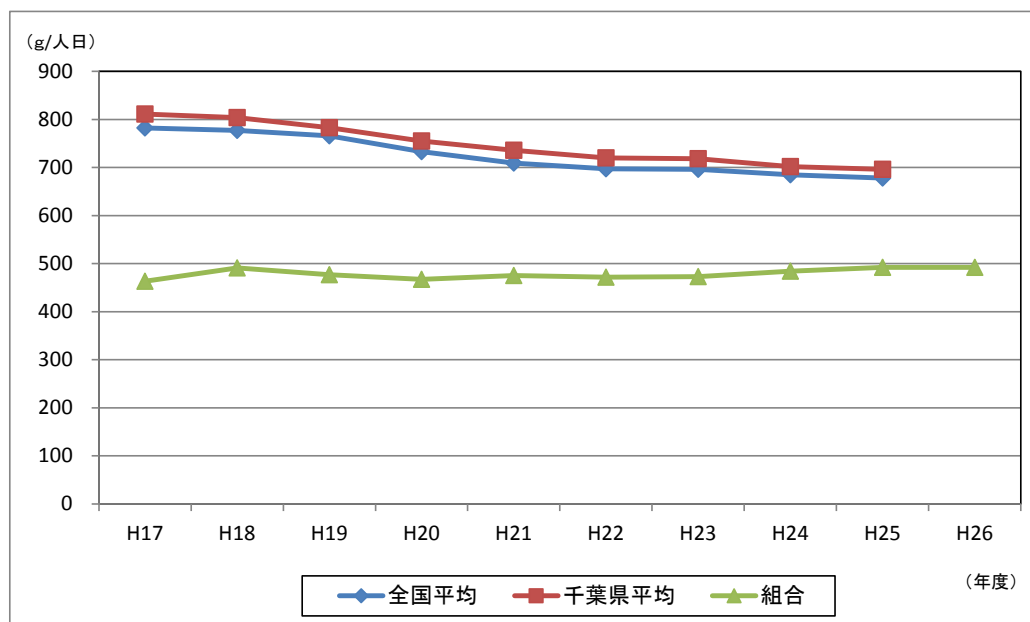


図 2.1.2-10 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の比較（全国平均・千葉県平均）

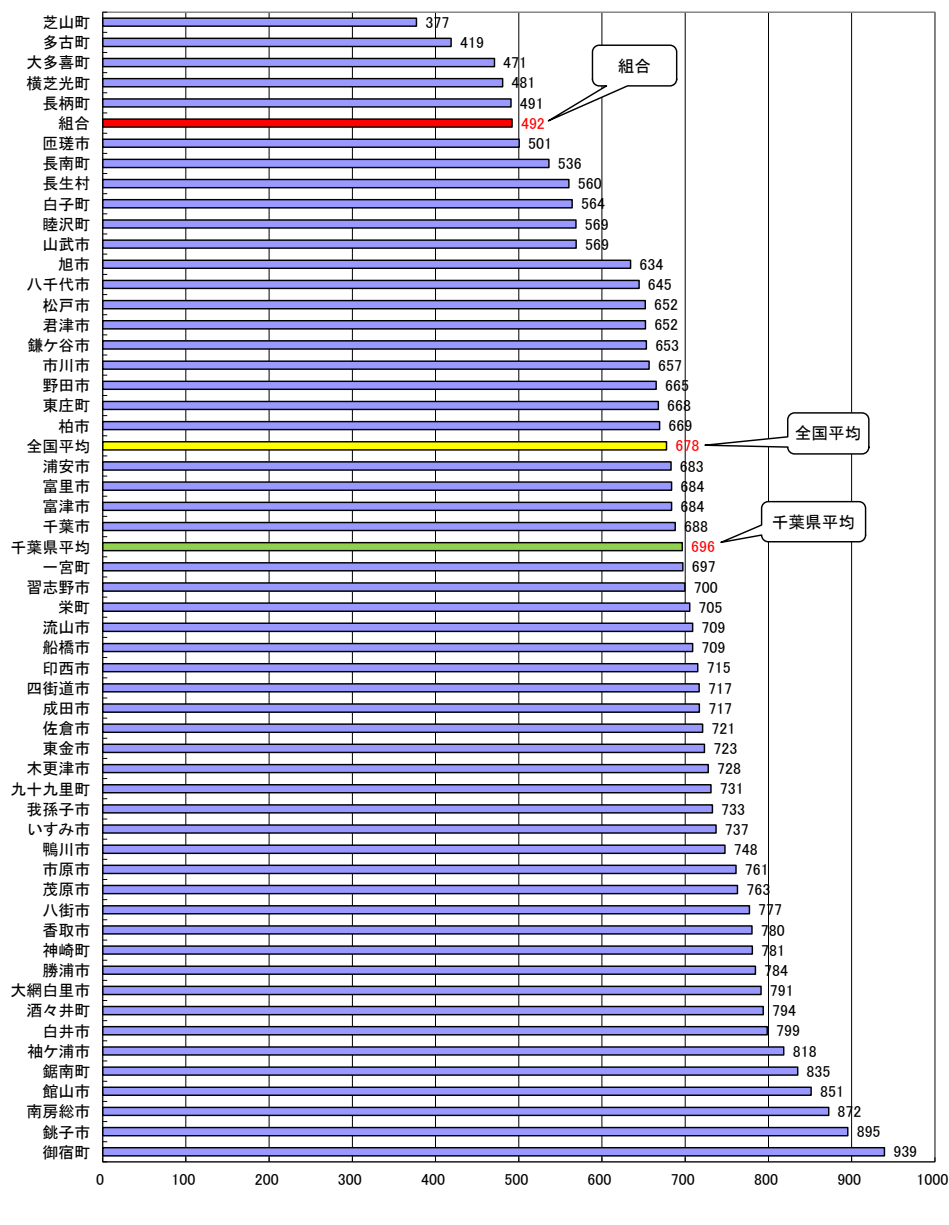


図 2.1.2-11 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成25年度一般廃棄物処理実態調査結果)

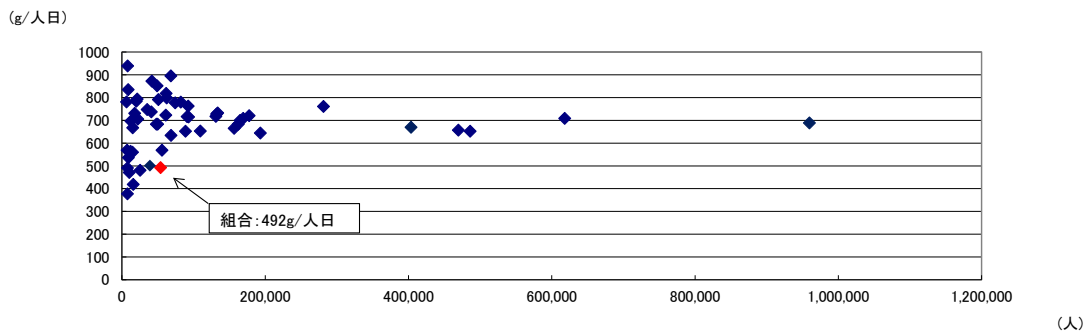


図 2.1.2-12 人口規模別の1人1日当たりの生活系ごみ排出量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成25年度一般廃棄物処理実態調査結果)

(6) 事業系ごみ

事業系ごみ排出量の実績は、表 2.1.2-8、図 2.1.2-13、1人1日当たりの事業系ごみ排出量は、表 2.1.2-9、図 2.1.2-14 に、全国平均及び千葉県平均との比較は、表 2.1.2-10、図 2.1.2-15 に示すとおりです。

平成 26 年度における事業系ごみの排出量は 5,523 t、1人1日当たりの事業系ごみ排出量は 285 g となっています。平成 26 年度と比較すると事業系ごみの排出量及び1人1日当たりの事業系ごみ排出量はともに減少しています。

平成 25 年度における1人1日当たりの事業系ごみ排出量を全国平均及び千葉県平均と比較すると、組合が 292 g に対し、全国平均が 280 g、千葉県平均が 259 g となっています。

表 2.1.2-8 事業系ごみ排出量の実績

(単位：t/年)

市町村名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
山武市 (旧成東町を除く)	2,140	1,997	2,127	1,910	2,045	2,299	2,188	2,123	2,205	2,091
横芝光町 (旧光町を除く)	1,927	1,694	1,630	1,450	1,275	1,262	1,072	1,072	1,141	1,110
芝山町	3,303	2,578	2,118	2,247	2,252	2,165	2,072	2,376	2,419	2,322
組 合	7,370	6,269	5,875	5,607	5,572	5,726	5,332	5,571	5,765	5,523

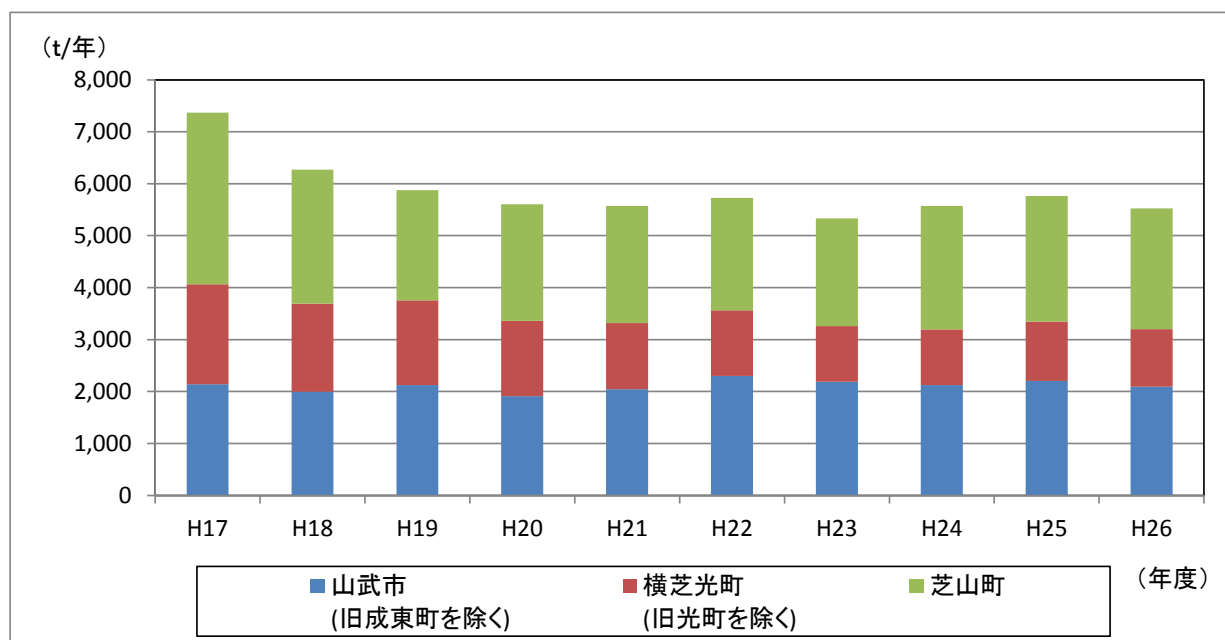


図 2.1.2-13 事業系ごみ排出量の実績

表 2.1.2-9 1人1日当たり事業系ごみ排出量

(単位：g/人日)

市町村名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
山武市	164	154	166	151	164	186	179	177	187	181
横芝光町	357	316	306	275	243	243	207	209	225	221
芝山町	1,059	833	692	747	758	735	708	821	849	832
組 合	341	293	277	268	269	279	262	278	292	285

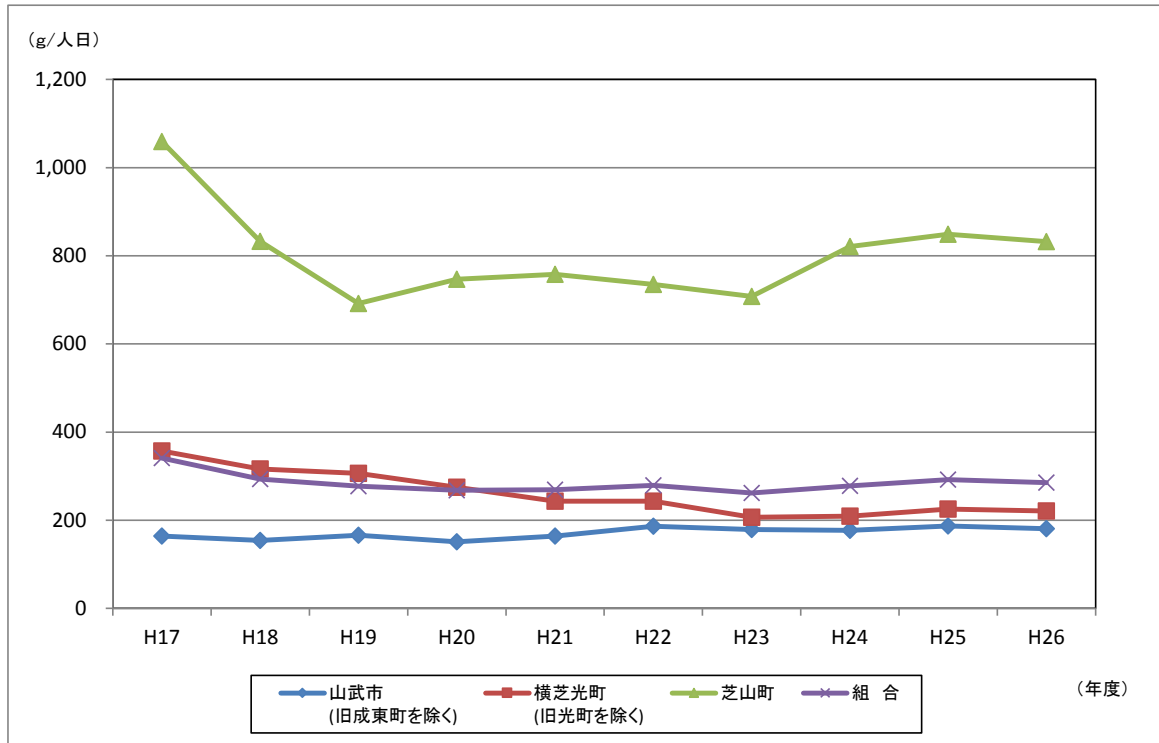


図 2.1.2-14 1人1日当たり事業系ごみ排出量の比較

表 2.1.2-10 1人1日当たり事業系ごみ排出量の比較（全国平均・千葉県平均）

（単位：g/人日）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全国平均	349	339	323	301	285	279	280	279	280	
千葉県平均	314	309	296	282	262	256	258	259	259	
組合	341	293	277	268	269	279	262	278	292	285

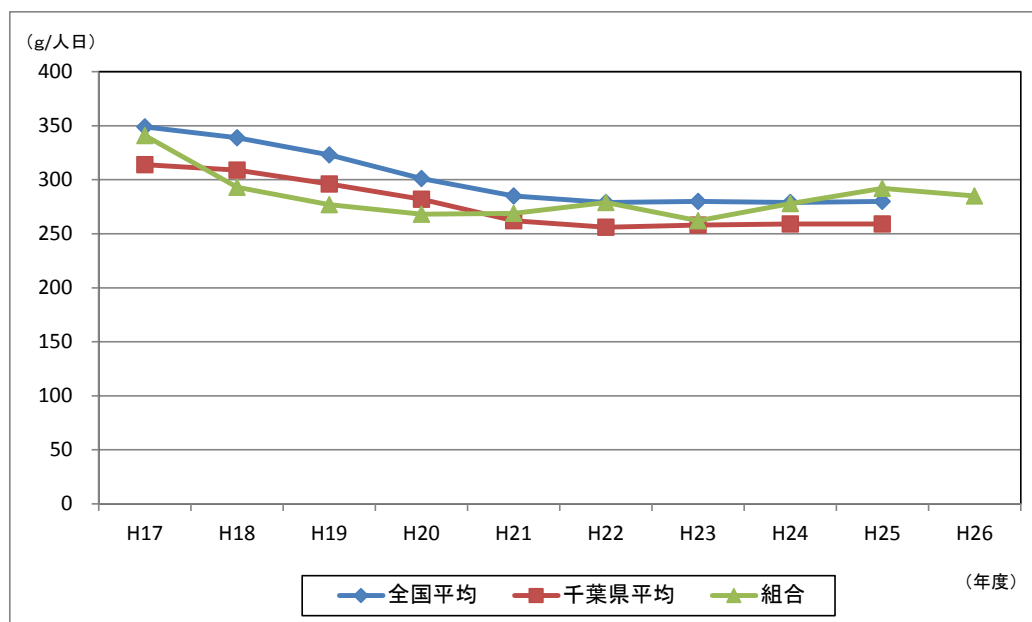


図 2.1.2-15 1人1日当たり事業系ごみ排出量の比較（全国平均・千葉県平均）

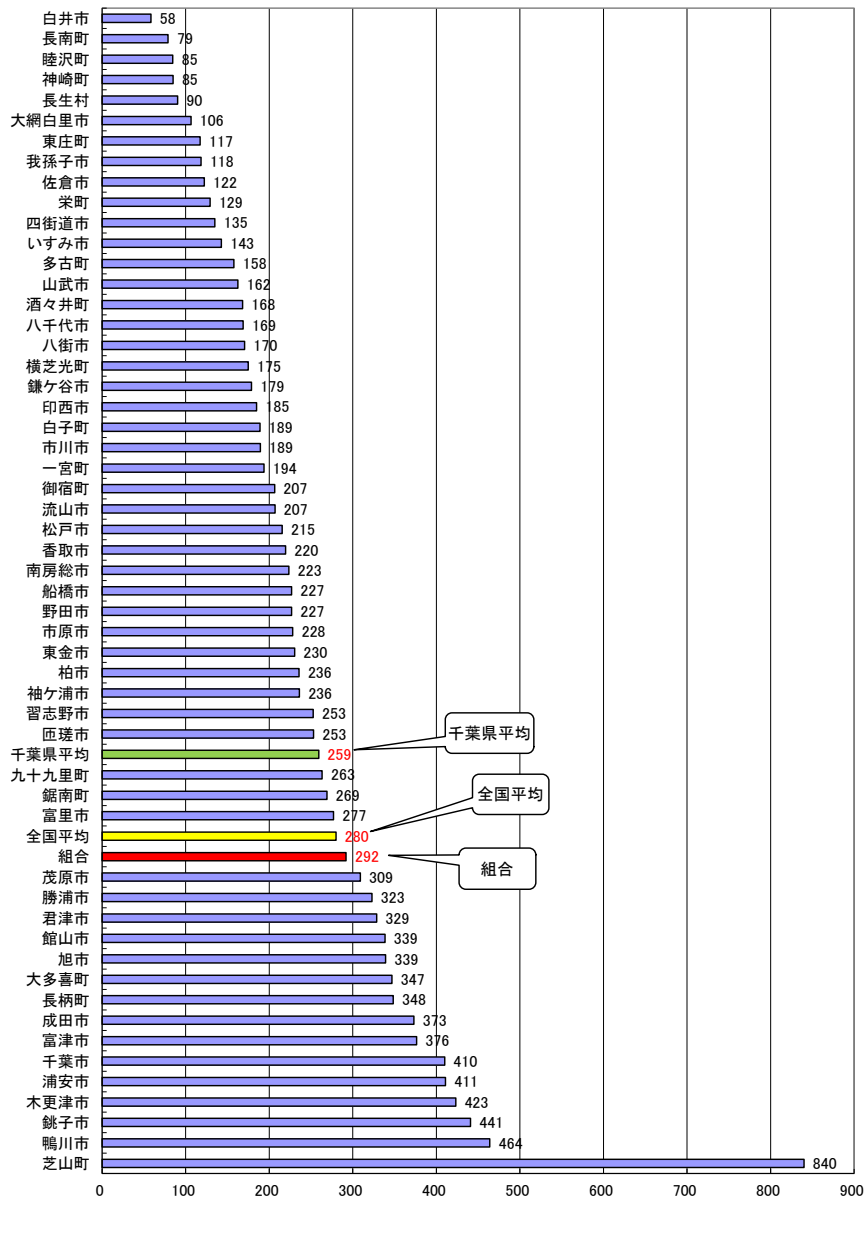


図 2.1.2-16 1人1日当たりの事業系ごみ排出量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成25年度一般廃棄物処理実態調査結果)

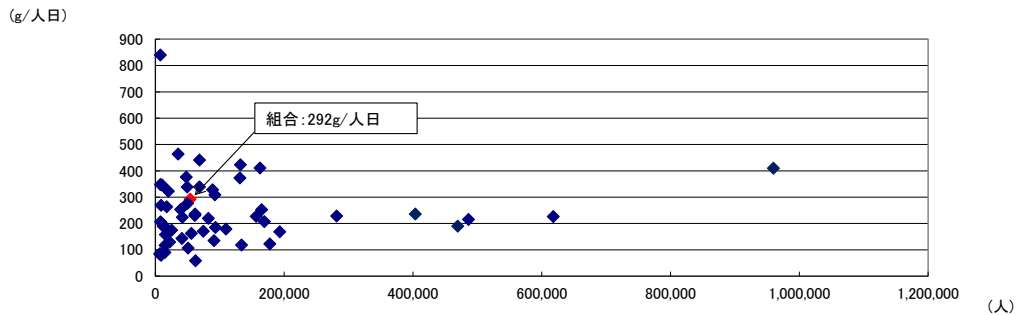


図 2.1.2-17 人口規模別の1人1日当たりの事業系ごみ排出量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成25年度一般廃棄物処理実態調査結果)

3) 排出抑制・資源化

(1) 資源化量及びリサイクル率

資源化量及びリサイクル率の実績は、表 2.1.3-1、図 2.1.3-1 に示すとおりです。

平成 26 年度における総資源化量は 1,840 t、リサイクル率は 11.8%となっています。

平成 17 年度と比較すると、総資源化量は 304 t 減少していますが、リサイクル率は同じ値となっています。

表 2.1.3-1 資源化量及びリサイクル率の実績

項目\年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
公共による資源化量(t/年)	1,356	1,442	1,412	1,208	1,231	1,191	1,182	1,343	1,402	1,338
集団回収量(t/年)	788	702	779	705	709	675	611	564	572	502
総資源化量(t/年)	2,144	2,144	2,191	1,913	1,940	1,866	1,793	1,907	1,974	1,840
年間排出量(t/年)	17,375	16,769	15,989	15,361	15,414	15,406	14,948	15,265	15,469	15,064
リサイクル率(%)	11.8	12.3	13.1	11.9	12.0	11.6	11.5	12.0	12.3	11.8

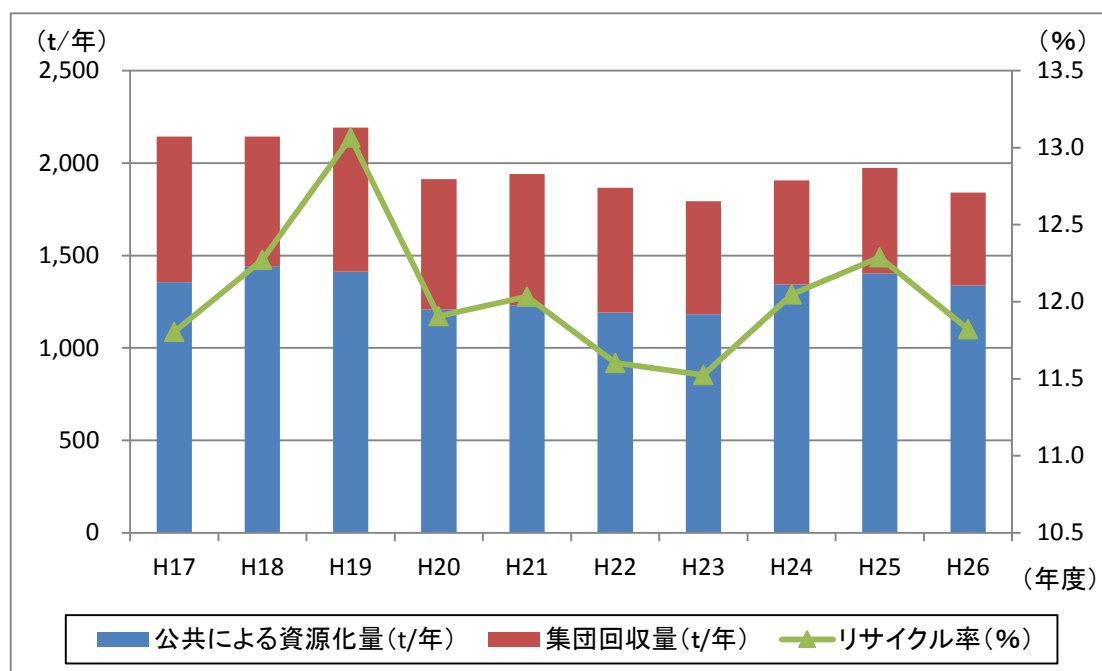


図 2.1.3-1 資源化量及びリサイクル率の実績

(2) リサイクル率の比較

リサイクル率の全国平均及び千葉県平均との比較は、表 2.1.3-2、図 2.1.3-2 に示すとおりです。

平成 25 年度におけるリサイクル率は 12.3% となっており、全国平均 20.6%、千葉県平均 23.5% を下回っています。

表 2.1.3-2 リサイクル率の比較（全国平均・千葉県平均）

（単位：％）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全国平均	19.0	19.6	20.3	20.3	20.5	20.8	20.6	20.5	20.6	
千葉県平均	24.4	24.6	24.9	24.2	24.6	24.8	24.0	23.4	23.5	
組合	11.8	12.3	13.1	11.9	12.0	11.6	11.5	12.0	12.3	11.8

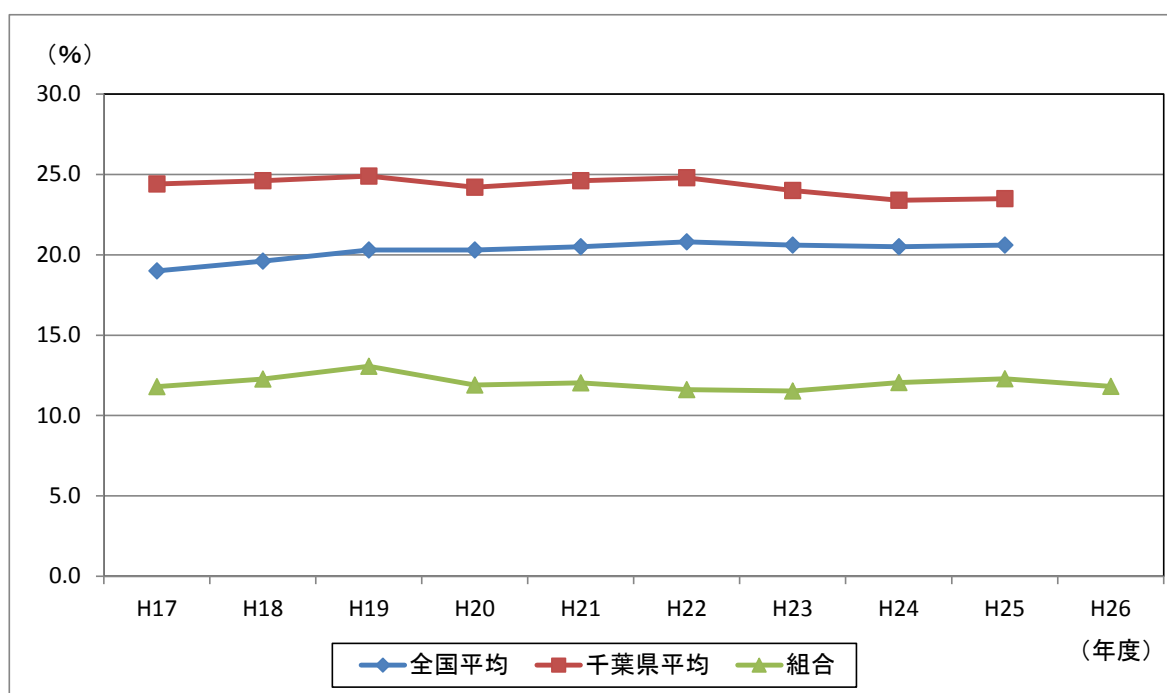
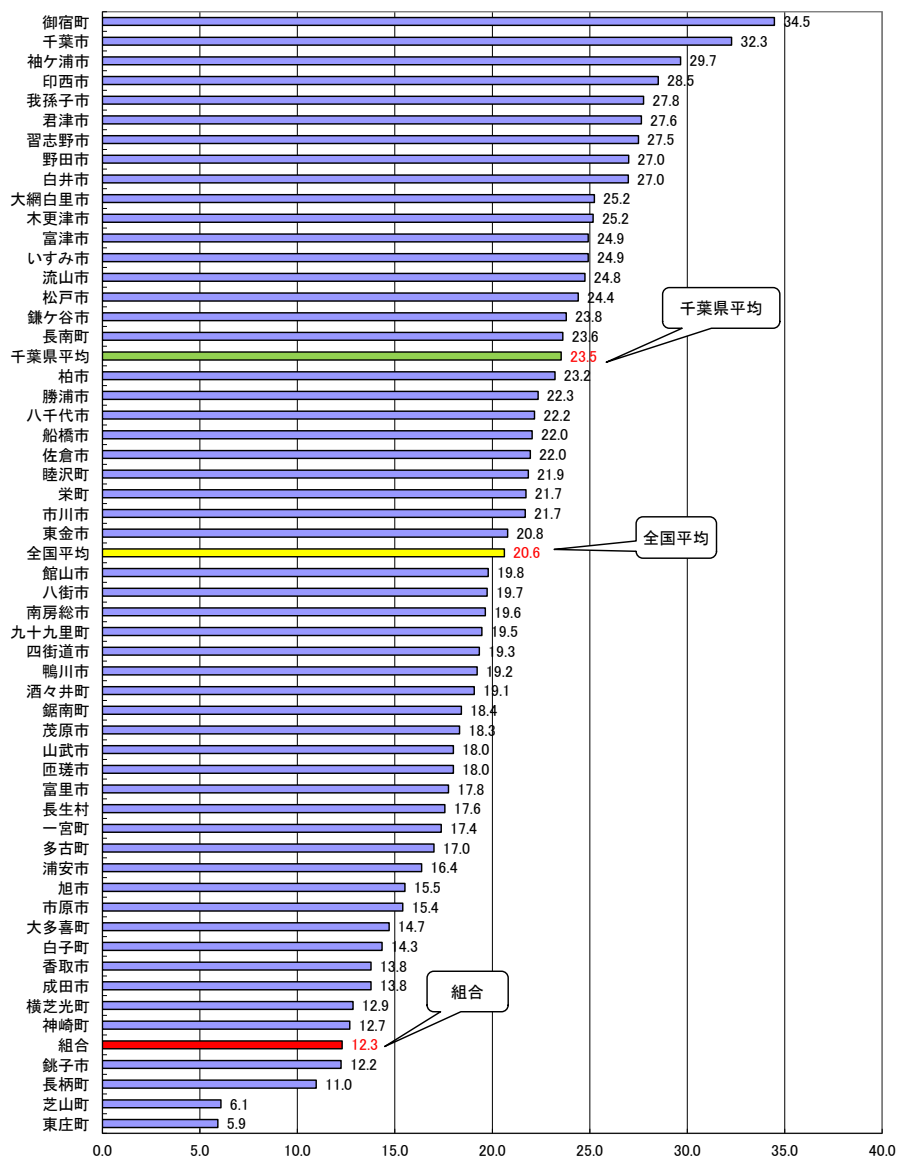


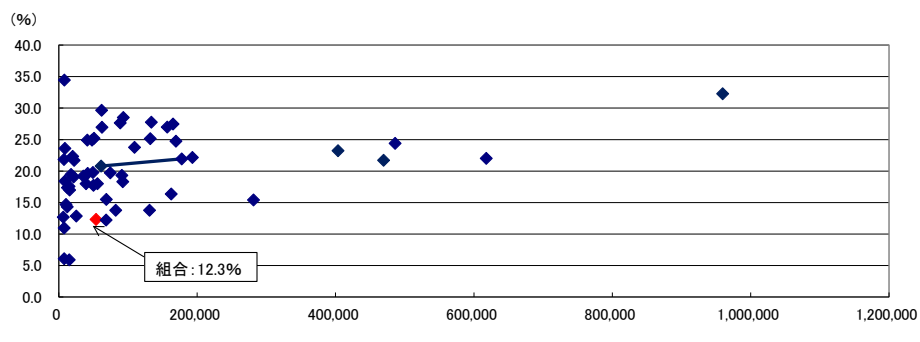
図 2.1.3-2 リサイクル率の比較(全国平均・千葉県平均)



(%)

図 2.1.3-3 リサイクル率の比較

(資料：環境省ホームページ 平成 25 年度一般廃棄物処理実態調査結果)



(人)

図 2.1.3-4 人口規模別のリサイクル率のごみ排出量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成 25 年度一般処理廃棄物実態調査結果)

(3) 資源化量の内訳

資源化量の実績は表 2.1.3-3 に、1人1日当たりの資源化量の実績は表 2.1.3-4 に示すとおりです。

表 2.1.3-3 資源化量の実績

年度	市町村名	①公共による資源化量 (t/年)								②集団回収量 (t/年)								③合計 (t/年) =①+②							
		計	紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	プラスチック類	布	その他	計	紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	プラスチック類	布	その他	計	紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	プラスチック類	布	その他
H17	山武市 (旧成東町を除く)	785	146	334	218	45	0	21	21	698	653	16	0	3	0	26	0	1,483	799	350	218	48	0	47	21
	横芝光町 (旧光町を除く)	337	48	146	96	26	0	12	9	36	33	0	0	0	3	0	373	81	146	96	26	0	15	9	
	芝山町	234	44	86	78	15	0	5	6	54	51	0	0	0	3	0	288	95	86	78	15	0	8	6	
	組合	1,356	238	566	392	86	0	38	36	788	737	16	0	3	0	32	0	2,144	975	582	392	89	0	70	36
H18	山武市 (旧成東町を除く)	830	165	346	219	44	0	36	20	615	575	14	0	3	0	23	0	1,445	740	360	219	47	0	59	20
	横芝光町 (旧光町を除く)	350	52	144	98	31	0	17	8	36	32	0	0	0	4	0	386	84	144	98	31	0	21	8	
	芝山町	262	58	90	85	17	0	7	5	51	50	0	0	0	1	0	313	108	90	85	17	0	8	5	
	組合	1,442	275	580	402	92	0	60	33	702	657	14	0	3	0	28	0	2,144	932	594	402	95	0	88	33
H19	山武市 (旧成東町を除く)	820	147	316	235	59	0	41	22	637	571	33	0	3	0	30	0	1,457	718	349	235	62	0	71	22
	横芝光町 (旧光町を除く)	353	65	131	104	26	0	18	9	60	59	0	0	0	1	0	413	124	131	104	26	0	19	9	
	芝山町	239	48	77	76	20	0	13	5	82	78	0	0	0	4	0	321	126	77	76	20	0	17	5	
	組合	1,412	260	524	415	105	0	72	36	779	708	33	0	3	0	35	0	2,191	968	557	415	108	0	107	36
H20	山武市 (旧成東町を除く)	698	107	265	199	53	0	53	21	557	511	16	0	4	0	26	0	1,255	618	281	199	57	0	79	21
	横芝光町 (旧光町を除く)	313	48	117	91	24	0	24	9	58	55	0	0	0	3	0	371	103	117	91	24	0	27	9	
	芝山町	197	32	70	59	15	0	15	6	90	84	0	0	0	6	0	287	116	70	59	15	0	21	6	
	組合	1,208	187	452	349	92	0	92	36	705	650	16	0	4	0	35	0	1,913	837	468	349	96	0	127	36
H21	山武市 (旧成東町を除く)	701	97	281	203	52	0	48	20	563	516	17	0	4	0	26	0	1,264	613	298	203	56	0	74	20
	横芝光町 (旧光町を除く)	330	47	127	99	25	0	23	9	63	59	0	0	0	4	0	393	106	127	99	25	0	27	9	
	芝山町	200	29	74	61	16	0	15	5	83	79	0	0	0	4	0	283	108	74	61	16	0	19	5	
	組合	1,231	173	482	363	93	0	86	34	709	654	17	0	4	0	34	0	1,940	827	499	363	97	0	120	34
H22	山武市 (旧成東町を除く)	674	95	248	201	54	0	55	21	520	471	16	0	4	0	29	0	1,194	566	264	201	58	0	84	21
	横芝光町 (旧光町を除く)	320	46	114	98	26	0	27	9	63	58	0	0	0	5	0	383	104	114	98	26	0	32	9	
	芝山町	197	29	67	62	17	0	17	5	92	84	0	3	0	5	0	289	113	67	62	17	0	22	5	
	組合	1,191	170	429	361	97	0	99	35	675	613	16	3	4	0	39	0	1,866	783	445	364	101	0	138	35
H23	山武市 (旧成東町を除く)	688	87	287	181	49	0	60	24	467	415	19	0	6	0	27	0	1,155	502	306	181	55	0	87	24
	横芝光町 (旧光町を除く)	302	44	105	90	25	0	30	8	60	55	0	0	0	5	0	362	99	105	90	25	0	35	8	
	芝山町	192	29	63	59	16	0	20	5	84	78	0	2	0	4	0	276	107	63	59	16	0	24	5	
	組合	1,182	160	455	330	90	0	110	37	611	548	19	2	6	0	36	0	1,793	708	474	332	96	0	146	37
H24	山武市 (旧成東町を除く)	772	84	261	179	47	0	53	148	415	368	17	0	5	0	25	0	1,187	452	278	179	52	0	78	148
	横芝光町 (旧光町を除く)	356	40	116	85	23	0	26	66	65	60	0	0	0	5	0	421	100	116	85	23	0	31	66	
	芝山町	215	25	68	53	14	0	16	39	84	77	0	2	0	5	0	299	102	68	53	14	0	21	39	
	組合	1,343	149	445	317	84	0	95	253	564	505	17	2	5	0	35	0	1,907	654	462	319	89	0	130	253
H25	山武市 (旧成東町を除く)	796	81	264	181	47	0	71	152	417	371	19	0	5	0	22	0	1,213	452	283	181	52	0	71	174
	横芝光町 (旧光町を除く)	393	41	127	92	24	0	36	73	64	59	1	0	0	4	0	457	100	128	92	24	0	40	73	
	芝山町	213	23	67	52	13	0	20	38	91	80	1	5	0	5	0	304	103	68	52	13	0	25	38	
	組合	1,402	145	458	325	84	0	127	263	572	510	21	5	5	0	9	22	1,974	655	479	330	89	0	136	285
H26	山武市 (旧成東町を除く)	769	72	245	179	44	0	79	150	402	365	11	0	5	0	21	0	1,171	437	256	179	49	0	100	150
	横芝光町 (旧光町を除く)	357	35	108	87	22	0	38	67	63	57	2	0	0	4	0	420	92	110	87	22	0	42	67	
	芝山町	212	21	64	52	13	0	23	39	37	37	0	0	0	0	0	249	58	64	52	13	0	23	39	
	組合	1,338	128	417	318	79	0	140	256	502	459	13	0	5	0	25	0	1,840	587	430	318	84	0	165	256

表 2.1.3-4 1人1日当たりの資源化量の実績

年度	市町村名	①公共による資源化量 (g/人日)							②集団回収量 (g/人日)							③合計 (g/人日) = ①+②									
		計	紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	プラスチック類	布	その他	計	紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	プラスチック類	布	その他	計	紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	プラスチック類	布	その他
H17	山武市 (旧成東町を除く)	60	11	26	17	3	0	2	2	53	50	1	0	0	0	2	0	113	61	27	17	4	0	4	2
	横芝光町 (旧光町を除く)	62	9	27	18	5	0	2	2	7	6	0	0	0	0	1	0	69	15	27	18	5	0	3	2
	芝山町	75	14	28	25	5	0	2	2	17	16	0	0	0	0	1	0	92	30	28	25	5	0	3	2
	組 合	63	11	26	18	4	0	2	2	37	34	1	0	0	0	1	0	99	45	27	18	4	0	3	2
H18	山武市 (旧成東町を除く)	64	13	27	17	3	0	3	2	48	44	1	0	0	0	2	0	112	57	28	17	4	0	5	2
	横芝光町 (旧光町を除く)	65	10	27	18	6	0	3	1	7	6	0	0	0	0	1	0	72	16	27	18	6	0	4	1
	芝山町	85	19	29	27	5	0	2	2	16	16	0	0	0	0	0	0	101	35	29	27	5	0	3	2
	組 合	67	13	27	19	4	0	3	2	33	31	1	0	0	0	1	0	100	44	28	19	4	0	4	2
H19	山武市 (旧成東町を除く)	64	11	25	18	5	0	3	2	50	45	3	0	0	0	2	0	114	56	27	18	5	0	6	2
	横芝光町 (旧光町を除く)	66	12	25	20	5	0	3	2	11	11	0	0	0	0	0	0	77	23	25	20	5	0	4	2
	芝山町	78	16	25	25	7	0	4	2	27	25	0	0	0	0	1	0	105	41	25	25	7	0	6	2
	組 合	67	12	25	20	5	0	3	2	37	33	2	0	0	0	2	0	103	46	26	20	5	0	5	2
H20	山武市 (旧成東町を除く)	55	8	21	16	4	0	4	2	44	40	1	0	0	0	2	0	99	49	22	16	5	0	6	2
	横芝光町 (旧光町を除く)	59	9	22	17	5	0	5	2	11	10	0	0	0	0	1	0	70	20	22	17	5	0	5	2
	芝山町	65	11	23	20	5	0	5	2	30	28	0	0	0	0	2	0	95	39	23	20	5	0	7	2
	組 合	58	9	22	17	4	0	4	2	34	31	1	0	0	0	2	0	91	40	22	17	5	0	6	2
H21	山武市 (旧成東町を除く)	56	8	22	16	4	0	4	2	45	41	1	0	0	0	2	0	101	49	24	16	4	0	6	2
	横芝光町 (旧光町を除く)	63	9	24	19	5	0	4	2	12	11	0	0	0	0	1	0	75	20	24	19	5	0	5	2
	芝山町	67	10	25	21	5	0	5	2	28	27	0	0	0	0	1	0	95	36	25	21	5	0	6	2
	組 合	59	8	23	18	4	0	4	2	34	32	1	0	0	0	2	0	94	40	24	18	5	0	6	2
H22	山武市 (旧成東町を除く)	55	8	20	16	4	0	4	2	42	38	1	0	0	0	2	0	97	46	21	16	5	0	7	2
	横芝光町 (旧光町を除く)	62	9	22	19	5	0	5	2	12	11	0	0	0	0	1	0	74	20	22	19	5	0	6	2
	芝山町	67	10	23	21	6	0	6	2	31	29	0	1	0	0	2	0	98	38	23	22	6	0	7	2
	組 合	58	8	21	18	5	0	5	2	33	30	1	0	0	0	2	0	91	38	22	18	5	0	7	2
H23	山武市 (旧成東町を除く)	56	7	23	15	4	0	5	2	38	34	2	0	0	0	2	0	95	41	25	15	5	0	7	2
	横芝光町 (旧光町を除く)	58	8	20	17	5	0	6	2	12	11	0	0	0	0	1	0	70	19	20	17	5	0	7	2
	芝山町	66	10	22	20	5	0	7	2	29	27	0	1	0	0	1	0	94	37	22	21	5	0	8	2
	組 合	58	8	22	16	4	0	5	2	30	27	1	0	0	0	2	0	88	35	23	16	5	0	7	2
H24	山武市 (旧成東町を除く)	64	7	22	15	4	0	4	12	35	31	1	0	0	0	2	0	99	38	23	15	4	0	6	12
	横芝光町 (旧光町を除く)	69	8	23	17	4	0	5	13	13	12	0	0	0	0	1	0	82	20	23	17	4	0	6	13
	芝山町	74	9	23	18	5	0	6	13	29	27	0	1	0	0	2	0	103	35	23	19	5	0	7	13
	組 合	67	7	22	16	4	0	5	13	28	25	1	0	0	0	2	0	95	33	23	16	4	0	6	13
H25	山武市 (旧成東町を除く)	67	7	22	15	4	0	6	13	35	31	2	0	0	0	0	2	103	38	24	15	4	0	6	15
	横芝光町 (旧光町を除く)	78	8	25	18	5	0	7	14	13	12	0	0	0	0	1	0	90	20	25	18	5	0	8	14
	芝山町	75	8	24	18	5	0	7	13	32	28	0	2	0	0	2	0	107	36	24	20	5	0	9	13
	組 合	71	7	23	16	4	0	6	13	29	26	1	0	0	0	0	1	100	33	24	17	5	0	7	14
H26	山武市 (旧成東町を除く)	66	6	21	15	4	0	7	13	35	32	1	0	0	0	2	0	101	38	22	15	4	0	9	13
	横芝光町 (旧光町を除く)	71	7	21	17	4	0	8	13	13	11	0	0	0	0	1	0	84	18	22	17	4	0	8	13
	芝山町	76	8	23	19	5	0	8	14	13	13	0	0	0	0	0	0	89	21	23	19	5	0	8	14
	組 合	69	7	22	16	4	0	7	13	26	24	1	0	0	0	1	0	95	30	22	16	4	0	9	13

①総資源化量（公共による資源化量+集団回収量）

総資源化量の内訳は表 2.1.3-5、図 2.1.3-5、1人1日当たりの総資源化量の内訳は表 2.1.3-6、図 2.1.3-6 に示すとおりです。

平成 26 年度における総資源化量は 1,840 t となっており、内訳は多い順に、紙類 587 t、金属類 430 t、ガラス類 318 t、その他 256 t、布類 165 t、ペットボトル 84 t となっています。

表 2.1.3-5 総資源化量の内訳 (単位：t/年)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
紙類	975	932	968	837	827	783	708	654	655	587
金属類	582	594	557	468	499	445	474	462	479	430
ガラス類	392	402	415	349	363	364	332	319	330	318
ペットボトル	89	95	108	96	97	101	96	89	89	84
プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
布類	70	88	107	127	120	138	146	130	136	165
その他	36	33	36	36	34	35	37	253	285	256
合計	2,144	2,144	2,191	1,913	1,940	1,866	1,793	1,907	1,974	1,840

注) ・「公共による資源化量」とは、各市町及び組合が施設等により中間処理した後、資源物を回収し資源化した量を合計した量です。
 ・「集団回収量」とは、補助金の交付等で登録された住民団体によって回収された量です。

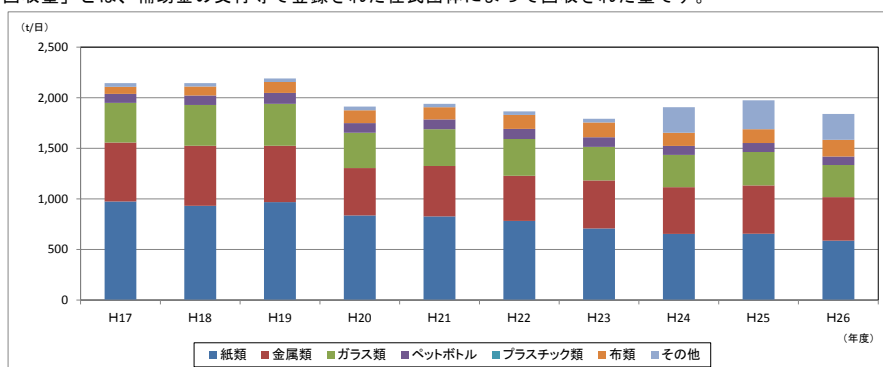


図 2.1.3-5 総資源化量の内訳

表 2.1.3-6 1人1日当たりの総資源化量の内訳 (単位：g/人日)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
紙類	45	44	46	40	40	38	35	33	33	30
金属類	27	28	26	22	24	22	23	23	24	22
ガラス類	18	19	20	17	18	18	16	16	17	16
ペットボトル	4	4	5	5	5	5	5	4	5	4
プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
布類	3	4	5	6	6	7	7	6	7	9
その他	2	2	2	2	2	2	2	13	14	13
合計	99	100	103	91	94	91	88	95	100	95

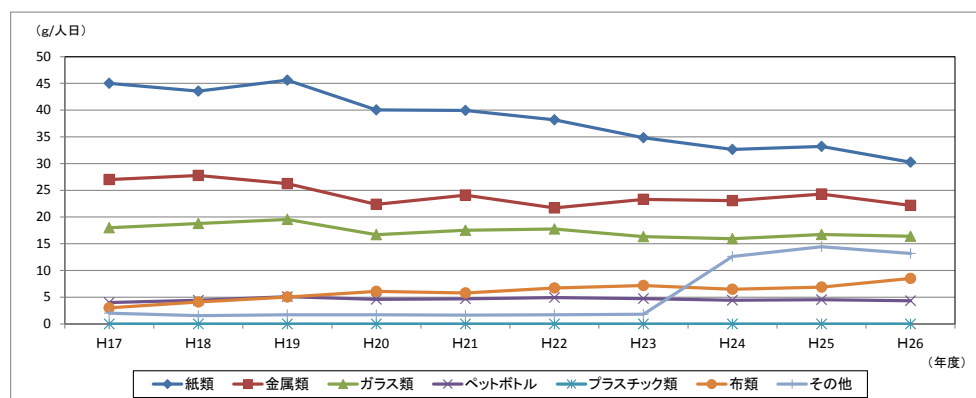


図 2.1.3-6 1人1日当たりの総資源化量の内訳

②公共による資源化量

公共による資源化量の内訳は表 2.1.3-7、図 2.1.3-7、1人1日当たりの公共による資源化量は表 2.1.3-8、図 2.1.3-8 に示すとおりです。

平成 26 年度における公共による資源化量は 1,338 t となっており、内訳は多い順に、金属類 417 t、ガラス類 318 t、その他 256 t、布類 140 t、紙類 128 t、ペットボトル 79 t となっています。

表 2.1.3-7 公共による資源化量の内訳 (単位：t/年)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
紙類	238	275	260	187	173	170	160	149	145	128
金属類	566	580	524	452	482	429	455	445	458	417
ガラス類	392	402	415	349	363	361	330	317	325	318
ペットボトル	86	92	105	92	93	97	90	84	84	79
プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
布類	38	60	72	92	86	99	110	95	127	140
その他	36	33	36	36	34	35	37	253	263	256
合計	1,356	1,442	1,412	1,208	1,231	1,191	1,182	1,343	1,402	1,338

注) ・「①公共による資源化量」とは、各市町及び組合が施設等により中間処理した後、資源物を回収し資源化した量を合計した量です。

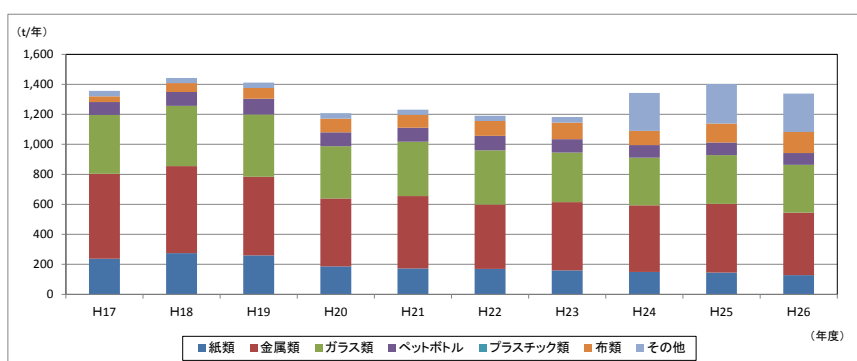


図 2.1.3-7 公共による資源化量の内訳

表 2.1.3-8 1人1日当たりの公共による資源化量の内訳 (単位：g/人日)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
紙類	11	13	12	9	8	8	8	7	7	7
金属類	26	27	25	22	23	21	22	22	23	22
ガラス類	18	19	20	17	18	18	16	16	16	16
ペットボトル	4	4	5	4	4	5	4	4	4	4
プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
布類	2	3	3	4	4	5	5	5	6	7
その他	2	2	2	2	2	2	2	13	13	13
合計	63	67	67	58	59	58	58	67	71	69

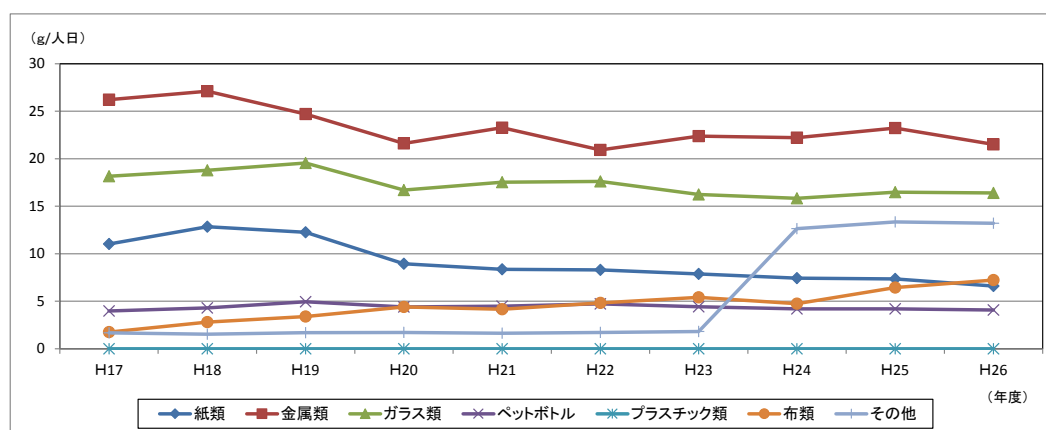


図 2.1.3-8 1人1日当たりの公共による資源化量の内訳

④ 集団回収量

集団回収量の内訳は表 2.1.3-9、図 2.1.3-9、1人1日当たりの集団回収量の内訳は表 2.1.3-10、図 2.1.3-10 に示すとおりです。

平成 26 年度における集団回収量は 502 t となっており、内訳は多い順に、紙類 459 t、布類 25 t、金属類 13 t、ペットボトル 5 t となっています。

表 2.1.3-9 集団回収量の内訳 (単位：t/年)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
紙類	737	657	708	650	654	613	548	505	510	459
金属類	16	14	33	16	17	16	19	17	21	13
ガラス類	0	0	0	0	0	3	2	2	5	0
ペットボトル	3	3	3	4	4	4	6	5	5	5
プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
布類	32	28	35	35	34	39	36	35	9	25
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0
合計	788	702	779	705	709	675	611	564	572	502

注) ・ 「集団回収量」とは、補助金の交付等で登録された住民団体によって回収された量です。

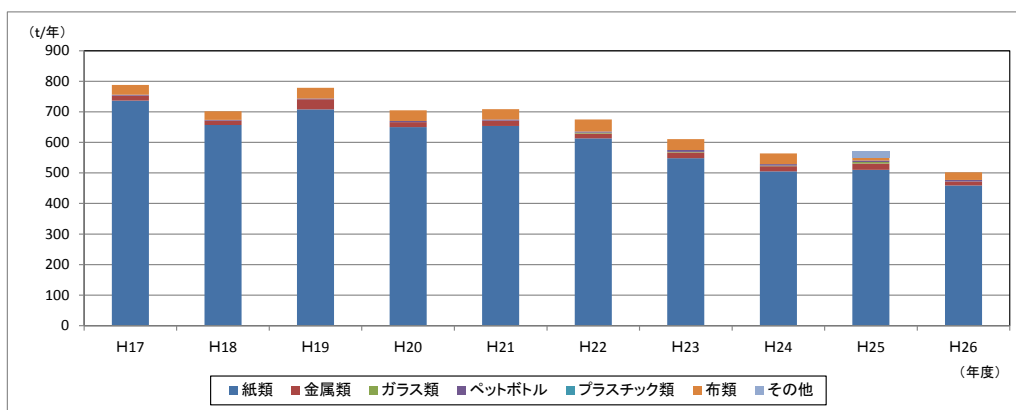


図 2.1.3-9 集団回収量の内訳

表 2.1.3-10 1人1日当たりの集団回収量の内訳 (単位：g/人日)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
紙類	34	31	33	31	32	30	27	25	26	24
金属類	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
ガラス類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
布類	1	1	2	2	2	2	2	2	0	1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	37	33	37	34	34	33	30	28	29	26

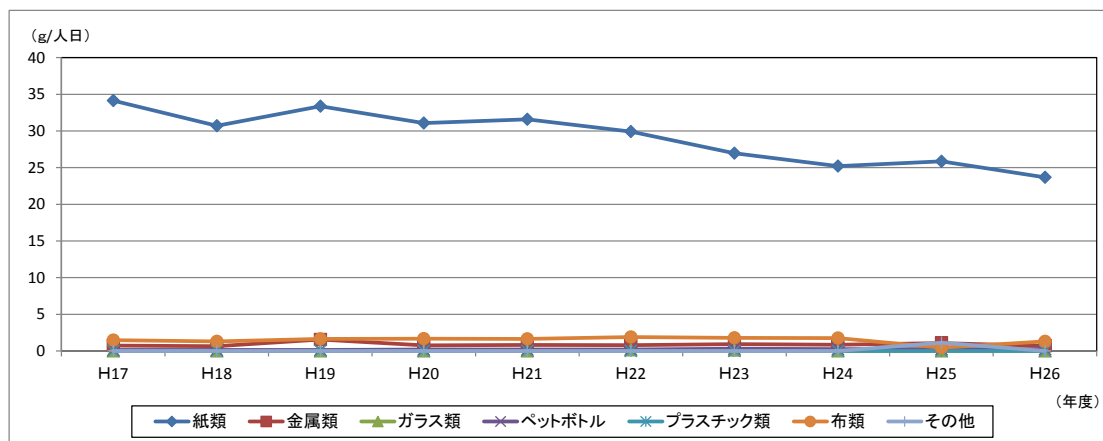


図 2.1.3-10 1人1日当たりの集団回収量の内訳

(4) 1人1日当たりの資源化量の比較

① 総資源化量

1人1日当たりの総資源化量の全国平均、千葉県平均、千葉県内市町村との比較は、図2.1.3-11～12に示すとおりです。

平成25年度における1人1日当たりの総資源化量は100gとなっており、全国平均198g、千葉県平均225gを下回っています。

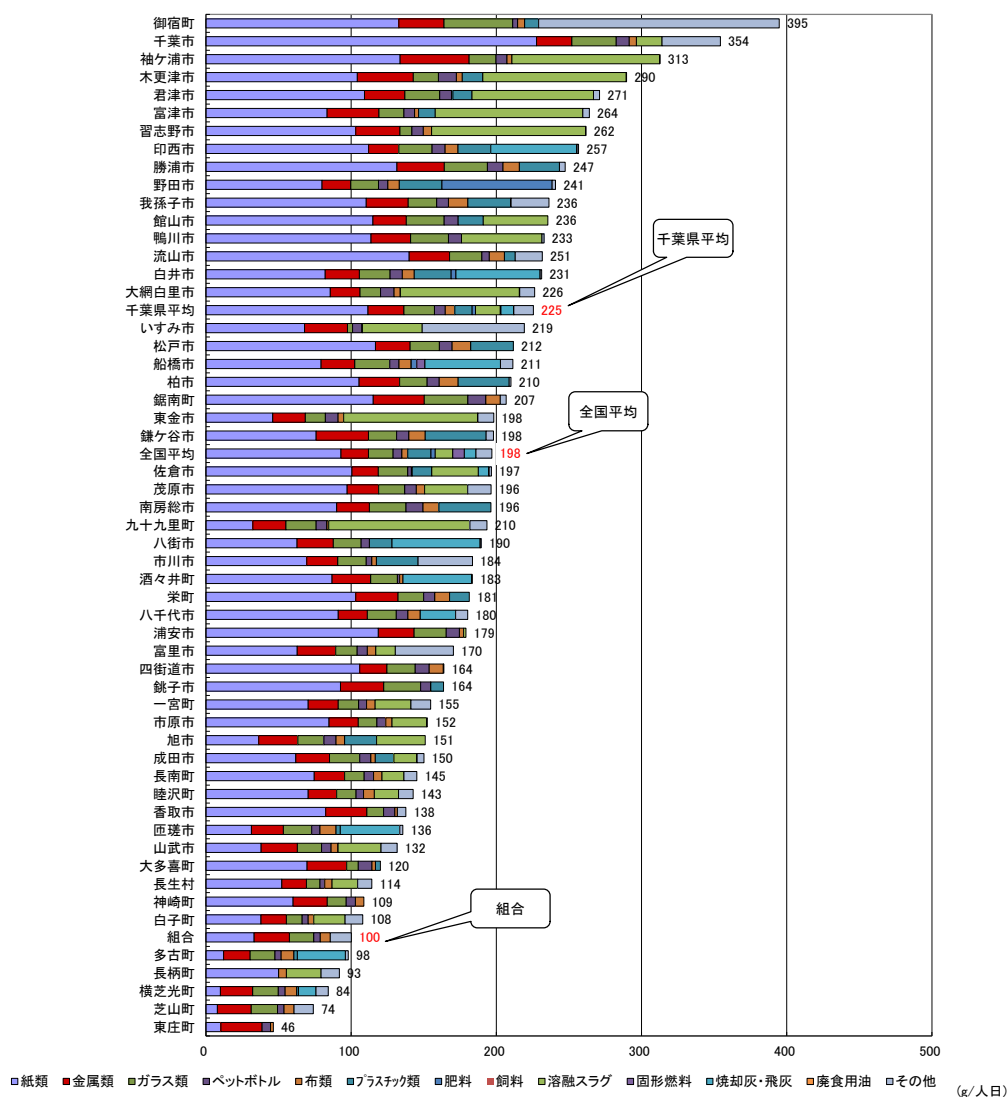


図 2.1.3-11 1人1日当たりの総資源化量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成25年度一般処理廃棄物実態調査結果)

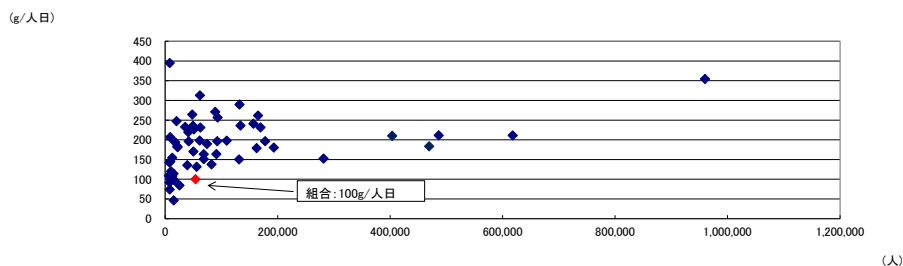


図 2.1.3-12 人口規模別の1人1日当たりの総資源化量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成25年度一般処理廃棄物実態調査結果)

【参考】総資源化量（紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック類、布類）

前頁の1人1日当たりの総資源化量のうち、紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック類、布類の資源化量の全国平均、千葉県平均、千葉県内市町村との比較は、図2.1.3-13~14に示すとおりです。

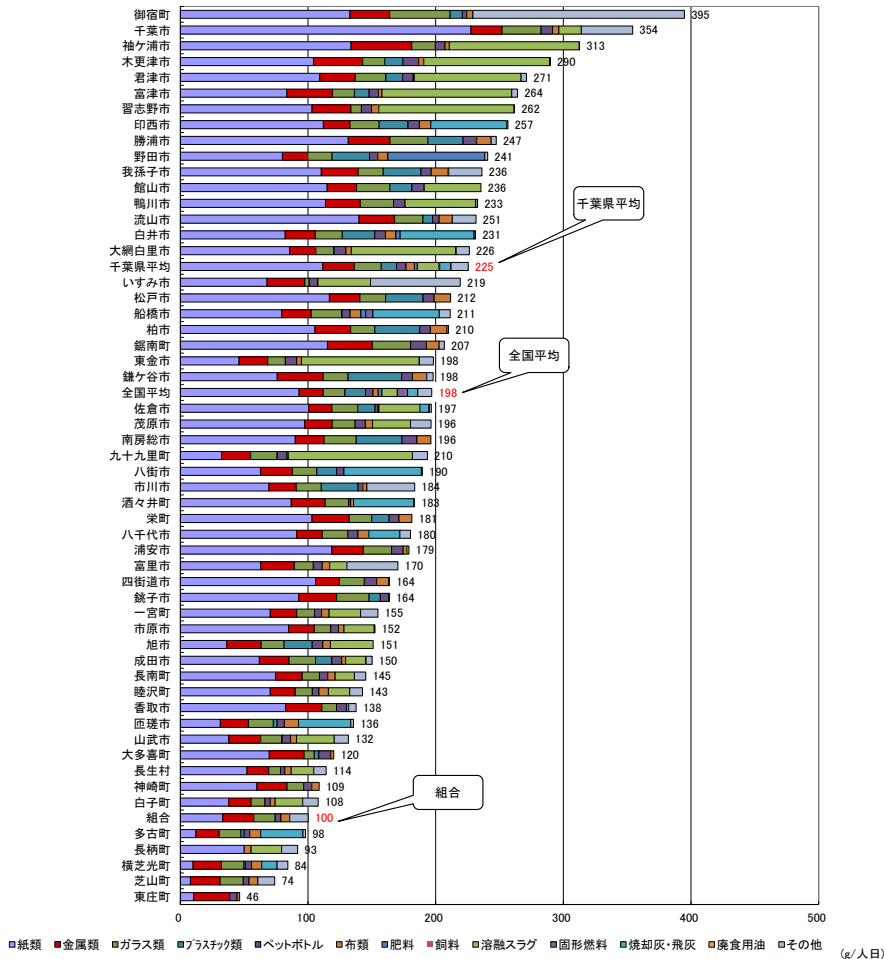


図 2.1.3-13 1人1日当たりの総資源化量
 (紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、布類プラスチック類)の比較
 (資料：環境省ホームページ 平成25年度一般処理廃棄物実態調査結果)

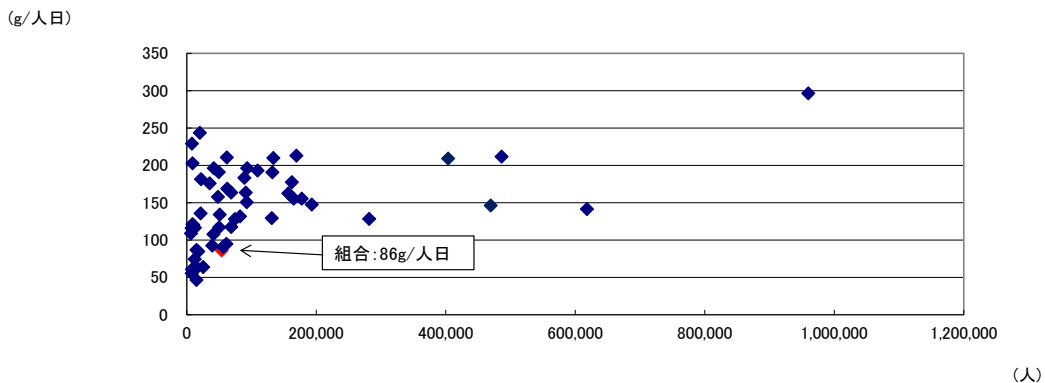


図 2.1.3-14 人口規模別の1人1日当たりの総資源化量
 (紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック類、布類)の比較
 (資料：環境省ホームページ 平成25年度一般処理廃棄物実態調査結果)

②紙類の資源化量

1人1日当たりの紙類の資源化量の全国平均、千葉県平均、千葉県内市町村との比較は、図2.1.3-15～16に示すとおりです。

平成25年度における1人1日当たりの紙類の資源化量は33gとなっており、全国平均93g、千葉県平均112gを下回っています。

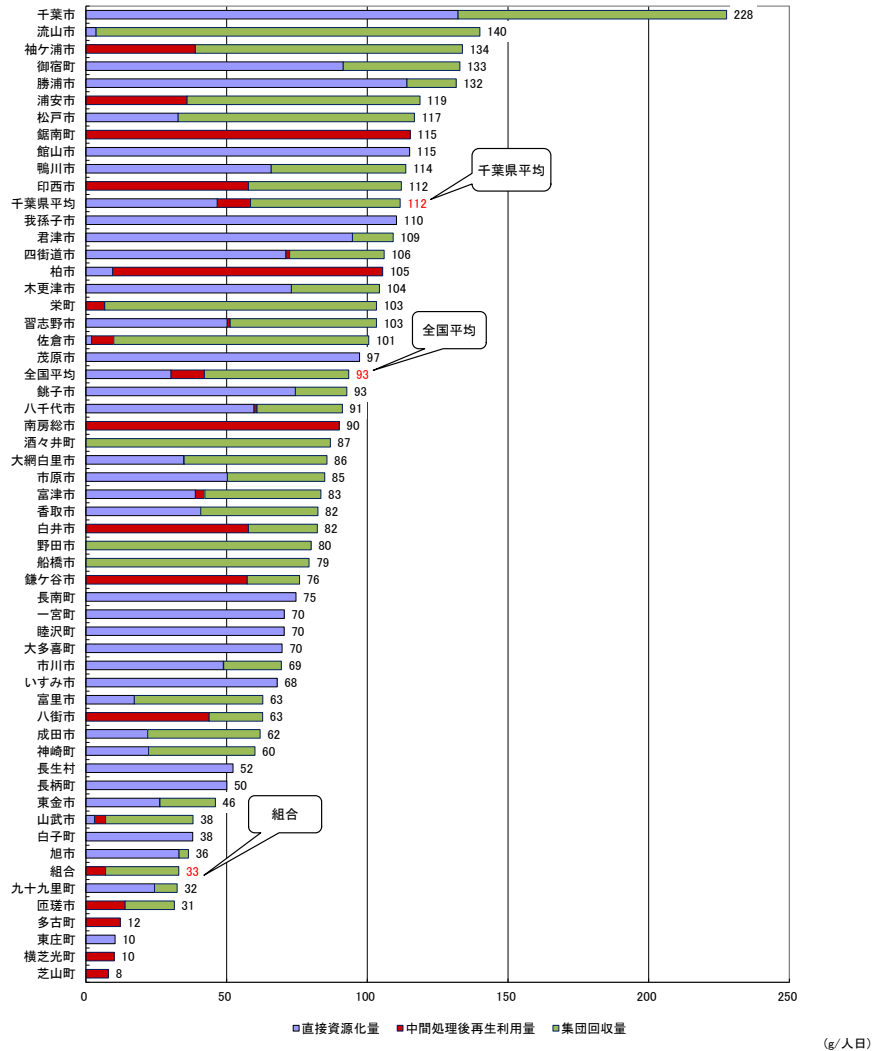


図2.1.3-15 1人1日当たりの紙類の総資源化量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成25年度一般廃棄物処理実態調査結果)

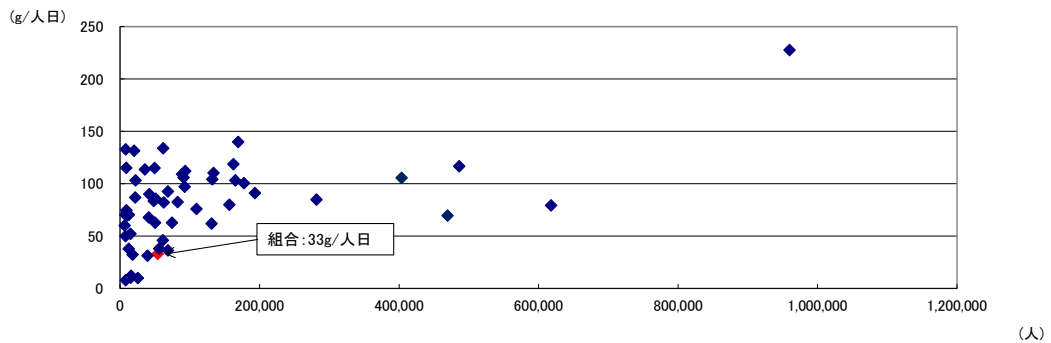


図2.1.3-16 人口規模別の1人1日当たりの紙類の総資源化量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成25年度一般廃棄物処理実態調査結果)

③金属類の資源化量

1人1日当たりの金属類の資源化量の全国平均、千葉県平均、千葉県内市町村との比較は、図 2.1.3-17~18 に示すとおりです。

平成 25 年度における 1 人 1 日当たりの金属類の資源化量は 24 g となっており、全国平均 19g を上回り、千葉県平均 25 g を下回っています。

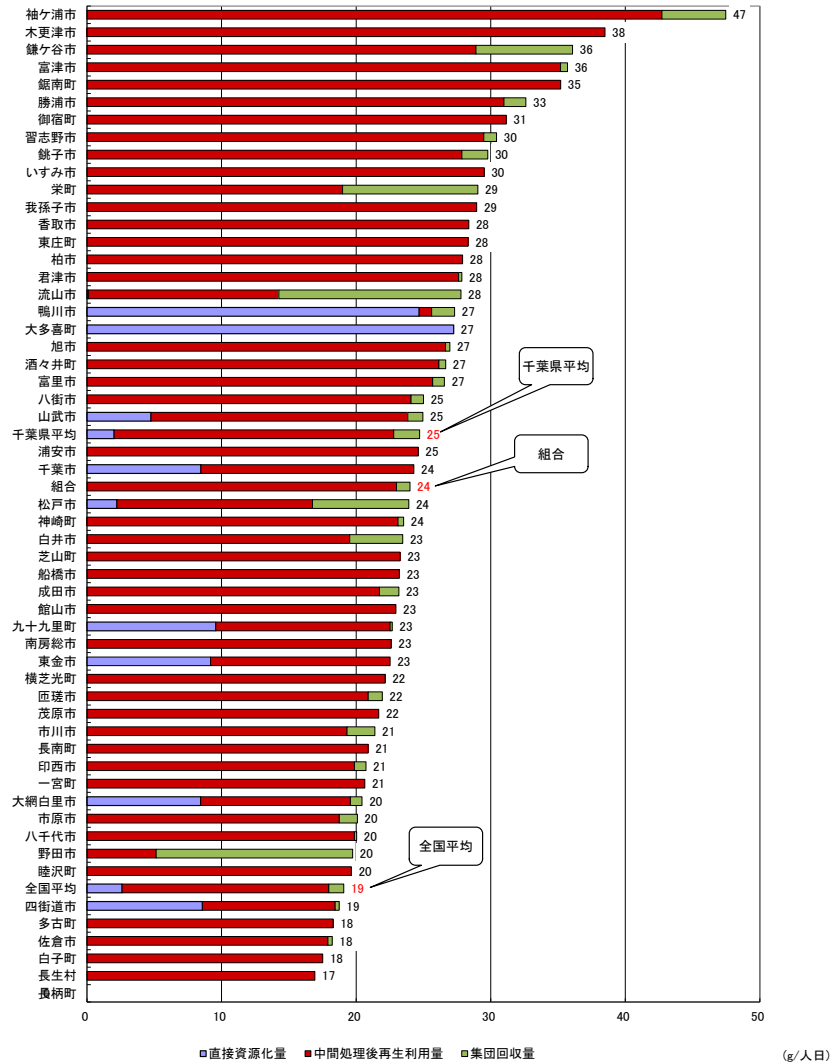
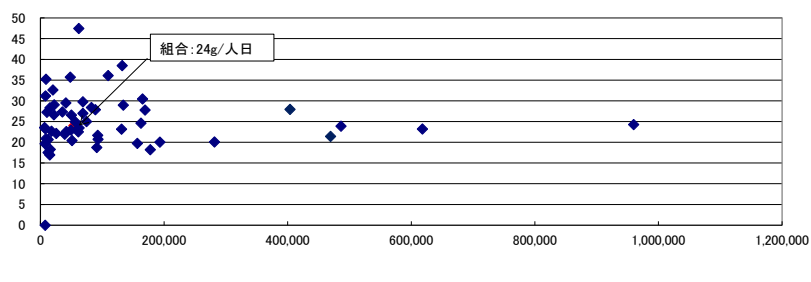


図 2.1.3-17 1人1日当たりの金属類の総資源化量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成 25 年度一般廃棄物処理実態調査結果)

(g/人日)



(人)

図 2.1.3-18 人口規模別の 1 人 1 日当たりの金属類の総資源化量の比較
(資料：環境省ホームページ 平成 25 年度一般廃棄物処理実態調査結果)

④ ガラス類の資源化量

1人1日当たりのガラス類の資源化量の全国平均、千葉県平均、千葉県内市町村との比較は、図 2.1.3-19~20 に示すとおりです。

平成 25 年度における 1 人 1 日当たりのガラス類の資源化量は 17 g となっており、全国平均 17 g と横ばいで、千葉県平均 21 g を下回っています。

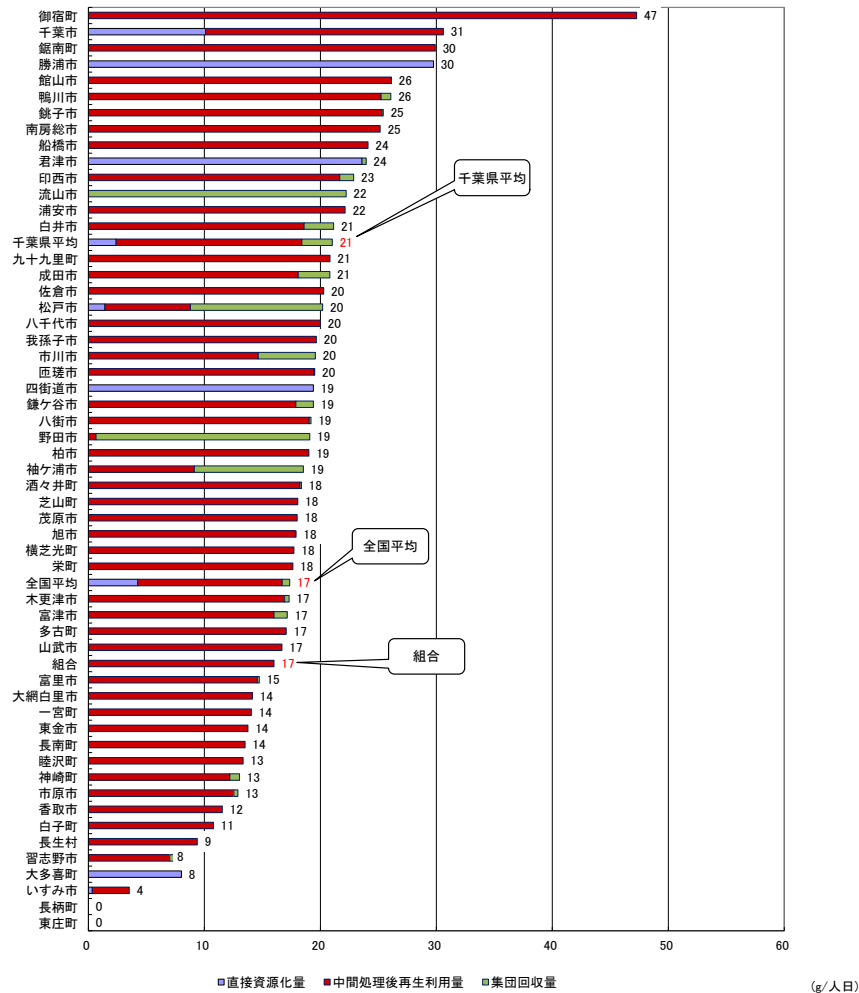


図 2.1.3-19 1人1日当たりのガラス類の総資源化量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成 25 年度一般廃棄物処理実態調査結果)

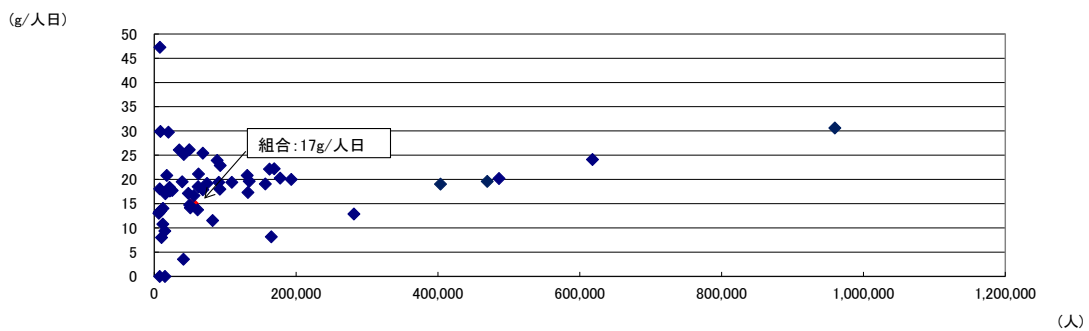


図 2.1.3-20 人口規模別の 1 人 1 日当たりのガラス類の総資源化量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成 25 年度一般廃棄物実態調査結果)

⑤ペットボトルの資源化量

1人1日当たりのペットボトルの資源化量の全国平均、千葉県平均、千葉県内市町村との比較は、図2.1.3-21～22に示すとおりです。

平成25年度における1人1日当たりのペットボトルの資源化量は5gとなっており、全国平均6g、千葉県平均7gを下回っています。

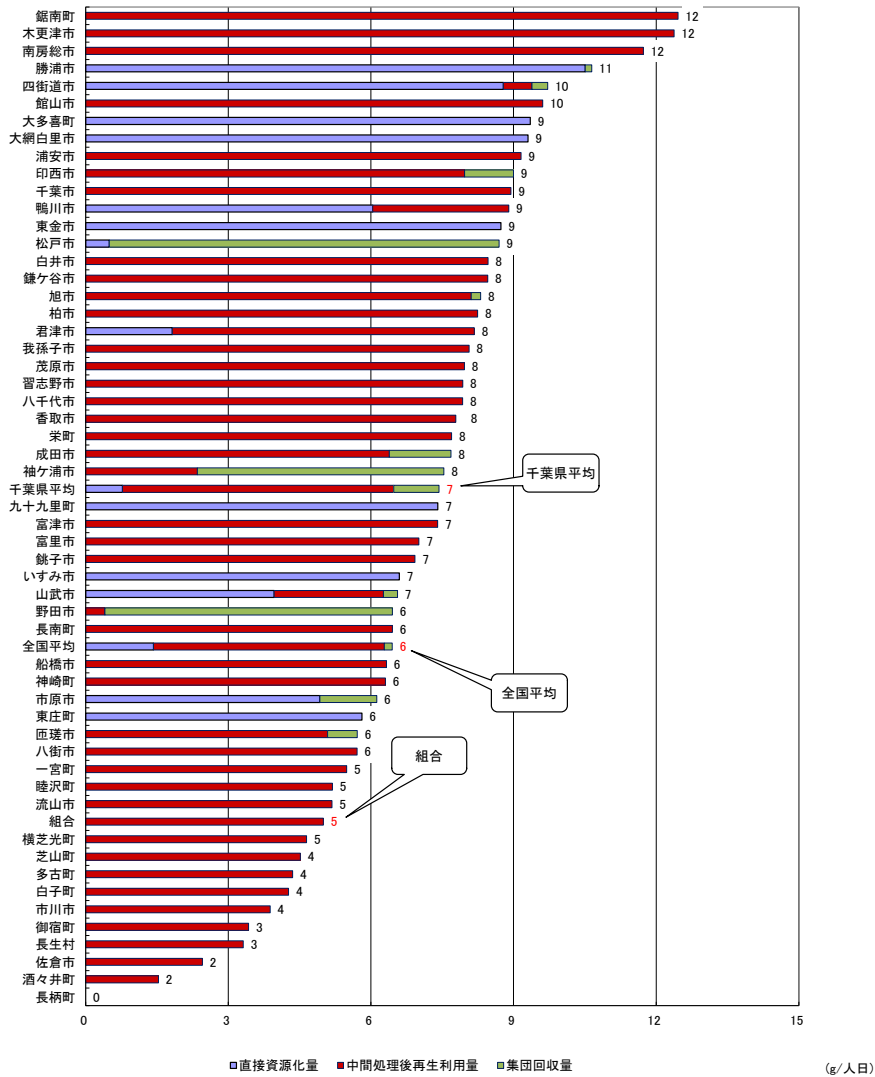


図2.1.3-21 1人1日当たりのペットボトルの総資源化量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成25年度一般廃棄物実態調査結果)

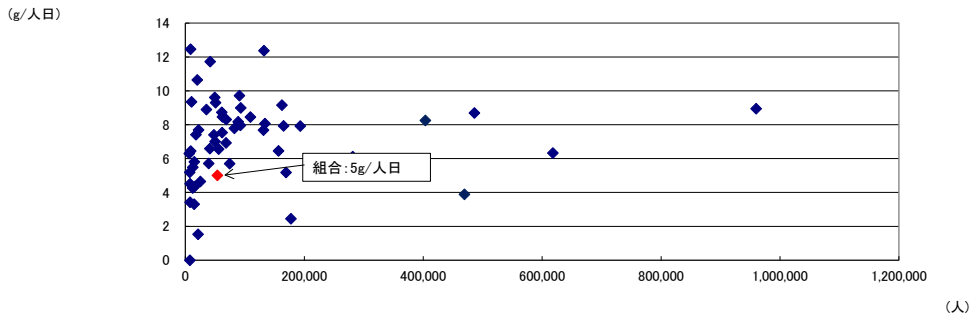


図2.1.3-22 人口規模別の1人1日当たりのペットボトルの総資源化量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成25年度一般廃棄物実態調査結果)

⑥布類の資源化量

1人1日当たりの布類の資源化量の全国平均、千葉県平均、千葉県内市町村との比較は、図2.1.3-23～24に示すとおりです。

平成25年度における1人1日当たりの布類の資源化量は7gとなっており、全国平均4gを上回り、千葉県平均7gと横ばいとなっています。

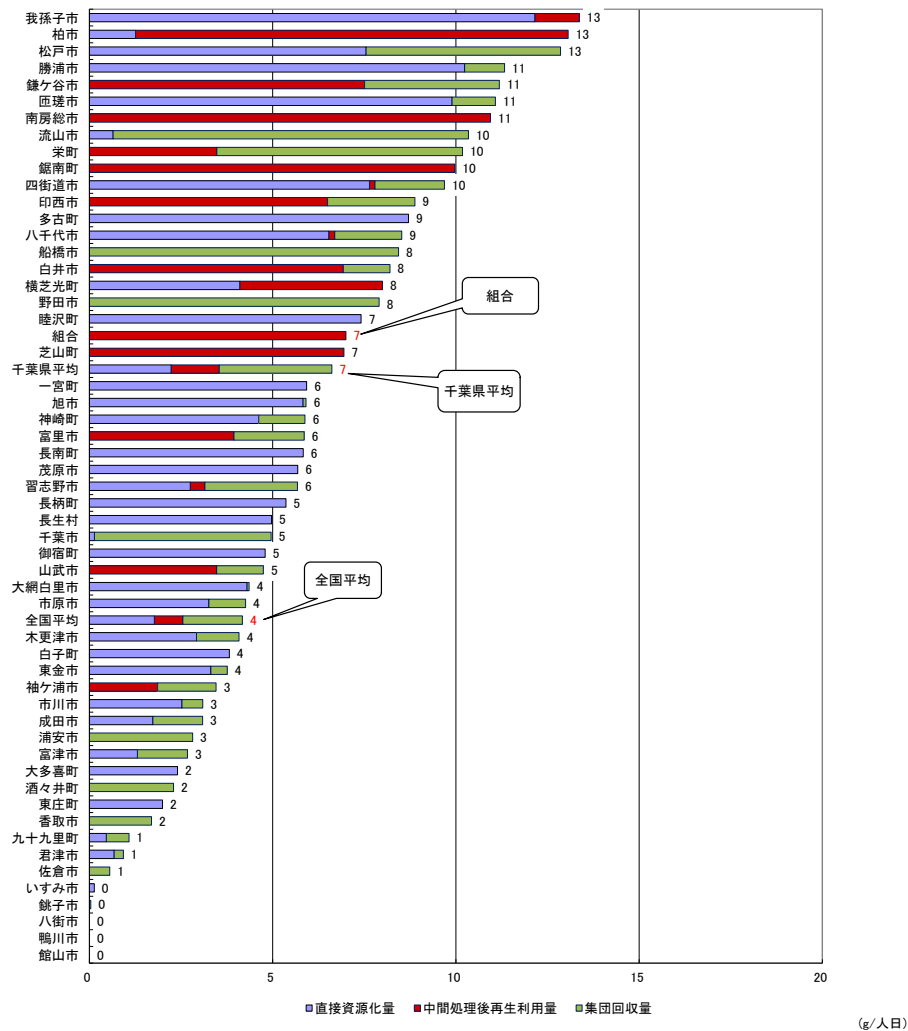


図2.1.3-23 1人1日当たりの布類の総資源化量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成25年度一般廃棄物処理実態調査結果)

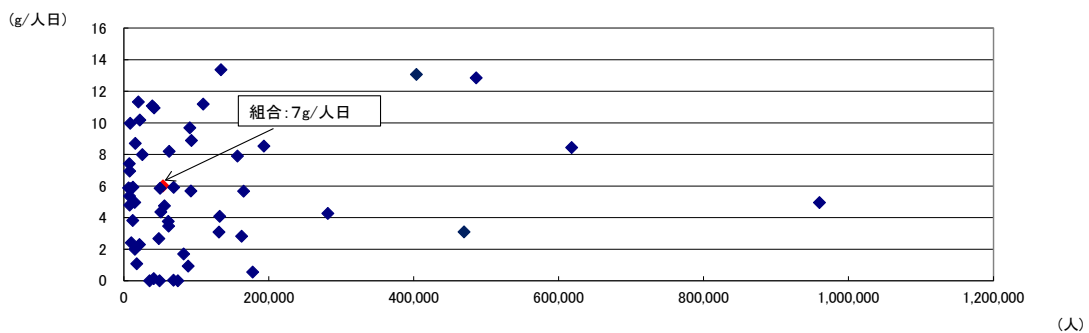


図2.1.3-24 人口規模別の1人1日当たりの布類の総資源化量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成25年度一般廃棄物実態調査結果)

⑦プラスチック類の資源化量

1人1日当たりのプラスチック類の資源化量の全国平均、千葉県平均、千葉県内市町村との比較は、図 2.1.3-25～26 に示すとおりです。

本組合ではプラスチック類の資源化は行っていません。

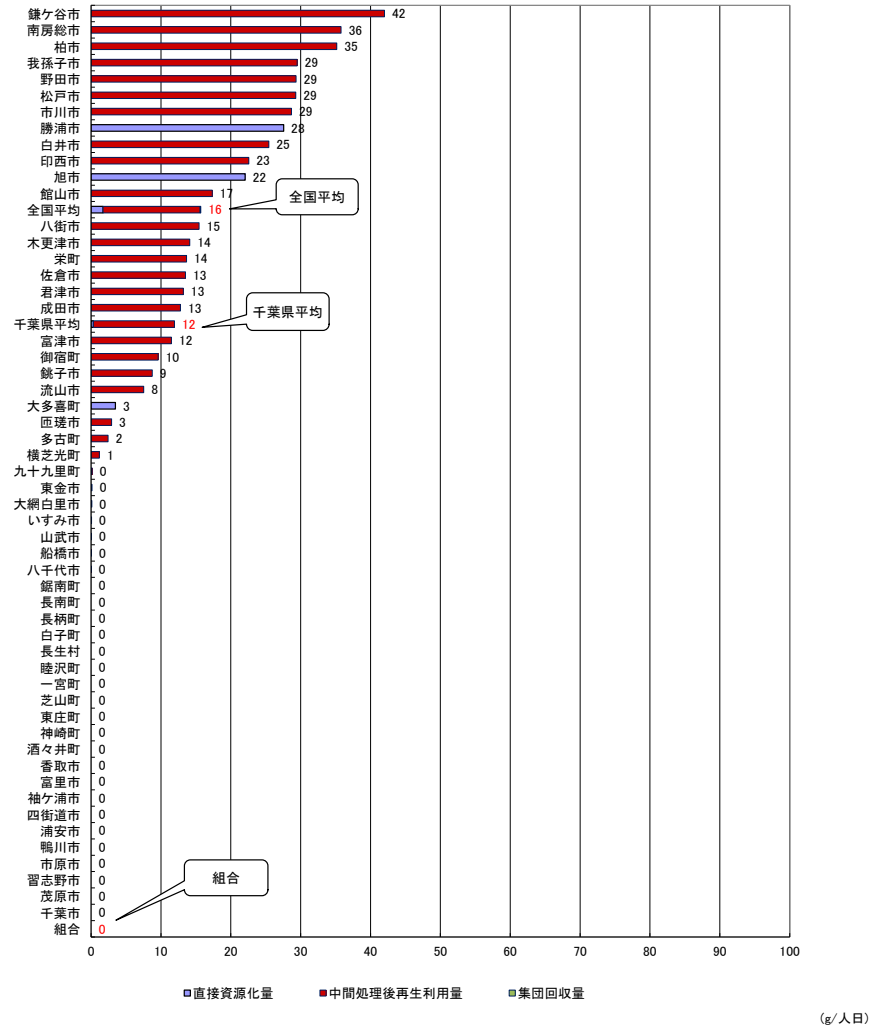


図 2.1.3-25 1人1日当たりのプラスチック類の総資源化量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成25年度一般廃棄物処理実態調査結果)

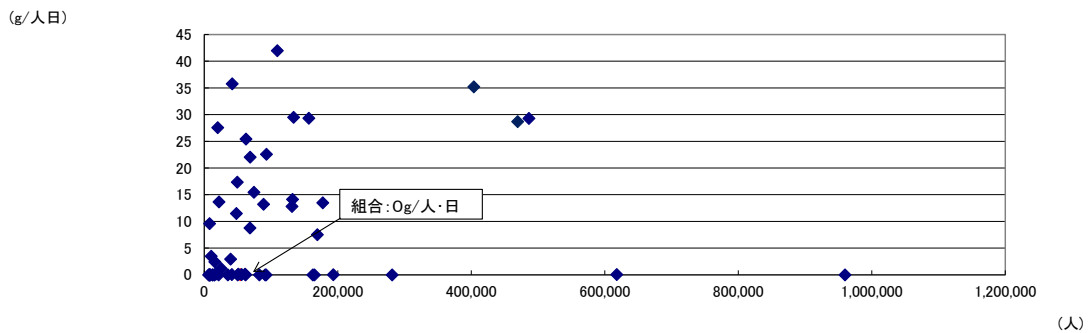


図 2.1.3-26 人口規模別の1人1日当たりのプラスチック類の総資源化量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成25年度一般廃棄物処理実態調査結果)

⑧溶融スラグの資源化量

1人1日当たりの溶融スラグの資源化量の全国平均、千葉県平均、千葉県内市町村との比較は、図 2.1.3-27~28 に示すとおりです。

本組合では溶融スラグの資源化は行っていません。

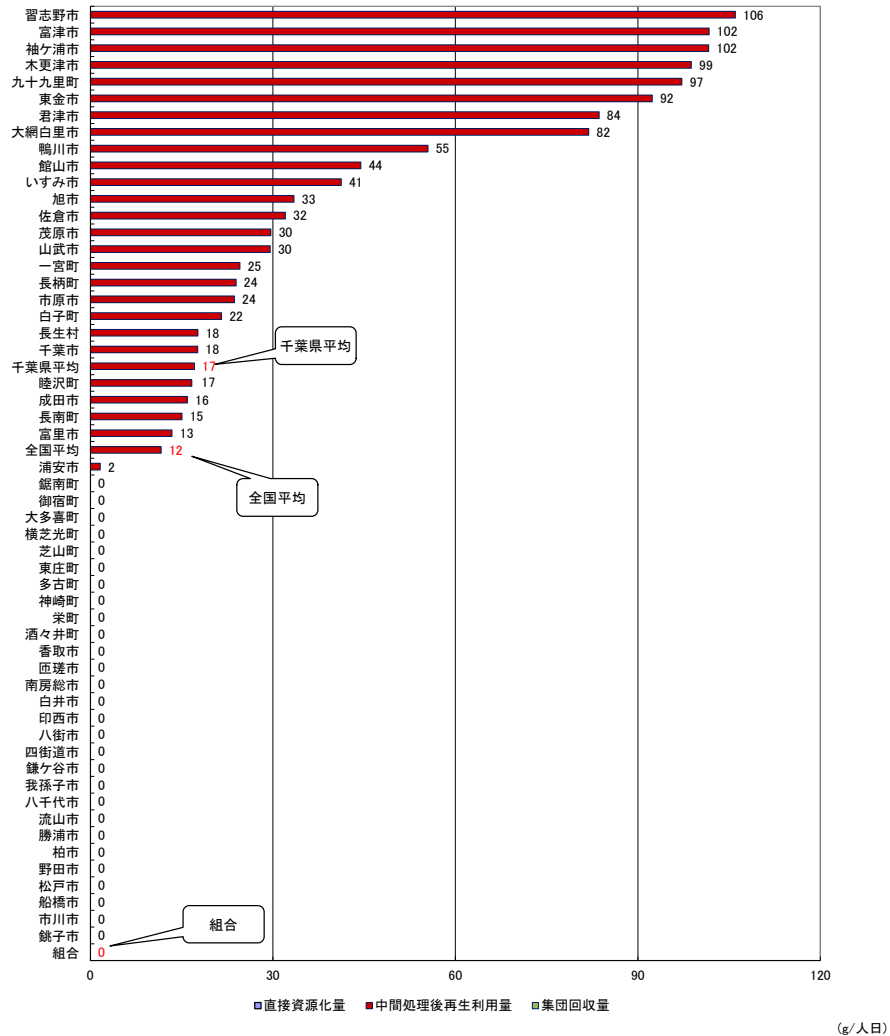


図 2.1.3-27 1人1日当たりの溶融スラグの総資源化量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成 25 年度一般廃棄物処理実態調査結果)

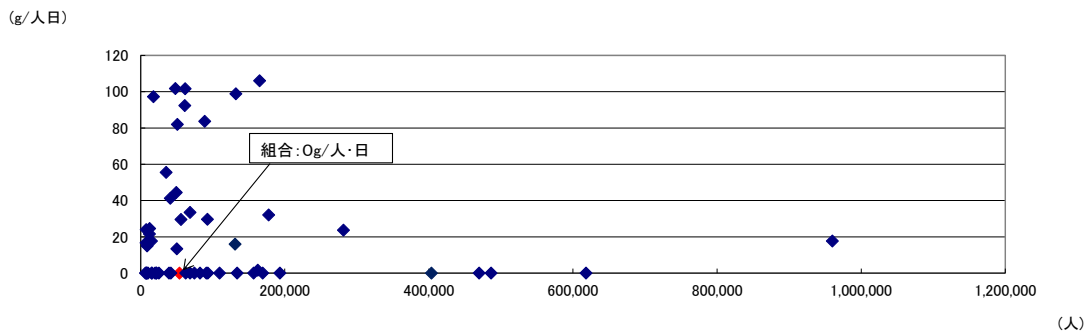


図 2.1.3-28 人口規模別の 1人1日当たりの溶融スラグの総資源化量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成 25 年度一般廃棄物処理実態調査結果)

⑨焼却灰・飛灰の資源化量

1人1日当たりの焼却灰・飛灰の資源化量の全国平均、千葉県平均、千葉県内市町村との比較は、図 2.1.3-29～30 に示すとおりです。

本組合では焼却灰・飛灰の資源化は行っていません。

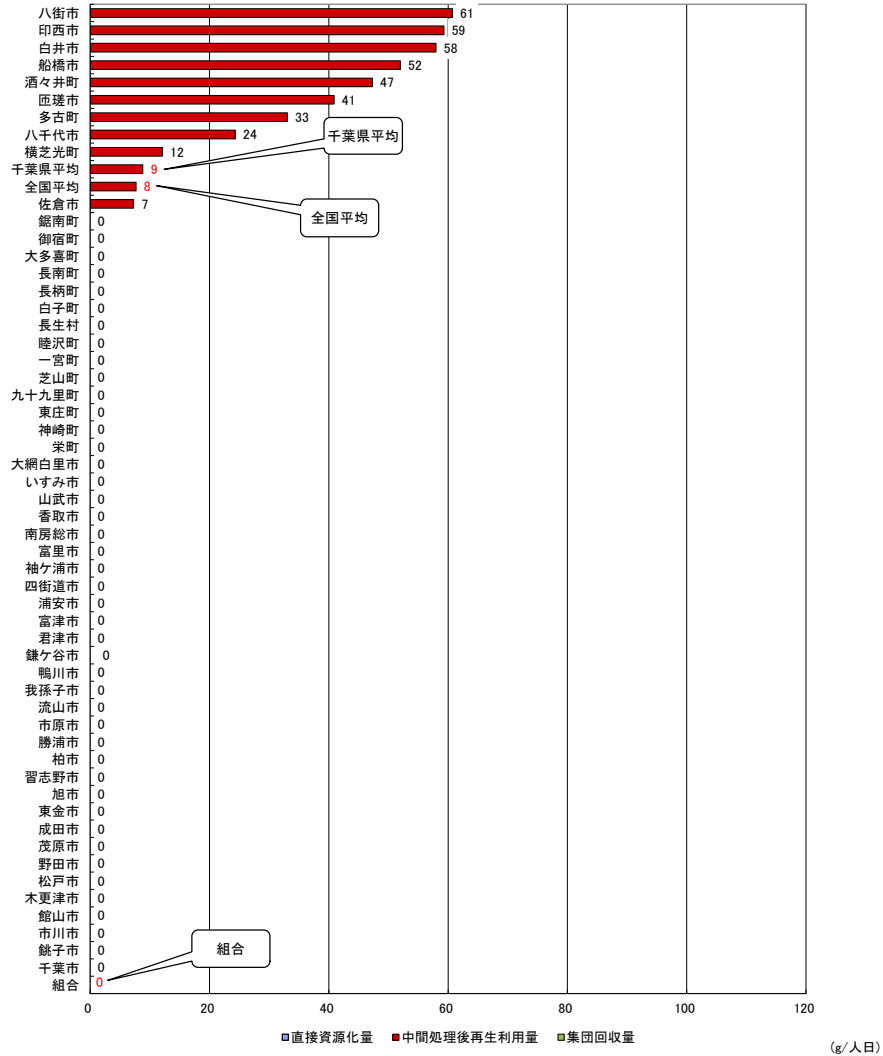


図 2.1.3-29 1人1日当たりの焼却灰・飛灰の総資源化量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成25年度一般廃棄物処理実態調査結果)

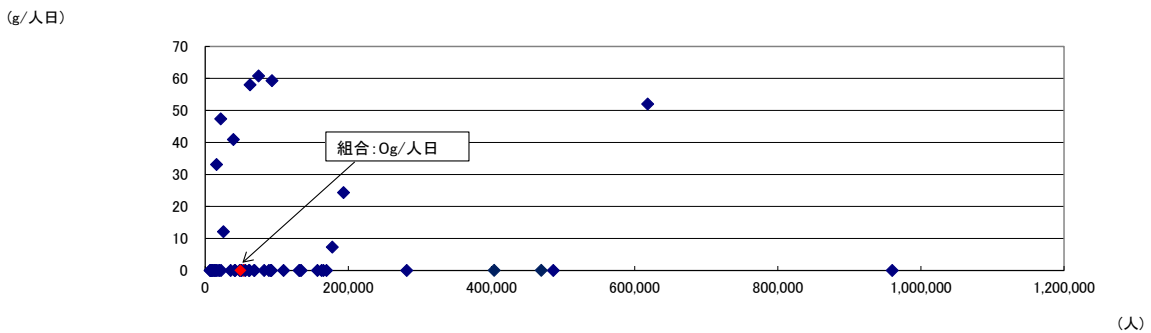


図 2.1.3-30 人口規模別の1人1日当たりの焼却灰・飛灰の総資源化量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成25年度一般廃棄物処理実態調査結果)

⑩その他の資源化量

1人1日当たりのその他の資源化量の全国平均、千葉県平均、千葉県内市町村との比較は、図2.1.3-31～32に示すとおりです。

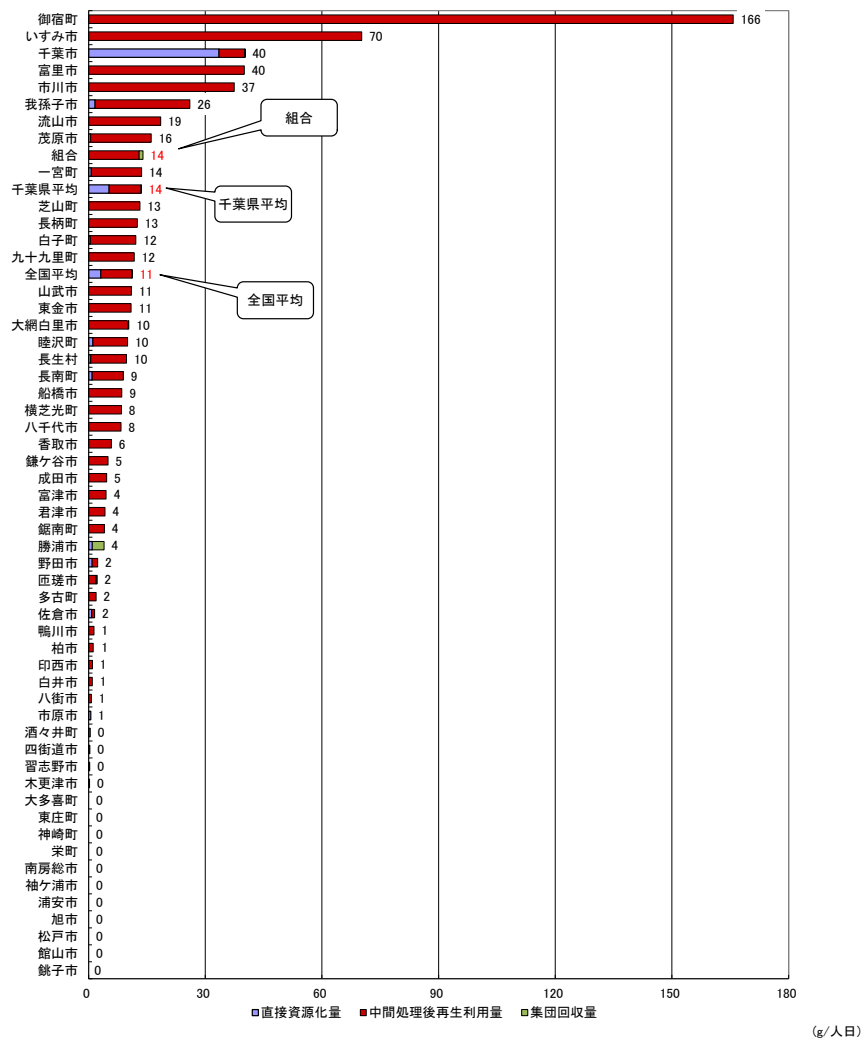


図2.1.3-31 1人1日当たりのその他の総資源化量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成25年度一般廃棄物処理実態調査結果)

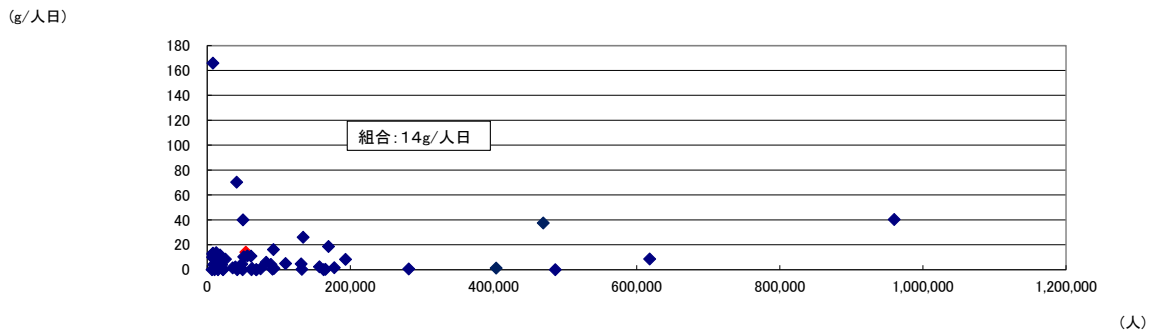


図2.1.3-32 人口規模別の1人1日当たりのその他の総資源化量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成25年度一般廃棄物処理実態調査結果)

4) 収集運搬

(1) 収集運搬の現状

ごみの分別区分、収集運搬体系、車両保有台数、は表 2.1.4-1~4 に示すとおりです。

表 2.1.4-1 ごみの分別区分

分別区分		品目例
可燃ごみ	可燃ごみ	<p>生ごみ(台所から出るごみ(水分を切って出す))、発泡スチロール(保冷箱・緩衝材(白色トレイを除く)(30cm以下に切る))、皮革類(グローブ・靴・バッグなど)、ゴム類(ゴムホース・ゴム手袋など(30cm以下に切る))、木くず(板くず・棒切れ・枝木など(直径10cm以下長さ30cm以下に切断))、プラスチック製容器包装(洗剤容器・シャンプー容器・食品容器など)、紙類(ちり紙・包装紙・紙おむつ(汚物は取り除く)・紙袋・紙箱・食品容器・洗剤容器・紙皿・紙コップなど)、プラスチック製品(おもちゃ・プラケース・ラップ・ビニール袋・ペン・CD・FD・スポンジ・ストロー・網など(大きいものは30cm以下に切断))、布類(タオル・ハンカチ・肌着・くつ下・布袋・布きれ・運動靴など)、その他(落葉・雑草(土をよくはたく)・小型クッション・ぬいぐるみ・ボール・ペットの砂・フィルム・吸殻・生理用品・掃除機のチリなど(30cm以下の物に限る))</p> <p>※洗剤、シャンプーなどの容器は中身を使い切ってから出す。 ※レジャーシートなどの大きい物やホースなどの長い物は30cm以下に切断して出す。 ※プラスチック類、木製の物、ぬいぐるみ、クッション、バッグなどで30cm以上の物はいれない。(不燃ごみの袋に入る物は不燃ごみ。入らない物は粗大ごみ。) ※祝日、振替休日は収集する。 ※対象物以外の物が混入している場合は、収集しない。</p>
不燃ごみ	陶磁器・ガラス類	茶碗、皿、植木鉢、化粧品のビン、割れたビン、窓ガラス、ガラスくず、鏡、コップなど
	小型家電品	音楽プレーヤー、掃除機、スピーカー、ビデオカメラ、電気ポット、時計など
	その他	卓上コンロ、卓上ボンベ、なべ、やかん、傘、缶詰のカン・スプレー缶、ビデオテープ、電気コード、延長コード、ポリタンクなど
		<p>※ガラスなど割れた物は、危険なので紙などに包んで入れる。 ※卓上ボンベ・化粧品などのスプレー缶は、必ず使い切ってから入れる。 ※化粧品・缶詰などは中身を綺麗に処分してから入れる。 ※対象物以外の物が混入している場合は、収集しない。 ※個人情報記録されている小型家電はデータを消去する。</p>
粗大ごみ	粗大ごみ	<p>家具類(机・いす・戸棚・タンス)、寝具類(ふとん・マットレス・スプリングマット)、家電製品(ステレオ・扇風機・レンジ・ストーブ・こたつ)、その他(カーペット・自転車・畳・ミシン・トタン・バイク(50cc以下)他</p> <p>※電話での申し込みによる自宅回収、又は組合への直接持ち込み</p>
資源ごみ	カン・ビン	<p>カンは飲料用(ジュース、酒類、調味料)のものに限る。</p>

分別区分		品目例
		<p>ビンは飲料用（ジュース、酒類、調味料）・食用（海苔、ジャム）・薬（風邪薬など）・食用油に限る。</p> <p>カンとビンは混合で出せる。</p> <p>中身を必ず処分し水洗いをする。</p> <p>ビンのキャップは、必ず外す。（ドレッシング・油などのガラスビンに固定されたプラスチック製そそぎ口は外さなくて良い）</p> <p>※缶詰のカン、菓子カン、化粧品のビンは不燃ごみ。農業のビンは処理できない。</p>
	衣類	濡らさずに袋に入れる。袋の口をしっかりと結ぶ。
	その他布	シーツ、カーテン、反物のみ 濡らさずに袋に入れる。袋の口をしっかりと結ぶ。
	雑誌	濡らさずに袋に入れる。袋の口をしっかりと結ぶ。
	新聞	濡らさずに袋に入れる。袋の口をしっかりと結ぶ。チラシ、広告も入れられる。
	ペットボトル	PET の材質表示のあるものに限る。中身を必ず処分し水洗いする。
	紙パック	水洗いし、広げてよく乾かす。
	白色トレイ	水洗いしよく乾かす。
	段ボール	濡らさずに袋に入れる。袋に入らない場合、小さく切って袋に入れる。
	※対象物以外の物が混入している場合は、収集しない。	
有害ごみ	有害ごみ	<p>使用済み乾電池、電球、蛍光灯、水銀体温計、刃物、包丁、カッターの刃、ライター、裁縫針、釣針、ピンなど</p> <p>※包丁などは刃に布を巻き刃物と記入する。</p> <p>※カッターの刃などは缶などに入れて出す。</p> <p>※蛍光灯は割らないで入れる。（袋から出ているでも良い）</p> <p>※対象物以外の物が混入している場合は、収集しない。</p>

組合以外 で処理	家庭用パソコン	<p>①メーカーに直接申し込む。</p> <p>②メーカーが不明の場合→財団法人パソコン3R促進協会</p>
	家電製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機）	<p>①買った店または買い換える店に依頼。</p> <p>②専門業者に依頼。</p> <p>③本人が指定取引場所へ持っていく（振替払込受付証明書に貼付した家電リサイクル券を持参する。）</p>
	専門業者に依頼する	<p>業務用ビニール、農業用資材、ガスボンベ、農機具（部品を含む）、自転車用部品、灰、瓦、業務用電気製品、消火器、塗料缶、バッテリー、コンクリートブロック、建築廃材、医療器具類など</p> <p>※農業用ビニールについては、市町担当課へ問い合わせ。</p>

表 2.1.4-2 収集運搬体系

分別区分		収集方式	収集回収	収集運搬	手数料
生活系ごみ	可燃ごみ	ステーション	週 2 回	委託	従量制
				直接搬入	100 円/10 k g
	不燃ごみ	ステーション	月 2 回	委託	従量制
				直接搬入	100 円/10 k g
	粗大ごみ	各戸別	月 2 回	委託	定額制 (1 品 : 200 円)
				直接搬入	100 円/10 k g
	資源ごみ	ステーション	月 2 回	委託	従量制
				直接搬入	100 円/10 k g
	有害ごみ	ステーション	月 2 回	委託	従量制
				直接搬入	100 円/10 k g
事業系ごみ	可燃ごみ	各戸別	不定期	許可・直接搬入	150 円/10 k g
	不燃ごみ				
	粗大ごみ				
	資源ごみ				
	有害ごみ				
	有害ごみ				

表 2.1.4-3 車両保有台数

平成 27 年 4 月 1 日現在

パッカー車 (2 t 車)	4 台 (委託車 4 台) 委託車 4 台で可燃ごみを収集
ダンプ (2 t 車)	1 台 (組合車)
平ボディー (2 t 車)	3 台 (委託車 3 台) 資源・不燃・粗大・有害ごみを収集
フークリフト	3 台 (2.5 t 2 台 1 t 1 台)
バン	2 台 (1,500cc 1 台 3,000cc 1 台)
油圧ショベル	1 台 (0.28m ³)

表 2.1.4-4 周辺市町村の直接搬入ごみの手数料

平成 27 年 4 月 1 日現在

市町村	生活系ごみ	事業系ごみ
旧成東町	100 円/10 k g (10 k g 未満の場合 100 円)	150 円/10 k g (10 k g 未満の場合 150 円)
東金市	100 円/10 k g (10 k g 未満の場合 100 円)	150 円/10 k g (10 k g 未満の場合 150 円)
八街市	無料(市民のみ)	1 k g あたり 25 円
富里市	100 k g まで無料。超えた場合 1 k g あたり 5.4 円	10 k g まで 216 円。10 k g を超えた場合 1 k g あたり 21.6 円
成田市 (旧成田地区)	無料(市民のみ)	10 k g あたり 216 円
多古町	指定ごみ袋に入らないごみ(粗大ごみ)は 400 円/100 k g。指定ごみ袋に入れてあるものは無料。	匝瑳市ほか二町環境衛生組合での収集はしていない。
旧光町	指定ごみ袋に入らないごみ(粗大ごみ)は 400 円/100 k g。指定ごみ袋に入れてあるものは無料。	匝瑳市ほか二町環境衛生組合での収集はしていない。

5) 中間処理

(1) 中間処理の現状

①焼却施設

燃やせるごみ及びリサイクルプラザから発生した可燃性残渣は、ごみ焼却施設にて焼却処理しています。

焼却施設の概要を表 2.1.5-1 に示すとおりです。

表 2.1.5-1 焼却施設の概要

所在地	山武市松尾町金尾 1149-1
建設年度	着工：平成 6 年 7 月 竣工：平成 8 年 3 月
処理方式	全連続燃焼式焼却炉（NKK式流動床炉）
処理能力	110 t / 日（55 t / 24 h / 2 炉） ※平成 18 年 5 月 30 日に時間延長による処理能力を変更している。 変更前：73 t / 日（36.5 t / 16 h × 2 炉）
設計・施工	日本鋼管株式会社（現：JFEエンジニアリング株式会社）

②リサイクルプラザ

燃やせないごみ及び粗大ごみは、リサイクルプラザにて破碎・選別処理を行っています。

選別後、資源物は資源化を行い、可燃性残渣は焼却処理され、不燃性残渣は埋立処分されます。

リサイクルプラザの概要は表 2.1.5-2 に示すとおりです。

表 2.1.5-2 粗大ごみ処理施設の概要

施設名	リサイクルプラザ（焼却施設と合棟）
処理能力	22 t / 日
処理方式	回転式破碎及びせん断式破碎方式
建設年度	着工：平成 6 年 7 月 竣工：平成 8 年 3 月

6) 最終処分

(1) 最終処分の現状

中間処理施設から発生する焼却残渣や不燃性残渣は、本組合の最終処分場に埋立しています。

最終処分場の概要は表 2.1.6-1 に示すとおりです。

表 2.1.6-1 最終処分場の概要

施設名	一般廃棄物最終処分場
総面積	約 16,000m ²
埋立面積	約 10,000m ²
埋立容量	44,227m ³
建設年度	竣工：平成6年7月 埋立開始：平成9年12月
埋立工法	セル方式及びサンドイッチ方式の併用による準好気性埋立
浸出水処理能力	28m ³ /日

(2) 最終処分量及び1人1日当たり最終処分量の実績

最終処分量及び1人1日当たり最終処分量の推移は、表 2.1.6-2、図 2.1.6-1 に示すとおりです。

平成26年度における最終処分量は年間1,558tで、1人1日当たりの最終処分量は80gとなっています。平成17年度と比較すると8g減少しています。

表 2.1.6-2 最終処分量及び1人1日当たり最終処分量の実績

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
直接埋立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却残さ	1,633	1,655	1,542	1,522	1,560	1,553	1,620	1,640	1,659	1,549
不燃物残さ等	259	275	293	260	251	237	252	8	7	9
合計	1,892	1,930	1,835	1,782	1,811	1,790	1,872	1,648	1,666	1,558
1人1日当たり最終処分量	88	90	86	85	87	87	92	82	84	80

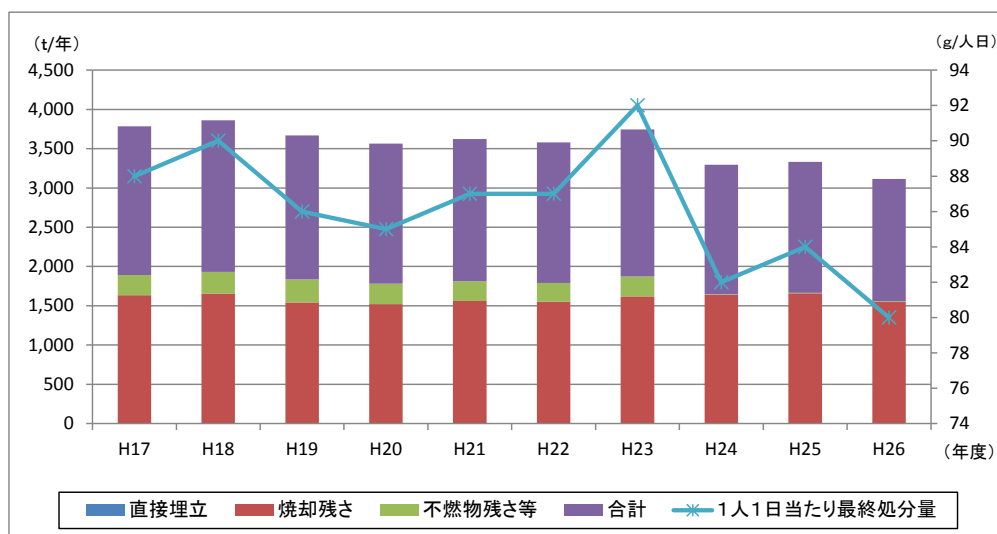


図 2.1.6-1 最終処分量及び1人1日当たり最終処分量の実績

(3) 1人1日当たり最終処分量の比較

平成26年度における1人1日当たりの最終処分量の全国平均及び千葉県平均との比較は表2.1.6-3、図2.1.6-2に示すとおりです。

平成25年度における1人1日当たりの最終処分量は84gとなっており、千葉県平均71gより多く、全国平均97gより少ない状況にあります。

表 2.1.6-3 1人1日当たりの最終処分量の比較(全国平均・千葉県平均)

(単位：g/人日)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全国平均	157	146	136	118	109	104	104	99	97	
千葉県平均	87	85	78	76	70	70	69	70	71	
組合	88	90	86	85	87	87	92	82	84	80

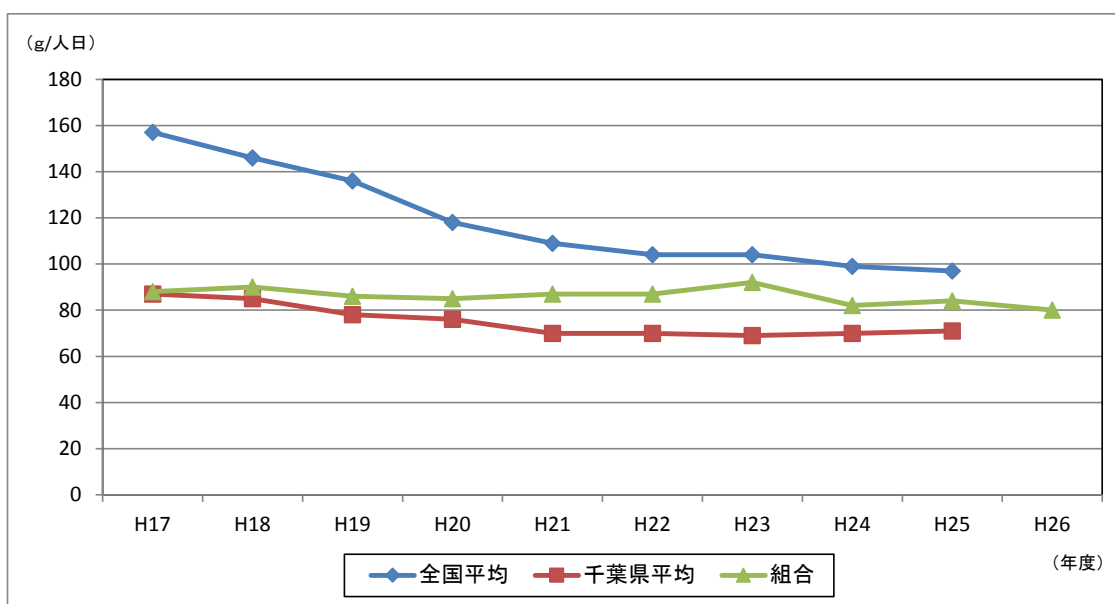


図 2.1.6-2 1人1日当たりの最終処分量の比較(全国平均・千葉県平均)

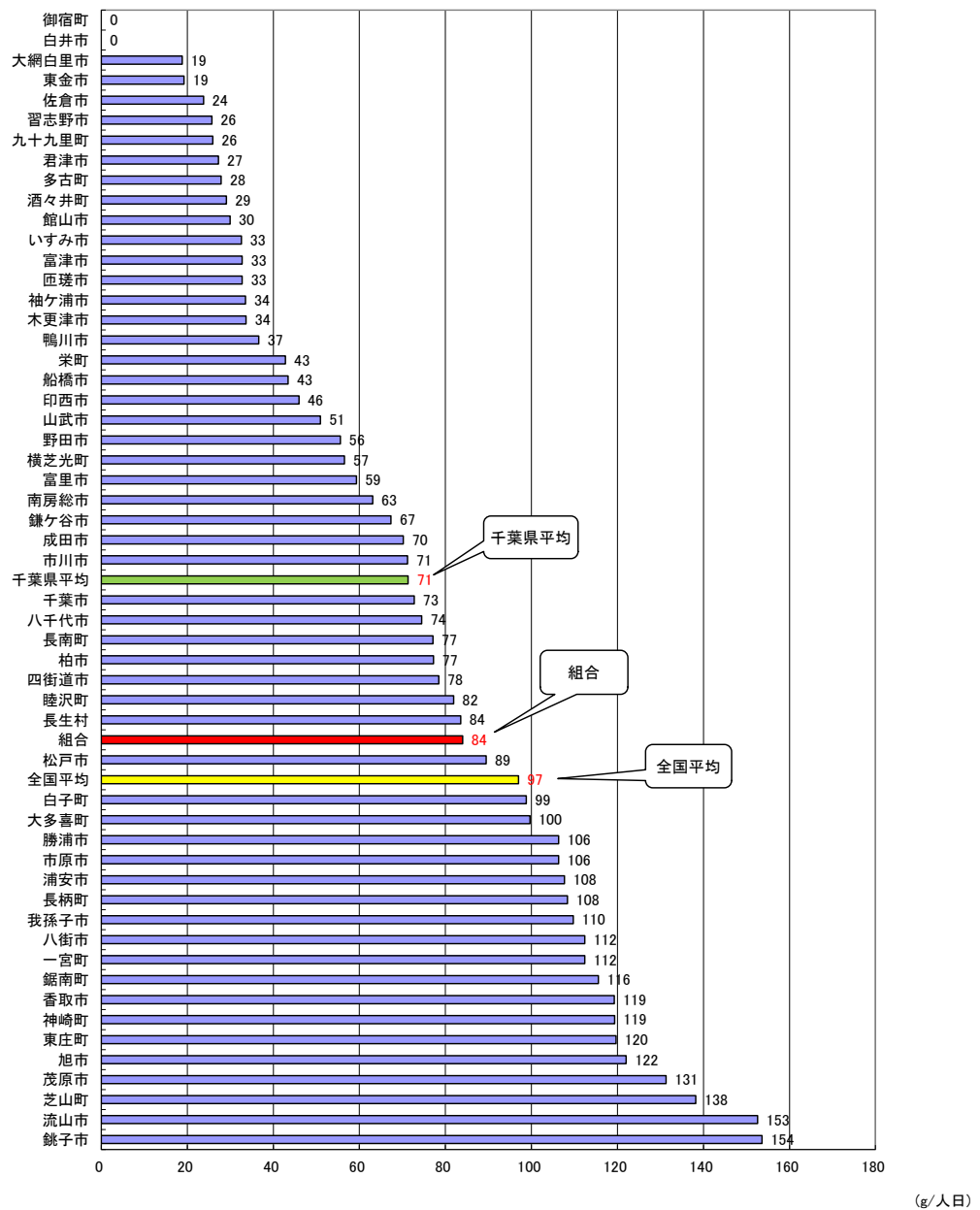


図 2.1.6-3 1人1日当たりの最終処分量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成25年度一般廃棄物処理実態調査結果)

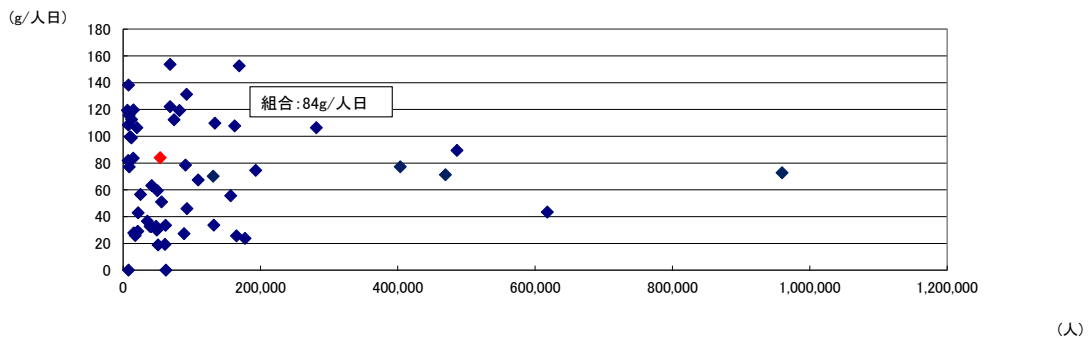


図 2.1.6-4 人口規模別の1人1日当たりの最終処分量の比較

(資料：環境省ホームページ 平成25年度一般廃棄物処理実態調査結果)

7) ごみ処理に関する経費

ごみ処理経費の実施及び人口1人(ごみ1t)当たりの処理経費の実績は、表2.1.7-1～2及び図2.1.7-1に、人口1人当たりの処理経費は表2.1.7-3及び図2.1.7-2に示すとおりです。

平成25年度における人口1人当たりの処理経費の実績は35,789円、ごみ1t当たりの処理経費の実績は124,978円です。平成25年度は建設改良費が大幅に増えたため、前年の約2.7倍の値になっています。

平成25年度における1人当たりの処理経費の全国平均、千葉県平均、千葉県市内町村の比較は図2.1.7-3～4に示すとおりです。

平成25年度における1人当たりの処理経費は35,789円となっており、全国平均14,417円、千葉県平均13,074円を上回っています。

表2.1.7-1 ごみ処理経費の実績(内訳)

(単位：千円)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
建設改良費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,172,971
工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,172,971
収集運搬施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中間処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	1,172,971
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調査費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設改良費組合分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	1,031,169	399,810	415,703	411,998	401,065	405,862	383,595	441,043	463,253
人件費			94,942	80,989	86,032	86,100	46,955	40,096	36,838
一般職			94,942	80,989	86,032	86,100	46,955	40,096	36,838
収集運搬	103,266	103,684	0	0	0	0	0	0	0
中間処理			0	0	0	0	0	0	0
最終処分			0	0	0	0	0	0	0
処理費	82,850	84,976	94,012	104,477	89,575	98,256	102,338	110,623	126,595
収集運搬費	1,752	1,509	1,672	1,860	1,434	1,253	1,561	2,285	1,584
中間処理費	80,309	82,765	90,040	98,210	82,579	91,441	95,632	104,194	120,764
最終処分費	789	702	2,300	4,407	5,562	5,562	5,145	4,144	4,247
車両等購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託費	845,053	211,150	226,749	226,532	225,458	221,506	234,302	290,324	299,820
収集運搬費	80,020	79,920	64,560	63,938	63,731	63,731	63,731	63,731	63,731
中間処理費	120,812	77,112	111,762	114,164	113,925	114,164	136,823	162,868	182,782
最終処分費	15,120	3,990	2,258	2,032	1,796	1,575	1,336	1,205	1,204
その他	629,101	50,128	48,169	46,398	46,006	42,036	32,412	62,520	52,103
組合分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調査研究費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	716,873	761,517	681,947	770,982	673,628	449,213	264,274	297,055
合計	1,031,169	1,116,683	1,177,220	1,093,945	1,172,047	1,079,490	832,808	705,317	1,933,279

(資料：環境省ホームページ 平成25年度一般廃棄物処理実態調査結果)

表 2.1.7-2 ごみ処理経費の実績

(単位：千円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
建設改良費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,172,971
処理及び維持管理費	1,031,169	399,810	415,703	411,998	401,065	405,862	383,595	441,043	463,253
その他	0	716,873	761,517	681,947	770,982	673,628	449,213	264,274	297,055
組合分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0

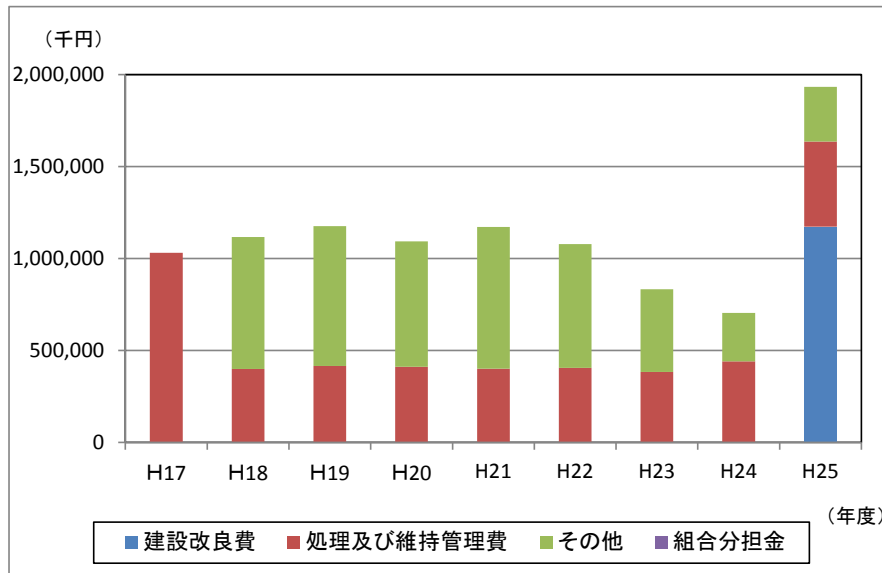


図 2.1.7-1 ごみ処理経費の実績

表 2.1.7-3 人口1人当たりの処理経費の実績

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人口1人当たりの処理経費(円/人)	17,436	19,047	20,303	19,097	20,657	19,219	14,992	12,854	35,789
ごみ1t当たりの処理経費(円/t)	59,348	66,592	73,627	71,216	76,038	70,069	55,714	46,205	124,978
廃棄物処理事業費(千円)	1,031,169	1,116,683	1,177,220	1,093,945	1,172,047	1,079,490	832,808	705,317	1,933,279
人口(人)	59,141	58,628	57,983	57,283	56,739	56,169	55,552	54,873	54,019
総排出量(t)	17,375	16,769	15,989	15,361	15,414	15,406	14,948	15,265	15,469

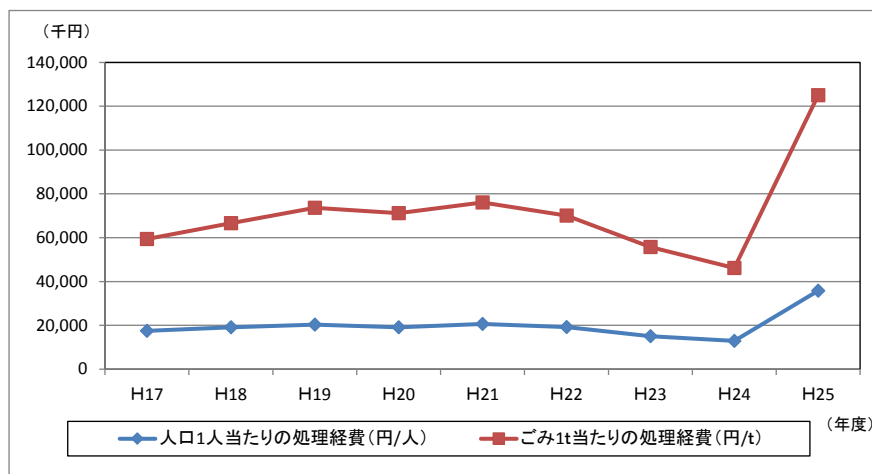


図 2.1.7-2 人口1人当たりの処理経費の実績

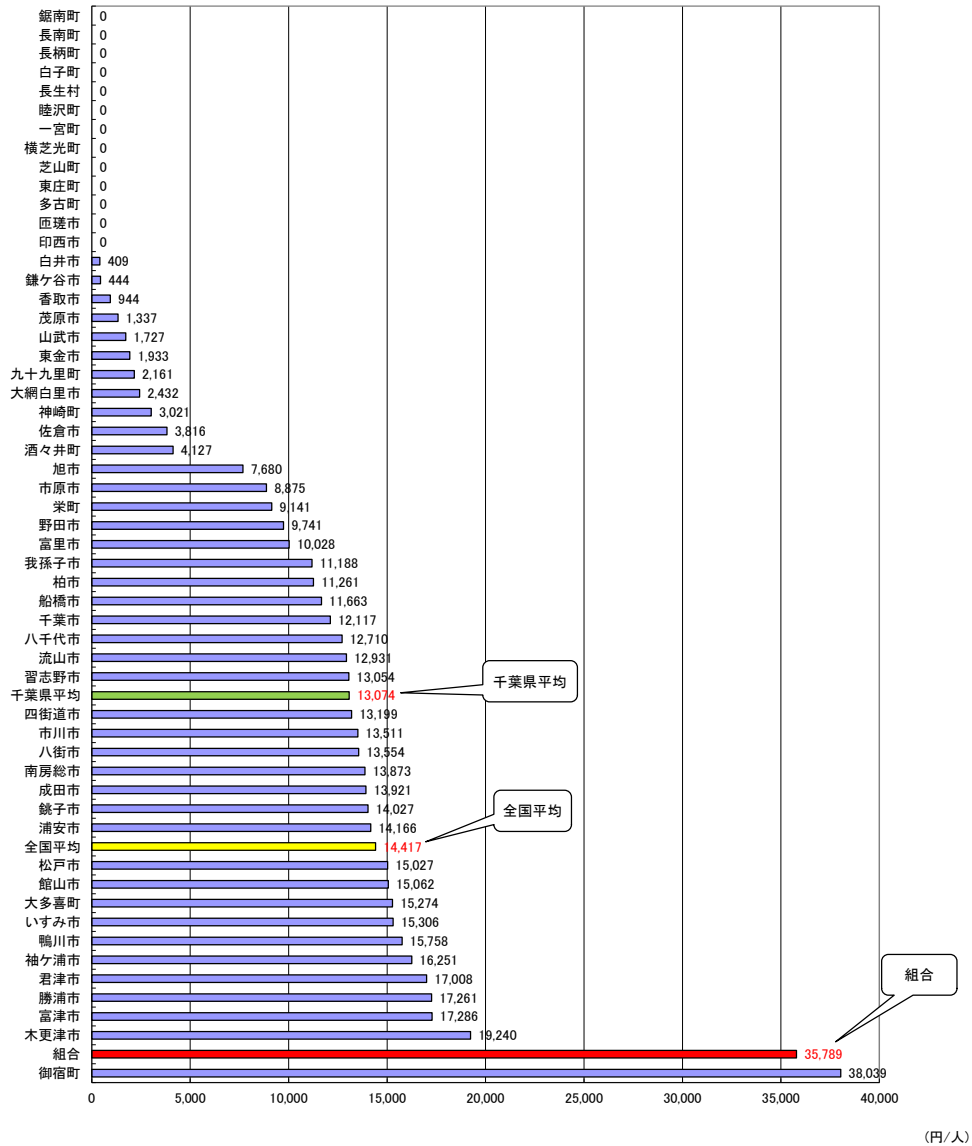


図 2.1.7-3 1人当たりの処理経費の比較

(資料：環境省ホームページ 平成 25 年度一般廃棄物処理実態調査結果)

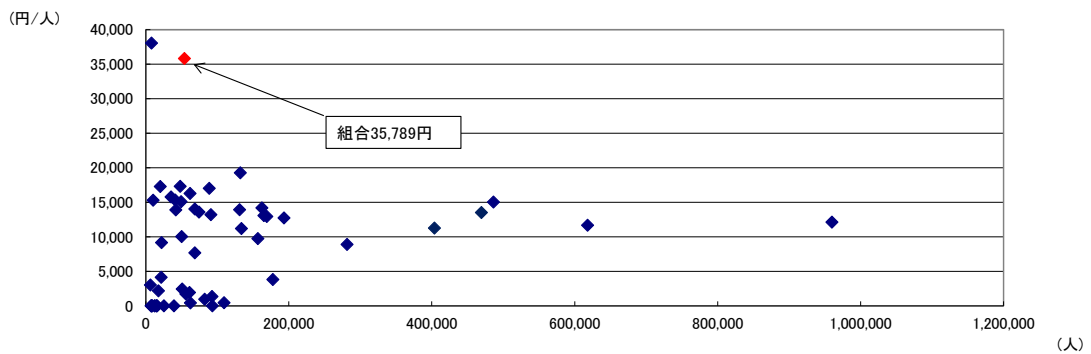


図 2.1.7-4 人口規模別の 1人当たりの処理経費の比較

(資料：環境省ホームページ 平成 25 年度一般廃棄物処理実態調査結果)

8) 全国平均、千葉県平均との比較（まとめ）

第2章1)～7)までに記載した平成25年度における本組合と全国平均及び千葉県平均の比較をまとめたものは表2.1.8-1、図2.1.8-1～3に示すとおりです。

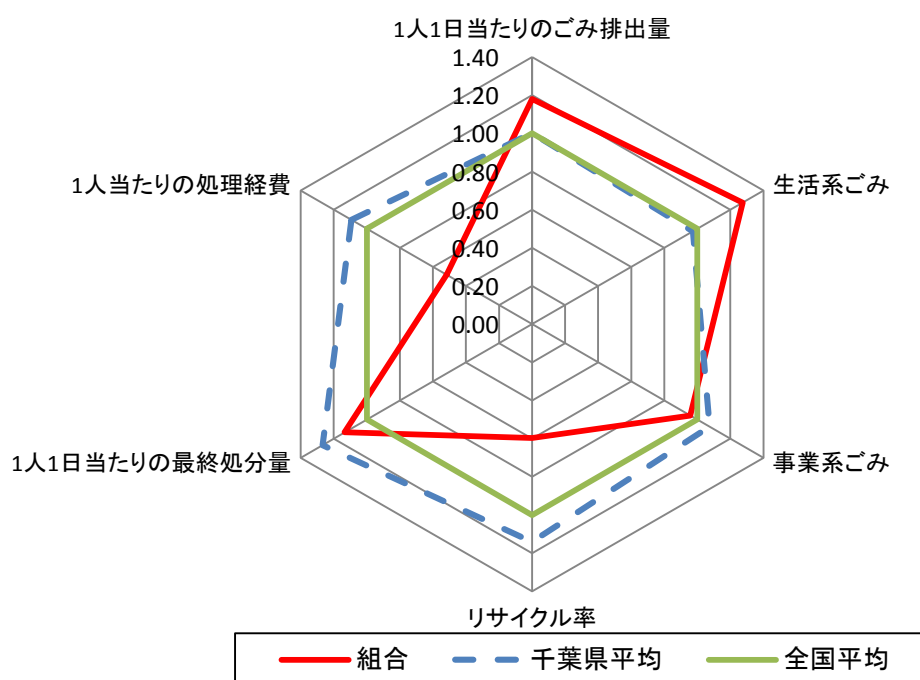
表2.1.8-1 本組合と全国平均及び千葉県平均との比較（平成25年度）

	単位	組合	千葉県平均	全国平均	全国平均を1とした場合の比率	
					組合	千葉県平均
1人1日当たりのごみ排出量	g/人日	785	956	958	1.18	1.00
生活系ごみ	g/人日	492	696	678	1.27	0.97
事業系ごみ	g/人日	292	259	280	0.96	1.08
リサイクル率	%	12.3	23.5	20.6	0.60	1.14
1人1日当たりの最終処分量	g/人日	84	71	97	1.13	1.27
1人当たりの処理経費	円/人	35,789	13,074	14,417	0.52	1.09
総資源化量	g/人日	100	225	198	0.51	1.14
紙類	g/人日	33	112	93	0.35	1.20
金属類	g/人日	24	25	19	1.26	1.32
ガラス類	g/人日	17	21	17	1.00	1.24
ペットボトル	g/人日	5	7	6	0.83	1.17
布類	g/人日	7	7	4	1.75	1.75
プラスチック類	g/人日	0	12	16	0.00	0.75
溶融スラグ	g/人日	0	17	12	0.00	1.42
肥料	g/人日	0	2	3	0.00	0.67
飼料	g/人日	0	0	0	0.00	0.00
燃料	g/人日	0	0	8	0.00	0.00
焼却灰・飛灰	g/人日	0	9	8	0.00	1.13
その他	g/人日	14	14	11	1.27	1.27

【ごみ処理の状況の評価】

平成 25 年度における本組合のごみ処理の状況を、全国平均、千葉県平均と比較して評価すると以下のとおりです。

- ・「1人1日当たりのごみ排出量」、「生活系ごみ」の排出量は、全国平均、千葉県平均より少なくなっています。
- ・「事業系ごみ」の排出量は全国平均、千葉県平均より多くなっています。
- ・「1人1日当たりの最終処分量」は、全国平均より排出量は少なく、千葉県平均よりは多くなっています。
- ・「リサイクル率」は、全国平均、千葉県平均より低くなっています。
- ・「1人当たりの処理費用」は全国平均、千葉県平均より高くなっています。



注記：1. 全国平均を1とした場合の比率としています。

2. 各項目の数値が大きい（グラフの外側になる）ほど評価が高いこととなります。

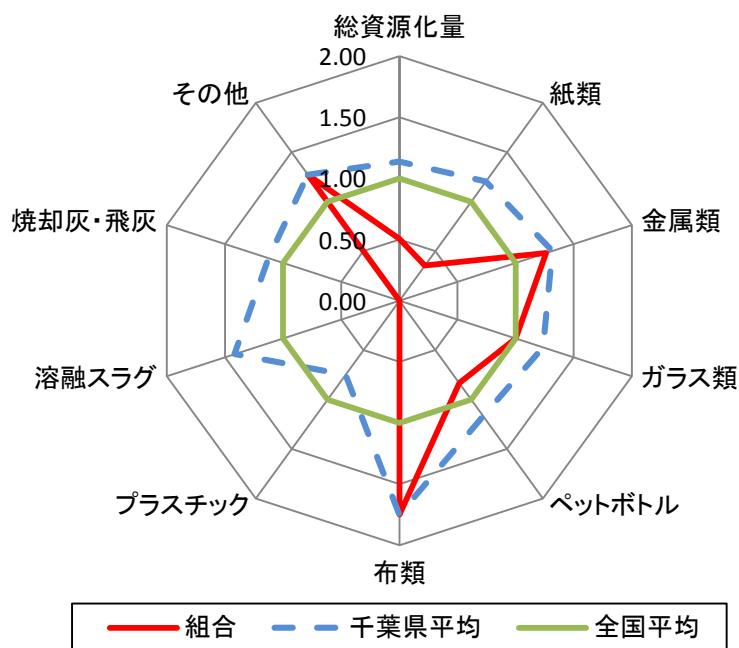
図 2.1.8-1 本組合と全国平均及び千葉県平均との比較（平成 25 年度）

【資源化量の状況の評価】

平成 25 年度における本組合の資源化の状況を、全国平均、千葉県平均と比較して評価すると以下のとおりです。

- ・「布類」、「その他」の資源化量は、全国平均、千葉県平均の同等以上となっています。
- ・「金属類」の資源化量は、全国平均よりも高く、千葉県平均より低くなっています。
- ・「紙類」、「ガラス類」、「ペットボトル」の資源化量は、全国平均、千葉県平均より低くなっています。

※「プラスチック類」、「溶融スラグ」、「焼却灰・飛灰」については、組合では資源化を行っていません。

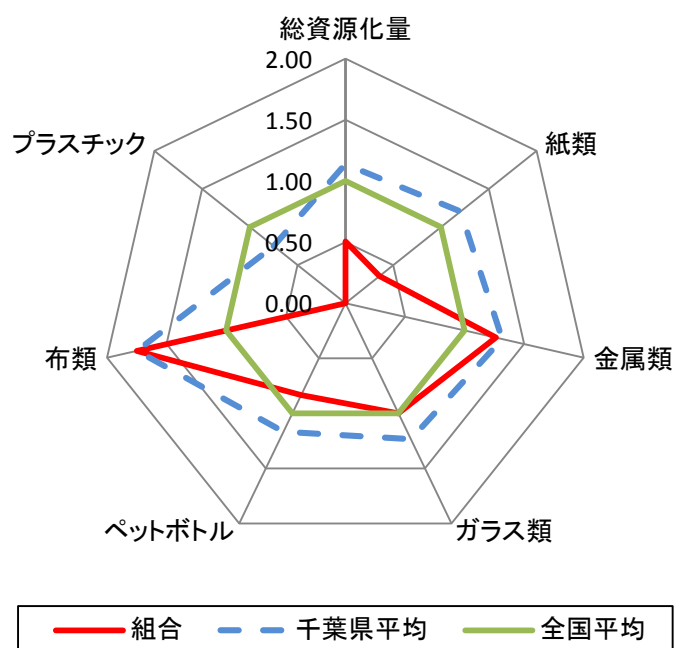


注記：1. 全国平均を 1 とした場合の比率としています。

2. 各項目の数値が大きい（グラフの外側になる）ほど評価が高いことになります。

図 2.1.8-2 本組合と全国平均及び千葉県平均との比較
（1 人 1 日当たりの総資源化量及び品目別資源化量、平成 25 年度）

【参考】前頁の図 2.1.8-2 の総資源化量、紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、布類、プラスチックの比較



- 注記：1. 全国平均を1とした場合の比率としています。
 2. 各項目の数値が大きい（グラフの外側になる）ほど評価が高いこととなります。

図 2.1.8-3 本組合と全国平均及び千葉県平均との比較
 （1人1日当たりの総資源化量及び品目別資源化量、平成25年度）

2. 前回計画の評価

1) 目標値の達成状況

前回計画(平成22年10月策定,「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」)で掲げている目標値の達成状況は表2.2-1、図2.2-1に示すとおりです。

1人1日当たりのごみ排出量、リサイクル率ともに達成できませんでした。

表 2.2-1 前回計画の目標値の達成状況

	H17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
1人1日当たりのごみ排出量(実績)	805	784	753	735	744	751	735	762	785	777										
1人1日当たりのごみ排出量(前回目標)						746	740	734	728	721	715	711	707	702	698	694	690	685	681	677
リサイクル率(実績)	11.8	12.3	13.1	11.9	12.0	11.6	11.5	12.0	12.3	11.8										
リサイクル率(前回目標)						12.9	13.9	14.9	15.9	16.9	18.0	18.7	19.3	20.0	20.6	21.3	21.9	22.6	23.3	24.0

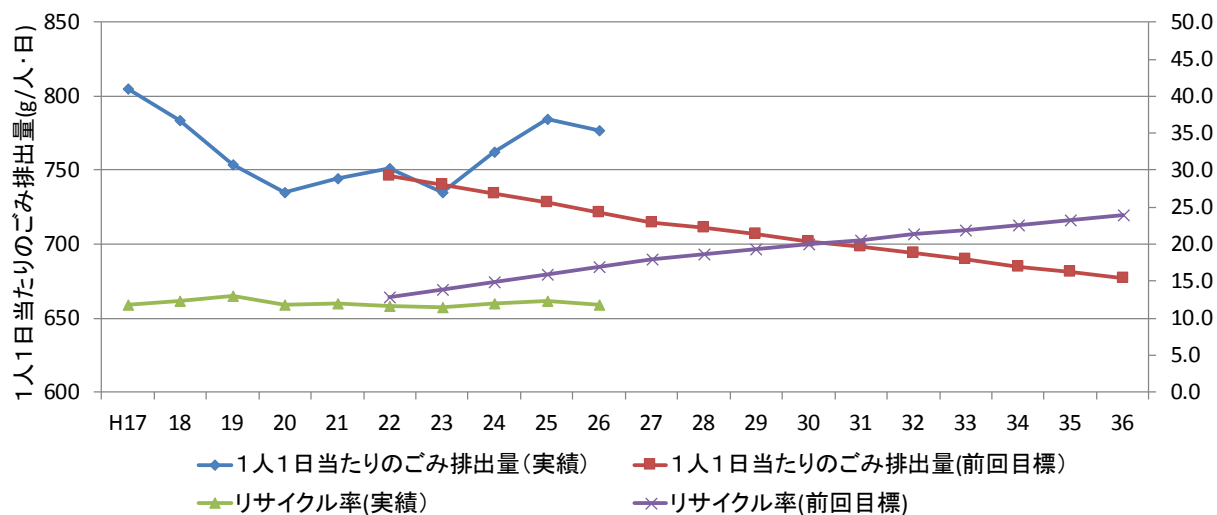


図 2.2-1 前回計画の目標値の達成状況

2) 施策の進捗状況

前回計画に掲げた施策の平成 22 年 10 月～平成 27 年度末までの取り組み状況は以下に示すとおりです。

凡例

◎：継続・さらに推進して取り組んでいる。
○：継続して取り組んでいる。
△：継続の廃止を検討している。
×：廃止している。

I ごみ減量化のための生活スタイルの確立

計画と内容	山武市(旧成東町を除く)	横芝光町(光町を除く)	芝山町	組合
発生抑制（リデュース）の推進				
1. 買物袋持参運動の推進	○	○	○	○
2. 過剰包装の抑制運動の推進	○	○	○	○
3. 多量排出事業者への指導	○	○	○	○
生ごみの減量化（堆肥化等）推進				
1. 生ごみ処理容器の利用促進	◎	◎	◎	—
2. 家庭用生ごみ処理機購入費補助の実施	◎	×	◎	—
環境教育の促進				
1. 啓発用、学習用教材の作成・検討	○	○	○	○
2. 体験学習の推進	◎	◎	◎	○
リサイクル情報システムの整備充実				
リサイクルに関する情報発信拠点の充実	○	○	○	○

II 資源循環システムの形成

計画と内容	山武市(旧成東町を除く)	横芝光町(光町を除く)	芝山町	組合
集団回収の促進				
1. 資源ごみ回収団体報奨金交付事業の実施	◎	◎	◎	—
再使用（リユース）の推進				
1. フリーマーケットの開催	×	○	○	—
2. 再生品の利用促進	○	○	○	○
ごみ分別の徹底指導				
1. 分別区分の適時見直し	◎	◎	◎	◎
2. 住民へのごみの分別の指導	◎	◎	◎	◎
3. 事業者へのごみの分別の指導	◎	◎	◎	◎
収集運搬効率の向上				
1. 収集運搬体制の適時見直し	—	—	—	◎
2. ステーションからの資源ごみ持ち去り対策の検討	—	—	—	◎
リサイクル運動の推進				
1. 資源を大切にす運動・環境美化運動の推進	◎	◎	◎	○

III ごみの適正処理と不法投棄の防止

計画と内容	山武市(旧成東町を除く)	横芝光町(光町を除く)	芝山町	組合
適正なごみ処理の推進				
1. 一般廃棄物処理事業の実施	—	—	—	○
2. 中間処理施設の適正な運転管理の実施	—	—	—	○
3. 町村独自のリサイクル実態の把握	—	◎	—	—
4. 適正処理困難物の処理体制の確保	○	○	○	○
5. 事業系ごみの料金体制の見直し	◎	◎	—	◎
6. 合併後の適切な処理体制の見直し	◎	◎	◎	◎
7. 緊急時、災害時のごみ処分対策の検討	○	○	○	○
最終処分場の適正管理				
1. 最終処分場管理事業の実施	—	—	—	◎
ごみのポイ捨て防止や不法投棄防止運動の推進				
1. ごみポイ捨て防止運動の推進	◎	◎	◎	—
不法投棄の監視強化				
不法投棄監視員による監視	◎	◎	◎	—
各種団体との連携体制の確立	◎	◎	○	—
環境美化活動ほか、各種ボランティア活動への参加促進				
各種団体の奉仕活動の推進	◎	◎	◎	—

第3章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念・基本方針

組合では平成17年9月に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」において「さんぶ21 ごみゼロプラン 循環型のまちづくりをめざして」をスローガンに掲げ、各種の取組みを推進してきました。

しかしながら、平成26年度における組合全体の総排出量及び1人1日当たりの排出量は平成22年度（前計画初年度）に比べ減少しているものの、リサイクル率は横ばいで推移しており、「循環型のまちづくり」を構築するためには、積極的な資源回収及び排出後の資源化を重点とした取組みが必要となってきます。

また、地球温暖化防止への配慮としてごみ処理に伴う温室効果ガスの発生は極力抑える必要があります。

したがって、本計画における基本理念と、基本理念を実現するために主要となる3項目を基本方針として以下に示すとおり定めます。

基本理念

～さんぶ21 ごみゼロプラン

循環型・脱温暖化のまちづくりをめざして～

基本方針

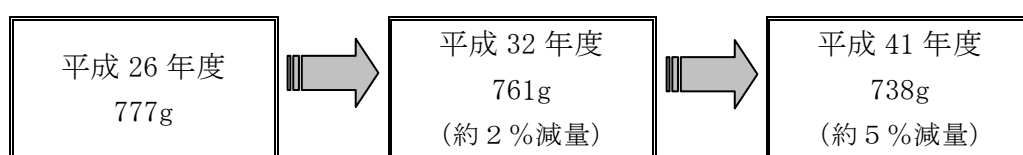
1. ごみの減量化・資源化を推進します。
2. 循環型システムの構築を図ります。
3. 適正なごみ処理を行うための体制整備及び施設整備を図ります。

2. 数値目標

本計画では、各種施策の実効性をより確実的なものとするため、計画の具体的な目標数値を以下のように定めます。

1) 1人1日当たりのごみ排出量

今までの施策の継続、新たな施策の実施により、平成26年度の1人1日当たりのごみ排出量777gを、平成32年度では761gに、平成41年度では738gに減量することを目指します。



注記：1人1日あたりごみの排出量 (g/人・日) = 総排出量 ÷ 人口 ÷ 365 (366) 日

2) リサイクル率

今後も資源化を進めることにより、平成26年度のリサイクル率11.8%を、平成32年度では12.8%以上に、平成41年度では14.4%以上にすることを目標とします。



注記：リサイクル率 (%) = 総資源化量 ÷ (ごみ排出量 + 集団回収量) × 100
ごみ排出量の将来予測の詳細は、資料編に示しました。

■数値目標のイメージ図

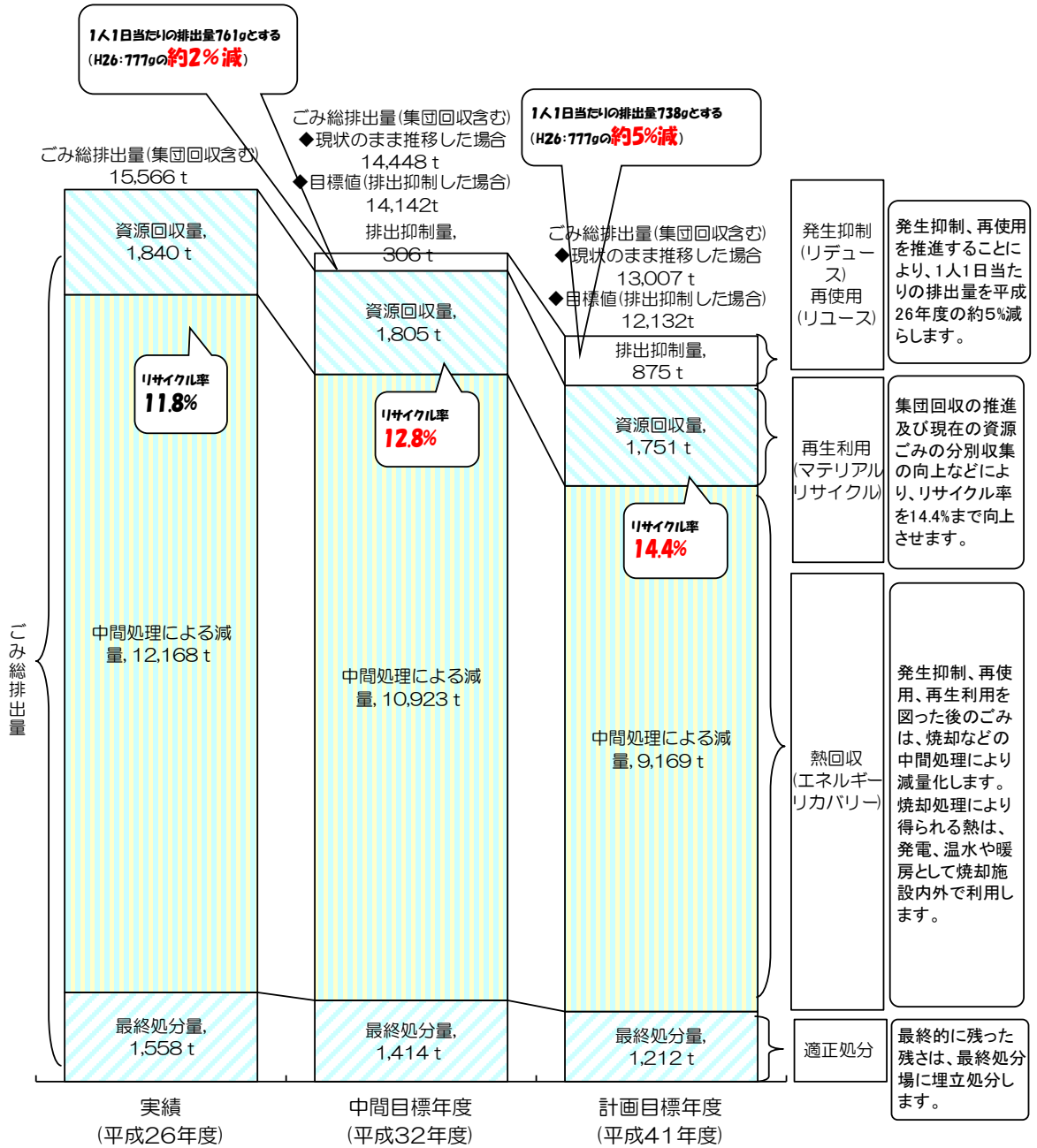


表 3.2-1 ごみ排出量の予測と目標値

項目	人口 (人)	排出量 (t/年)		1人1日あたり排 出量(g/人日)		
		予測値	目標値	予測値	目標値	
実績	H17	59,141	17,375		805	
	H18	58,628	16,769		784	
	H19	57,983	15,989		753	
	H20	57,283	15,361		735	
	H21	56,739	15,414		744	
	H22	56,169	15,406		751	
	H23	55,552	14,948		735	
	H24	54,873	15,265		762	
	H25	54,019	15,469		785	
	H26	53,131	15,064		777	
予測	H27	52,477	14,808	14,866	771	774
	H28	51,825	14,610	14,603	772	772
	H29	51,174	14,450	14,364	774	769
	H30	50,524	14,302	14,126	776	766
	H31	49,878	14,181	13,947	777	764
	H32	49,234	13,981	13,675	778	761
	H33	48,590	13,830	13,443	780	758
	H34	47,950	13,670	13,231	781	756
	H35	47,310	13,556	13,039	783	753
	H36	46,672	13,359	12,793	784	751
	H37	46,036	13,205	12,569	786	748
	H38	45,402	13,058	12,363	788	746
	H39	44,768	12,933	12,174	789	743
	H40	44,136	12,744	11,937	791	741
	H41	43,507	12,594	11,719	793	738

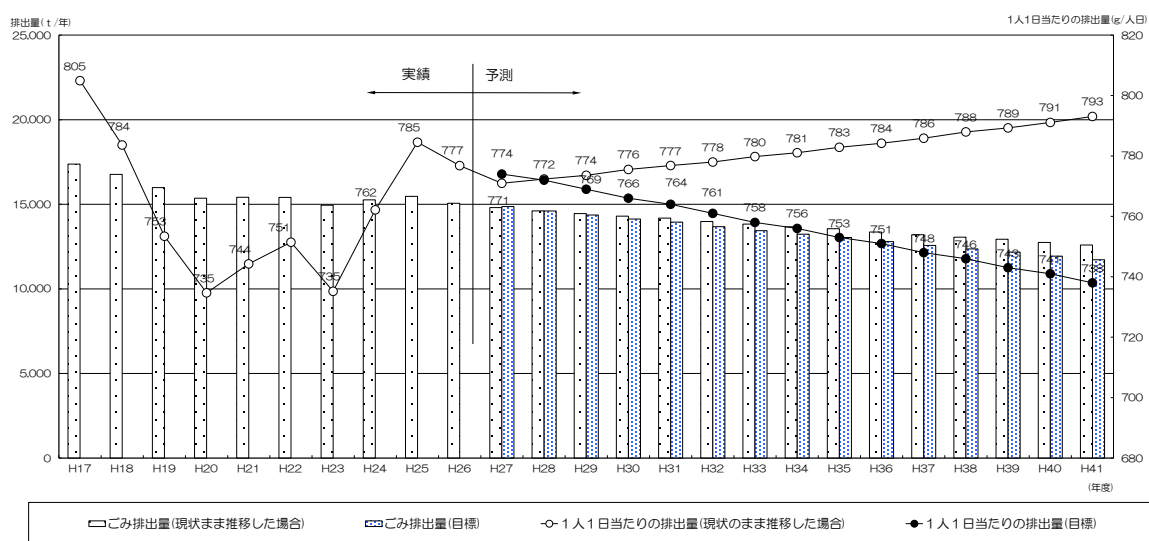
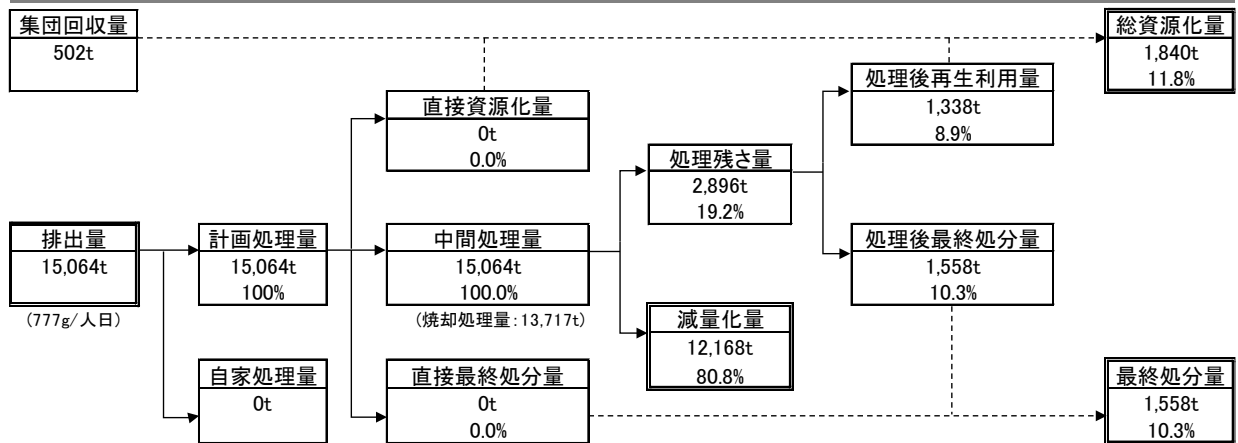


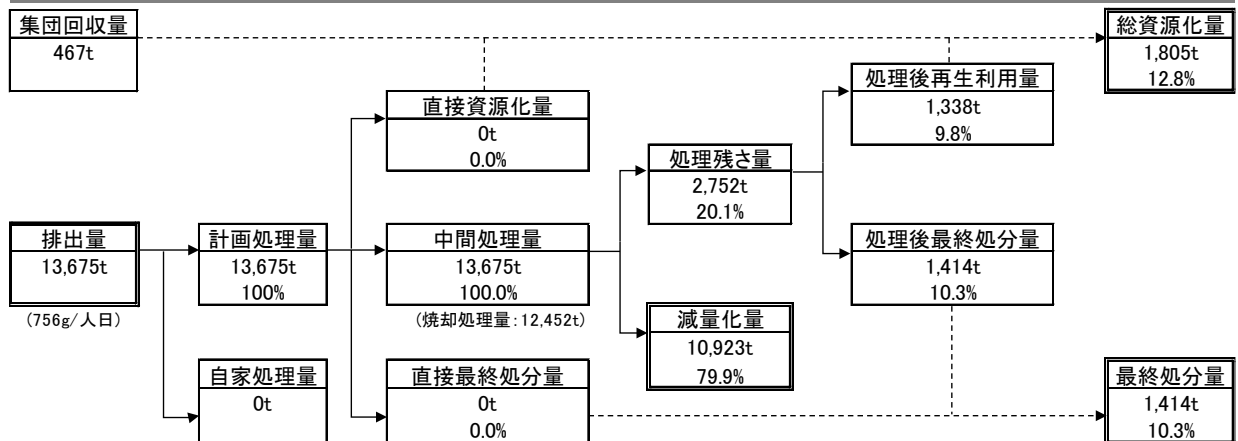
図 3.2-1 ごみ排出量の予測と目標値

平成26年度(実績)のフロー



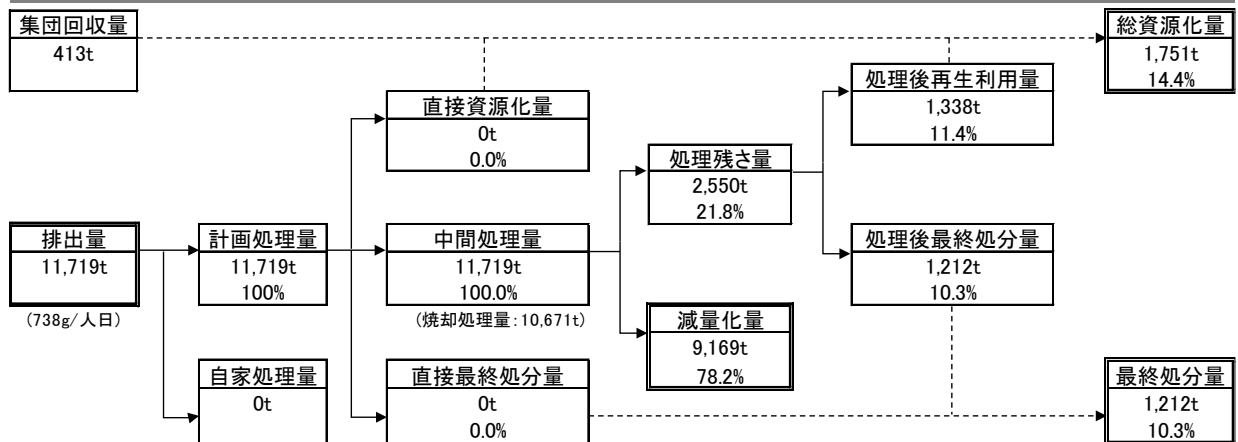
※リサイクル率(=(総資源化量)/(排出量+集団回収量))= 11.8%
 ※総排出量=(排出量+集団回収量)= 15,566t

平成32年度(中間目標年度)のフロー



※リサイクル率(=(総資源化量)/(排出量+集団回収量))= 12.8%
 ※総排出量=(排出量+集団回収量)= 14,142t

平成41年度(計画目標年度)のフロー



※リサイクル率(=(総資源化量)/(排出量+集団回収量))= 14.4%
 ※総排出量=(排出量+集団回収量)= 12,132t

【参考：国・県の数値目標】

◆国の数値目標

●第三次循環型社会形成推進基本計画

「第三次循環型社会形成推進基本計画」（平成 25 年 5 月）に示された平成 32 年度を目標年次とする取組指標の目標は以下のとおりです。

（1）廃棄物等の減量化

ア 一般廃棄物の減量化

一般廃棄物排出量は、生活系ごみ、事業系ごみに大別されることから、一般廃棄物の減量化に関する取組指標として、以下の 3 つを設定します。

（ア）国民、事業者双方に係る取組指標として、「1 人 1 日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を、1 人 1 日当りに換算）」を平成 12 年度比で約 25% 減とすることを目標とします。

【参考：環境省「日本の廃棄物処理（平成 17 年度版）」】

- ・「1 人 1 日当たりのごみ排出量」：約 1,185g（平成 12 年度）
- ・ごみ総排出量：約 5,483 万 t（平成 12 年度）

（イ）生活系ごみに関しては、国民のごみ減量化への努力や分別収集への協力を評価するため、集団回収量、資源ごみ等を除いた値を「1 人 1 日当りに家庭から排出するごみの量」とし、平成 12 年度比で約 25% 減とすることを目標とします。

【参考：環境省「日本の廃棄物処理（平成 17 年度版）」より試算】

- ・「1 人 1 日当たりのごみ排出量」：約 660g（平成 12 年度）※
- ※1 人 1 日当たりのごみ排出量から、事業系ごみ、集団回収量、資源ごみを除いた値
- ・生活系ごみ排出量：約 3,684 万 t（平成 12 年度）

（ウ）事業系ごみについては、事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差が見られることなどから、1 事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について、平成 12 年度比で約 35% 減とすることを目標とします。

【参考：環境省「日本の廃棄物処理（平成 17 年度版）」】

- ・事業系ごみ排出量：約 1,799 万 t（平成 12 年度）

●廃棄物処理法に基づく国の基本方針

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 22 年 12 月 20 日 環境省告示第 130 号）に示された目標は、下表のとおりです。現状（平成 19 年度）に対し、平成 27 年度において、排出量を約 5% 削減し、再生利用量を約 24% から約 25% に増加させるとともに、最終処分量を平成 19 年度比約 22% 削減することとしています。

	平成19年度(現状)	平成27年度(目標値)
排出量	51	48
再生利用量	10.3(20%)	12(25%)
中間処理による減量	34(67%)	31(65%)
最終処分量	6.4(13%)	5(10%)

(単位100万t/年)

括弧内は各年度の排出量を100としたときの割合である。

◆県の目標

「千葉県廃棄物処理計画」(平成23年3月)に示された目標は、下表のとおりです。

	現状 (H20)	H22 (前計画) 目標値	H27(本計画)	
			推計値	目標値
排出量(万t/年)	231	223	227	220
排出源単位(g/人日)	1,037	1,000	991	960
再生利用量(万t/年)	56	78	57	66
再生利用率(%)	24.2	35	25	30
最終処分量(万t/年)	17.1	15	14.5	13.3

◆各市町の目標

●山武市

「山武市総合計画(後期基本計画)」(平成25年3月)に示された目標は、下表のとおりです。

	単位	基準年度(H23) 現状値	平成29年度 目標値	指標 分類
1人1日当たり のごみの排出 量	g	733	713	成果
	市民1人が1日にどれだけのゴミを出しているかを見る指標です。山武市のゴミを処理している2つの事務組合の年間ゴミ収集量を基に算出します。			
再資源化率	%	17.3	19.0	成果
	廃棄物の再資源化率を見る指標です。廃棄物の総排出量のうち、リサイクル化などにより、再資源化を図った総量の1年間の割合です。			

●横芝光町

「第1次横芝光町総合計画(後期基本計画)」(平成25年3月)に示された目標は、下表のとおりです。

	単位	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
町民1人1日当たり 排出ごみ量	g	620	500
備考	年間排出されたごみ量を人口・日数で算出		

●芝山町

「第4次芝山町総合計画」(平成23年3月)に示された目標は、下表のとおりです。

	単位	平成21年度 実績	平成25年度 目標	指標の設定理由
町民一人当たり ごみ排出量	kg/年	412	400	減量化を推進する
ごみ排出量に 対する資源ご みの割合	%	5.4	8.0	資源化を促進する
「ごみ減量化 やリサイクル」 に対する満 足の割合	%	35.1	40.0	ごみ減量化 やリサイク ルを促進する

3. 減量化・資源化計画

1) 基本方針

住民・事業者・組合がそれぞれの役割と責任を果たし、互いに協働して取り組みを推進します。

2) 減量化・再資源化の取組と主体

ごみの発生抑制・再資源化を図るためには、住民・事業者・組合各々が主体となって取り組みを推進することとなります。

各々の役割は、表 3.3.2-1 に示すとおりです。

表3.3.2-1 各主体の役割

主体	役割
住民	自らの生活が環境への負荷を与えていることを自覚し、ごみを出さないライフスタイルの見直しに取り組みます。 また、組合の取組みに協力します。
事業者	排出者責任や拡大生産者責任に基づく3R（リデュース・リユース・リサイクル）と適正な処分に取り組みます。 また、組合の取組みに協力します。
組合	資源循環型社会を形成するための体制づくりに努め、具体的な取り組みを推進します。 また、住民・事業者との協働・連携体制の構築に努めます。

3) 減量化の見込み

中間年度である平成32年度、計画目標年次である平成41年度における家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量は表3.3.3-1に示すとおりです。

減量化対策の実施により、平成32年度の総排出量は13,675 t（対平成26年度約1,389 t、約9%の削減）、平成41年度の総排出量は11,719 t（対平成26年度約3,345 t、約22%の削減）となります。

表 3.3.3-1 将来ごみ排出量の見込み

(単位：t)

項目／年度		H26年度(実績)	32	41
排出量	家庭系ごみ	9,541	8,661	7,422
	事業系ごみ	5,523	5,014	4,297
	合計	15,064	13,675	11,719
減量化量*	家庭系ごみ	—	880	2,119
	事業系ごみ	—	509	1,226
	合計	—	1,389	3,345

*実績に対しての量

4) 再資源化量の見込み

中間年度である平成 32 年度、計画目標年次である平成 41 年度における資源化量は表 3.3.4-1 に示すとおりです。

組合の資源化は、1 市 2 町による収集及び集団回収があります。

資源化量の増加は、主として①分別の徹底による資源化率の向上（可燃ごみ中に含まれる紙類の資源化、不燃ごみ中の金属資源化量の向上、ビンの分別排出の徹底）、②新たな分別品目（その他プラスチック容器、布類等）を検討し必要に応じ分別を開始によるものとします。

現状から集団回収の増加が見込めないと考えられるため、原単位を現状のレベルを維持すると考えます。したがって、集団回収の総量は人口減少により減少します。

処理後再生利用量は、ごみの中に混合している資源可能物を分別の徹底等により、積極的に回収することにより、現状レベルを維持することを目的とします。

表 3.3.4-1 再資源化量の見込み

(単位：t)

項目／年度		H26 年度(実績)	32	41
資源化量	集団回収	502	467	413
	処理後再生 利用量	1,338	1,338	1,338
	合計	1,840	1,805	1,751
増加量*	集団回収		-35	-89
	処理後再生 利用量	—	±0	±0
	合計	—	-35	-89

*実績に対しての量

4. 収集・運搬計画

1) 基本方針

循環型社会を構築するためには分別排出されたごみを、適正に処理するため迅速かつ安全に処理施設へ搬入することが重要です。

組合では住民サービスの充実を図るとともに、環境に配慮した、効率的で安全な収集・運搬を行い、併せて処理コストの削減にも取り組みます。

2) 収集・運搬の主体

(1) 家庭系ごみ

収集運搬の主体は組合です。また、個人の直接搬入もあります。

(2) 事業系ごみ

収集運搬の主体は許可業者です。また、事業者の直接搬入もあります。

3) 収集対象区域

収集区域は以下のとおりです。

- ・ 山武市の旧成東町を除く地区
- ・ 横芝光町の旧光町を除く地区
- ・ 芝山町の全域

4) 分別収集区分

組合の現行分別区分は、家庭系ごみは5種15分別、事業系ごみは可燃ごみ及び粗大ごみの2種です。

将来の分別は、基本的には現行の体制を継続しますが、社会情勢の変化に応じ適宜見直を図ります。

(1) 家庭系ごみ

- ① 可燃ごみ
- ② 不燃ごみ
 - ②-1 陶磁器・ガラス類
 - ②-2 小型家電品
 - ②-3 その他
- ③ 粗大ごみ
- ④ 資源ごみ
 - ④-1 カン・ビン
 - ④-2 衣類
 - ④-3 その他布
 - ④-4 雑誌

- ④-5 新聞
- ④-6 ペットボトル
- ④-7 紙パック
- ④-8 白色トレイ
- ④-9 段ボール

⑤有害ごみ

(2) 事業系ごみ

- ①可燃ごみ
- ②粗大ごみ

5) 収集・運搬の方法

(1) 家庭系ごみ

①収集頻度

収集頻度は、1市2町の排出状況に合わせて随時検討します。

②収集方法

ステーション方式を継続しますが、分別品目及び処理の状況に合わせ、必要に応じて検討します。

③収集運搬経路

収集運搬車両の集中を引き起こさないよう必要に応じて収集運搬経路の見直しを図り、交通量の均一化を図るよう考慮します。

(2) 事業系ごみ

事業系一般廃棄物収集運搬許可業者は平成27年10月現在で11社あり、27台の収集運搬車両で事業系のごみの収集を行っています。

現在の車両1台当たりの一日の平均持込回数は約1回であり、最大積載量に対する収集量の割合の平均は約34%です。

千葉県全体と組合との許可業者数等の割合は表3.4.5-1に示すとおりです。

1社当たりの年間収集量、収集車1台当たりの年間収集量、最大積載量1tに対する事業系ごみ量は、県平均を下回っており、現在の収集運搬許可業者の収集運搬能力には余力があると判断できます。

また、事業系ごみ量千トン当たりの許可業者数、収集車数は県平均を上回っており、許可業者数、収集車数は十分であると判断できます。

38ページ表2.1.2-8、図2.1.2-13 事業系ごみ排出量の実績に示すとおり、平成17年度より事業系ごみは減少を続けており、今後も大幅な増加は見込まれていません。

平成17年度の許可業者数は5社であり、ごみの量が約75%に減少した現在は11社の事業系収集運搬許可業者がある事から、収集運搬許可業者の数は足りていると判断できます。

千葉県内各団体の平均許可業者数は12社に対し組合の事業系許可業者数は11社であるので、適切な許可業者数と判断できます。

上記の理由により一般廃棄物収集運搬業の新規許可は、収集運搬体制の見直しが必要になった場合、又は管理者が必要と認めた場合を除き原則的に許可しません。

表 3.4.5-1 千葉県全体と組合との許可業者数等の割合

	県全体	組合
事業系ごみ重量 ① (t)	591,297	5,765
許可業者数 ② (社)	854	11
収集車数 ③ (台)	1,472	27
最大積載量合計 ④ (t)	3,335	65
1社当たりの年間収集量 (t) ①÷②	692	524
収集車1台当たりの年間収集量 (t) ①÷③	402	214
最大積載量1tに対する事業系ごみ量 (t) ①÷④	177	89
千トン当たりの許可業者数 (社) ②÷(①×1,000)	1.44	1.91
千トン当たりの収集車数 (台) ③÷(①×1,000)	2.49	4.68
県内各団体の平均許可業者数 (社) ②÷69	12.37	17 (限定含む)

5. 中間処理計画

1) 基本方針

現在組合にて処理しているごみの対象地区は、山武市（旧成東町を除く地区）、横芝光町（旧光町を除く地区）及び芝山町で、合併前の旧構成自治体による中間処理形態を継続しています。

組合のごみ処理施設は平成8年3月に竣工した焼却施設及びリサイクルプラザです。焼却処理施設では可燃ごみ及びリサイクルプラザから発生した可燃性残渣を処理、リサイクルプラザでは燃やせないごみ、粗大ごみの破碎・選別処理、資源ごみ処理及び有害ごみの一時保管を行っています。

焼却施設は、平成25～26年度に長寿命化計画に基づく大規模改修を実施し、処理機能の回復及び温室効果ガスの低減を図りました。

今後も現在の処理体制を維持しながら、ごみ質・ごみ量の変化、施設の能力に基づく施設整備に対応する必要があります。

2) 中間処理の処理主体

中間処理の処理主体は、組合です。

3) 中間処理の方法

分別区分ごとの中間処理の方法は表3.5.3-1に示すとおりです。

表3.5.3-1 中間処理の方法

項目	処理施設	処理方法
可燃ごみ	山武郡市環境衛生組合焼却施設	焼却処理
不燃ごみ	山武郡市環境衛生組合 リサイクルプラザ	破碎・選別処理
粗大ごみ		
資源ごみ		選別・圧縮処理

6. 最終処分計画

1) 基本方針

組合のごみ最終処分施設は平成9年12月に埋め立てを開始した一般廃棄物最終処分場(平成41年3月埋立終了予定)で、焼却残渣及びリサイクルプラザから発生した不燃性残渣を埋め立て処分しています。施設は埋立て開始後18年を経過しています。

平成26年度現在、残余容量は20,113.6 m³であり、なお余裕はありますが組合では新たな処分場を整備することは難しいと考えられますので、各市町におけるごみの排出抑制を推進するとともに、焼却灰の資源化を検討し最終処分場の延命化を検討します。

2) 最終処分の処理主体

最終処分の処理主体は、組合です。

3) 最終処分対象物と処分方法

最終処分の対象及び方法は表3.6.4-1に示すとおり、焼却残渣及びリサイクルプラザから排出される不燃残渣です。

最終処分焼却残渣は組合の一般廃棄物最終処分場へ埋立処分、不燃残渣は民間委託により処理しています。

今後も最終処分は現状どおりです。

表3.6.4-1 最終処分の方法及び計画処分量

(単位：t)

項目	処理施設	処理方法
焼却残渣	山武郡市環境衛生組合 一般廃棄物最終処分場	埋立処理
不燃残渣 (陶器・ガラスくず等)	民間委託	埋立処理

7. その他の廃棄物関連の計画


1) 適正処理困難物等への対応

適正処理困難物は市町村が処理する一般廃棄物のうち、全国的に適正な処理が困難となっているもので、自動車の廃ゴムタイヤなどが決められています。

現在組合で処理できないものは、適正処理困難物以外でも、表 3.7.1-1 に示すとおり、組合で処理が不適正なもの、組合では処理施設が対応できないもの等は個人で法等に定められた処理や専門の処理業者へ委託することとなっています。

今後も現行の対応を継続します。

表3.7.1-1 組合で処理できないごみ




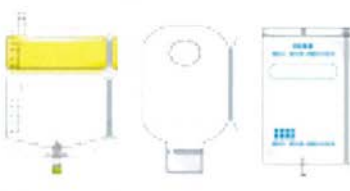

項目	処理方法
①家電 テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン	一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター 参考
②携帯電話（リサイクル）	不要になった携帯電話・PHS は、下のリサイクルマークのある専門店ショップにて無償で回収していますのでリサイクルにご協力をお願いします。  モバイル・リサイクル・ネットワーク 携帯電話・PHSのリサイクルにご協力を。 詳細は、社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
③パソコン ノートパソコン・デスクトップパソコン・ディスプレイ	財団法人パソコン3R促進協会 参考
④自動車関係 自動車部品全般・タイヤ・バッテリー・バイク	販売店等に相談
⑤農業用品 農機具機械・農業用ビニール・パイプ・農薬(空容器含む)・土壌燻蒸剤(空容器含む)	販売店、産業廃棄物収集運搬業者、廃材処理業者等に相談 ※農業用ビニールについては、市町担当課へ問い合わせください
⑥建築廃材等 木材・断熱材・石膏ボード・壁紙・養生シート・コンクリート・ブロック・瓦・レンガ・石・砂・土・灰・炭等	販売店、産業廃棄物収集運搬業者、廃材処理業者等に相談
⑦その他 業務用家電製品・電器温水器・オイル缶・廃油・塗料・塗料缶・ピアノ・ガスボンベ・医療器具類 注射器・薬品類(空容器含む)・し尿・FRP製ボード・浄化槽等・消火器 上記以外	販売店、産業廃棄物収集運搬業者、廃材処理業者、組合等に相談

(資料：山武郡市環境衛生組合ホームページ)

2) 感染性廃棄物の処理

感染性廃棄物とは、医療関係機関等から生じ、人が感染し若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいいます。処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 24 年 5 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき安全に十分配慮し処理します。

表 3.7.2-1 在宅医療廃棄物の処理方法

在宅医療廃棄物	処理方法
<p>■輸液ライン</p> 	<p>針は切断・分離し、かかりつけの医療機関等（病院、診療所、薬局）へ返却してください。</p> <p>バッグとチューブの接続部分は鋭利なため外部に出ないように注意し、分離せずに可燃ごみへ出してください。</p>
<p>■針の付いている医療機器</p> <p>注射器 輸液ライン 血糖測定器 ペン型注射器 自己穿刺針</p>	<p>針の部分は取り外し、かかりつけの医療機関等へ返却し、本体部分は、可燃ごみへ出してください。</p> <p>針が取り外せないものは、かかりつけの医療機関等に相談してください。</p> <p>ペン型自己注射器 自己穿刺針 針 本体</p> 
<p>■カテーテル・チューブ類</p> <p>間欠的自己導尿カテーテル 栄養注入カテーテル 気管切開チューブ 吸引用チューブ</p>	<p>可燃ごみへ出してください。</p> 
<p>■プラスチックバッグ類</p> <p>輸液バッグ CAPD バッグ ストーマ袋</p>	<p>可燃ごみへ出してください。</p> <p>バッグ内部の廃液はトイレに流してください。</p>  <p>栄養剤バッグ ストーマ袋 CAPD バッグ</p>
<p>紙おむつ ガーゼ 脱脂綿 プラスチック製手袋</p>	<p>可燃ごみへ出してください。</p> <p>使用済紙おむつは汚物をトイレに流してください。</p>
<p>※可燃ごみとして出す際の注意</p> <p>新聞紙等でくるんだうえ、ポリ袋に二重に梱包してください。</p> <p>袋がやぶれないように、入れすぎに注意し、口はしっかりと封じてください。</p> 	

3) 災害廃棄物の取り扱い

災害時における一般廃棄物の処理については、組合及び2市1町は千葉県環境衛生促進協議会と「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書」を締結し、災害等により多量の廃棄物が発生した場合等は収集・運搬、処理・処分が迅速に行われるよう協力体制を構築しています。

組合では、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）、「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」（平成25年3月 千葉県環境生活部資源循環推進課）など、近年策定されている災害廃棄物に関わる指針等を参考に、災害廃棄物の種類や量に応じた処理を迅速に、かつ適正に行えるよう検討していきます。

8. 施策の推進計画

目標を達成するための具体的取り組みの推進施策は表 3.8.1-1 に示すとおりです。

この施策は、減量化・資源化を推進するために、新たに取り組んだ方が良いと思われる施策、前回の計画の評価（p.77）を受け、さらに継続すべきと判断した施策を取り上げました。

なお、推進時期については、短期（5年以内 ◎）、中期（10年以内 ○）、長期（目標年度まで △）に分けました。

表 3.8-1.1 具体的取り組み及び施策

ごみ処理の基本方針	具体的取組	施策	実施時期
I ごみの減量化・資源化の推進	1. 発生抑制の推進	① 買い物袋持参運動の推進	○
		② 過剰包装の抑制運動の推進	○
		③ レジ袋対策の推進	○
		④ ごみ減量推進店制度の推進	○
	2. 生ごみの減量化	① 家庭用生ごみ処理機購入補助の実施	◎
		② 事業系生ごみの堆肥化の検討・促進	△
	3. 啓発活動の推進	① 啓発用・学習用教材の作成・検討	◎
		② 体験学習の推進	◎
		③ 施設見学会の開催	◎
		④ 広報誌の充実	◎
		⑤ ホームページによる情報の発信	◎
		⑥ 数値目標の達成評価、公表	○
		⑦ 適正処理困難物の周知徹底	◎
4. リサイクル情報システム整備の充実	① リサイクルに関する情報発信拠点の充実	○	
5. 事業系ごみの減量化	事業者への情報提供や意識啓発の強化	◎	
II 循環型システムの構築	1. 集団回収の推進	① 資源ごみ回収団体報奨金交付事業の実施	◎
	2. 再使用の推進	① フリーマーケットの開催	△
		② 再生品の利用促進・不用品交換制度の検討	○
	3. 分別の徹底	① 容器包装に関する情報発信	◎
		② 分別区分の再検討	○
		③ ステーションにおける分別指導	◎
	4. 各種リサイクル運動の推進	① 各種リサイクル法の周知徹底	○
		② 小売業者との連携	○
	5. 収集・運搬効率の向上	① 分別区分の見直しに応じた効率的な収集体制の構築	○
		② ステーション管理の向上	○
		③ ステーションからの資源ごみ持ち去り対策	○
	6. 焼却灰の資源化	① 資源化の検討	△

ごみ処理 の 基本方針	具体的取組	施策	実施 時期
Ⅲ 適正なごみ 処理を行う ための体制 整備・施設整 備	1. 計画的な施設整備	①温室効果ガス削減への対応	◎
		②施設の長寿命化計画の策定	◎
		③計画に基づく施設改修の実施	○
		④最終処分場の延命化	△
	2. 環境に配慮した収集・運 搬	①低公害車両の導入	△
		②許可業者に対する環境配慮に係る協力 要請	○
	3. 不法投棄対策の強化	①ごみのポイ捨て防止運動の推進	◎
		②環境美化運動など関連活動に対する支 援	○
		③各種団体との連携による不法投棄対策 の強化	◎
	4. 広域化処理計画に基づく 中間処理施設の整備	関係市町における検討	△
	5. 適正処理困難物・医療系 廃棄物への対応策	①処理方法についての情報の収集	◎
		②処理方法についての情報の発信	◎
	6. 災害時の廃棄物処理への 対応	災害廃棄物処理計画の策定	○
	7. 適正なごみ処理の把握	①事業系資源ごみの自己処理の要請	○
		②事業系資源ごみの自己処理量の把握	○
		③再生資源流通動向の把握	○

9. 今後の施設整備のための検討

廃棄物処理施設は、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検及び整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図ることが重要とされています。

本組合の焼却施設は、平成 25 年度及び平成 26 年度に延命化工事を実施しましたので当面の間は安定した稼働が可能です。

今後も安定した長期稼働を実施するためには、計画的な施設整備と適正な維持管理計画が必要です。

なお、横芝光町の光地域のごみについては、平成 33 年度より、本組合での処理を要望されております。

また、山武市についても成東地域のごみについても、平成 40 年度より、本組合での処理を要望されております。

上記横芝光町及び山武市からの要望及び施設の老朽化状況、ごみ量の増減等を総合的に判断し、今後施設の整備方針を検討していきます。

表 3.9-1.1 今後の施設整備の概要

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41
延命化終了後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
ごみ処理基本計画策定	○					○					○				
施設整備基本方針策定		○													
再延命化工事又は新施設													稼働		
光地域ごみ処理開始							33年度より要望								
成東地域ごみ処理開始														40年度より要望	